皇學館大学大学院
博士（文学）学位請求論文

『古事記』の表記と解釈

平成三十年十二月七日

管　浩然

目次

凡例……3

序章　本論文の目的と方法……7

一、『古事記』の成立と伝承……7

二、『古事記』研究のあけぼの……8

三、『古事記』の文体……10

四、「変体漢文」から「倭（やまと）文体」へ……12

五、各章の概要……13

第一章　『古事記』の序文……18

一、はじめに……18

二、序文における漢籍の利用……20

三、序文と本文との齟齬……23

四、『古事記』の表記法……27

五、まとめ……29

第二章　『古事記』の「立奉」……32

一、はじめに……32

二、「奉」の意味と用法……34

三、「立」の意味と用法……36

四、本居宣長の影響……40

五、まとめ……42

第三章　ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」……44

一、はじめに……44

二、「為」の意味と用法……45

三、「嫉妬」の意味と用法……47

四、「甚」の意味と用法……49

五、助詞としての「為」……52

六、「又」の用法……55

七、まとめ……58

第四章　仲哀記の「謂為詐神」……60

一、はじめに……60

二、「詐」の意味と用法……64

三、「謂為」と「以為」の意味と用法……66

四、『古事記』に見える同訓表記……70

五、まとめ……73

第五章　国譲り神話の「治」……………75

一、はじめに……………75

二、諸説……………75

三、「治」＝「造営する」の可能性……………76

四、「治」＝「祭る」の可能性……………79

五、まとめ……………85

第六章　国譲り神話の「天之御舎」……………89

一、はじめに……………89

二、「如此之白而」の「之」の字……………90

三、「天之御舎」について……………95

四、オホクニヌシの住所……………99

五、まとめ……………102

終章　本研究の結論……………105

初出一覧……………108

凡例

一、『古事記』本文の引用は、山口佳紀 神野志隆光校注『新編日本古典文学全集 古事記』（小学館、一九九七年）に拠るが、諸写本・版本及び諸注釈書類を参考に、一部の漢字、返り点、句読点について改めた箇所がある。神名、人名の表記はカタカナで統一する。傍点、傍線は筆者による。訓注は【】の内に示す。なお、「シテ」の合略仮名は「〆」の形で示した

二、参考文献の書名、雑誌名、出版社名の表記、及び漢籍引用文に見える旧字体は、一部を常用漢字に改めた。

三、『古事記』の諸写本・版本は、主に下記のものを参考にした。

小島憲之解説『国宝 真福寺本 古事記』（桜楓社、一九七八年）

『新天理図書館善本叢書第一巻 古事記道果本 播磨国風土記』（八木書店、二〇一六年）

『伊勢本古事記 上巻』（古典保存会、一九三六年）

『伊勢一本古事記 上巻』（古典保存会、一九三〇年）

『卜部兼永筆本古事記』（勉誠社、一九八一年）

『猪熊本古事記』（古典保存会、一九三六年）

『前田本古事記』（尊経閣叢刊、一九三八年）

『諸本集成古事記』（勉誠社、一九八一年）

『古事記』（観音町風月宗智刊行、寛永二十一年（一六四四年））

『延佳神主校正 鼇頭古事記』（皇都書林文昌堂、貞享四年（一六八七年））

四、『古事記』の注釈書とテキストは、主に下記のものを参考にした。

賀茂真淵『仮名書古事記』（『賀茂真淵全集 第十七巻』続群書類従完成会、一九八二年）

本居宣長『古事記伝』（『本居宣長全集』第九巻～第十二巻、筑摩書房、一九六八年～一九七四年）

植松安 大塚龍夫『古事記全釈』（広文堂、一九二五年）

倉野憲司 武田祐吉校注『日本古典文学大系 古事記 祝詞』（岩波書店、一九五八年）

神田秀夫 太田善麿校註『日本古典全書 古事記』（朝日新聞社、一九六二年）

尾崎暢殃『古事記全講』（加藤中道館、一九六六年）

西宮一民編『古事記』初版（桜楓社、一九七三年）

荻原浅男 鴻巣隼雄校注『日本古典文学全集 古事記 上代歌謡』（小学館、一九七三年）

倉野憲司『古事記全註釈』第一巻～第七巻（三省堂、一九七三

年〜一九八〇年）
西郷信綱『古事記注釈』第一巻〜第四巻（平凡社、一九七五年〜一九八九年）
小野田光雄校注『神道大系 古事記』（神道大系編纂会、一九七七年）
西宮一民校注『新潮日本古典集成 古事記』（新潮社、一九七九年）
青木和夫 石母田正 小林芳規 佐伯有清校注『日本思想大系 古事記』（岩波書店、一九八二年）
西宮一民編『古事記 新訂版』（桜楓社、一九八六年）
山口佳紀 神野志隆光校注『新編日本古典文学全集 古事記』（小学館、一九九七年）
黒板勝美校注『新訂増補国史大系 古事記 先代旧事本紀 神道五部書』（吉川弘文館、一九九八年）
西宮一民編『古事記 修訂版』（おうふう、二〇〇〇年）
中村啓信訳注『新版古事記 現代語訳付き』（角川ソフィア文庫、二〇〇九年）
沖森卓也 佐藤信 矢嶋泉編『新校古事記』（おうふう、二〇一五年）

なお、略号は以下のとおりである。

全釈　『古事記全釈』
大系　『日本古典文学大系 古事記 祝詞』
全書　『日本古典全書 古事記』
全講　『古事記全講』
全集　『日本古典文学全集 古事記 上代歌謡』
神道大系　『神道大系 古事記』
集成　『新潮日本古典集成 古事記』
思想大系　『日本思想大系 古事記』
新編全集　『新編日本古典文学全集 古事記』
国史大系　『新訂増補国史大系 古事記 先代旧事本紀 神道五部書』
新版古事記　『新版古事記 現代語訳付き』

五、『日本書紀』の本文は、毛利正守 小島憲之 直木孝次郎 西宮一民 蔵中進校注『新編日本古典文学全集 日本書紀』①〜③（小学館、一九九四年〜一九九八年）より引用したが、一部改めた箇所がある。傍点、傍線は筆者による。

六、『日本書紀』の写本は、主に下記のものを参考にした。

『天理図書館善本叢書和書之部第一巻 古代史籍集』（天理大学出

版部刊行、一九七二年）

中村啓信校注『神道大系　日本書紀』（精興社、一九八三年）

『尊経閣善本影印集成　日本書紀』（八木書店、二〇〇二年）

『新天理図書館善本叢書　日本書紀』（八木書店、二〇一五年）

七、『万葉集』の本文は、毛利正守　井手至校注『新校注　万葉集』（和泉書院、二〇〇八年）より引用した。傍点、傍線は筆者による。訓注は【】の内に示す。なお、上代語に認められる特殊仮名遣について、乙類のへは「乀」の形で示した。

八、『常陸国風土記』『出雲国風土記』及び『播磨国風土記』逸文の本文は、植垣節也校注『新編日本古典文学全集　風土記』（小学館、一九九七年）より引用したが、一部改めた箇所がある。傍線は筆者による。なお、以下のものをも参照した。

秋本吉郎校注『日本古典文学大系　風土記』（岩波書店、一九五八年）

加藤義成編『校本出雲国風土記　全』（出雲国風土記研究会、一九六八年）

荻原千鶴校注『出雲国風土記　全訳注』（講談社学術文庫、一九九九年）

沖森卓也　佐藤信　矢嶋泉『出雲国風土記』（山川出版社、二〇〇五年）

中村啓信校注『風土記　上　現代語訳付き』（角川ソフィア文庫、二〇一五年）

尊経閣善本影印集成『釈日本紀　二　巻九～巻十八』（八木書店、二〇〇四年）

島根県古代文化センター編『島根県古代文化センター本　出雲国風土記』（島根県教育委員会、二〇一四年）

島根県古代文化センター編『解説　出雲国風土記』（島根県古代文化センター、二〇一四年）

九、『日本霊異記』の本文は、中田祝夫校注『新編日本古典文学全集　日本霊異記』（小学館、一九九五年）より引用したが、一部改めた箇所がある。傍線は筆者による。なお、以下のものをも参照した。

出雲路修校注『新日本古典文学大系　日本霊異記』（岩波書店、一九九六年）

小泉道校注『新潮日本古典集成　日本霊異記』（新潮社、一九八四年）

十、辞書類は、主に下記のものを引用または参考にした。

観智院本『類聚名義抄』（風間書房、一九七〇年）

高山寺古辞書資料第一『篆隷万象名義』（東京大学出版会、一九七七年）
『覆刻日本古典全集　龍龕手鑑』（現代思潮社、一九七七年）
諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店、一九六〇年）
『角川古語大辞典』（角川書店、一九八二年）
『漢語大字典』（四川辞書出版社　湖北辞書出版社、一九八六年）
『角川大字源』（角川書店、一九九二年）
白川静『字通』（平凡社、一九九六年）
『日本国語大辞典　第二版』（小学館、二〇〇〇年）
『漢語大詞典』（上海世紀出版股份有限公司　上海辞書出版社、二〇一一年）
荻原雲来編『漢訳対照梵和大辞典』（鈴木学術財団、一九七九年）
中村元『広説仏教語大辞典』（東京書籍、二〇〇一年）

十一、漢籍資料は、主に下記のものを引用または参考にした。

『爾雅』（汲古書院、一九七三年）
『説文解字』（台湾中華書局、一九七五年）
『説文解字　附音序筆畫検字』（北京中華書局、二〇一三年）
『玉篇』（台湾中華書局、一九七七年）
『大広益会玉篇』（北京中華書局、一九八七年）
『広韻』（台湾中華書局、一九六六年）
『集韻』（台湾中華書局、一九六六年）
『史記』（北京中華書局、一九五九年）
『新釈漢文大系　史記』（明治書院、一九七三年）
『漢書』（北京中華書局、一九六二年）
小竹武夫訳『漢書』（筑摩書房、一九七七年）
『後漢書』（北京中華書局、一九六五年）
渡邊義浩　岡本秀夫　池田雅典編『全訳後漢書』（汲古書院、二〇〇一年）
『三国志』（北京中華書局、一九五九年）
『正史三国志』（ちくま学術文庫、一九九四年）
『水経注　大唐西域記　史通』（台湾商務印書館、一九七九年）
『文選』（北京中華書局、一九七七年）
『新釈漢文大系　文選』（明治書院、一九六三年）
『芸文類聚』（上海古籍出版社、一九九九年）
『芸文類聚　訓読付索引』（大東文化大学東洋研究所、一九九〇年）
『欽定全唐文　付索引』（中文出版社、一九七六年）
『全唐文』（北京中華書局、一九八三年）
『大正新修大蔵経』（大正新修大蔵経刊行会、一九二四年）

序章　本論文の目的と方法

一、『古事記』の成立と伝承

日本現存最古の書物として位置付けられる『古事記』は、上巻(序、天地初発～カムヤマトイハレビコ誕生)、中巻(神武天皇～応神天皇)、下巻（仁徳天皇～推古天皇）の三巻から成る。神々と天皇の系譜を記す一方、神話や物語、そして歌謡なども多く含まれ、文学性豊かな書物である。

序文によれば、『古事記』は和銅四年（七一一年）九月十八日の詔によって、筆録の作業が始まり、約四ヶ月後の和銅五年（七一二年）一月二十八日に作業が終わり、当時の元明天皇に献上した。しかるに、現存最古の『古事記』の写本である真福寺本は、応安四年（一三七一年）から応安五年（一三七二年）にかけて、僧賢瑜によって書き写されたものである。『古事記』は和銅五年の成立ということで換算すれば、成立から応安四年までの六六〇年の空白期間がある。期間中、『古事記』の本文は、書写過程などにおいてどれほどの誤写、改竄があったのであろう。たとえば、仁賢天皇から推古天皇までの記事については、『日本書紀』において、それぞれの天皇の事績が詳しく記されているのに対し、『古事記』の方は、系譜的な記事にとどまり、その時代にどのような出来事が起きたかが記されていない。仁賢天皇から推古天皇までの記事に関して、『古事記』の筆録者が最初からこのような形で書いたのか、後世の人が意図的に削ったのか、書写の過程において何らかの事情で省略されたのか、依然として謎のままである。

『新編全集』の凡例を見ると、「原文は現存最古の写本である真福寺本（複製本による）を底本とし、新たに校訂を加えたものである」とあり、ほかに、西宮一民氏の『古事記 修訂版』は、「本書は、真福寺本古事記を底本と」する、『新校古事記』は、「本書は、（略）最古の写本である真福寺本を底本とし、卜部兼永本をはじめとする諸写本にも十分に配慮して校訂を加えた」とあるように、近年出版された『古事記』は、いずれも真福寺本を底本としている。したがって、今日、われわれが読んでいる『古事記』は、あくまで六四〇余年前（二〇一八年現在）に書写されたものをベースに校訂を加えたものであり、『古事記』の筆録者が書いた原本とは異なる。

真福寺本以前の写本は現存していないが、『古事記』に関する記事は、古くから他の文献資料に散見されている。そのうち、最も古いものは『万葉集』である。『万葉集』巻第二の九十番歌を見ると、

古事記曰、軽太子奸軽大郎女。故其太子流於伊予湯也。此時、
衣通王不堪恋慕而追往時歌曰、
君之行(キミガユキ)　気長久成奴(ケナガクナリヌ)　山多豆乃(ヤマタヅの)　迎乎将往(ムカヘヲユカム)　待尓者不待(マツニハマタジ)【此云
山多豆者、是今造木者也。】
右一首歌、古事記与類聚歌林所説不同、歌主亦異焉。因検日本
紀曰、(下略、返り点は割愛)

とあり、傍線部を見ると分かるように、ここでは『古事記』の内容を引用している。実際、『古事記』下巻允恭天皇条の方で確認すると、

天皇崩之後、定木梨之軽太子所知日継、未即位之間、姦其伊呂
妹、軽大郎女而、(略)故、其軽太子者、流於伊余湯也。(略)
故、後亦、不堪恋慕而、追往時、歌曰、
岐美賀由岐　気那賀久那理奴　夜麻多豆能　牟加閉袁由加牟
麻都爾波麻多士【此、云山多豆者、是今造木者也。】(返り点は
割愛)

とあり、傍点部を見ると、『万葉集』の「軽太子奸軽大郎女。故其太子流於伊予湯也。此時、衣通王不堪恋慕而追往時歌曰」の一文は、「伊予」が「伊余」になった程度の相違はあるが、『古事記』下巻允恭天皇条の記事をほぼそのまま引用したような形である。

『万葉集』以外、たとえば『日本書紀私記(弘仁)』序、『琴歌譜』、『本朝月令』などの書物にも『古事記』が引用されている。この点については、すでに岡田米夫氏の論じたところであり、また、及川智早氏、谷口雅博氏、渡辺正人氏らによって作成された古事記研究史年表などにおいても整理されたところである(1)。

二、『古事記』研究のあけぼの

『古事記』の研究は、江戸時代まではほとんど行われていない。それを本格的に研究しようとしたのは、周知のとおり江戸時代の本居宣長であるが、久松潜一氏や鴻巣隼雄氏(2)が『古事記』の研究史を論じた際に、まず伊勢度会の神主である延佳の業績を評価している。延佳は、『古事記』の本文校訂作業を行い、貞享四年(一六八七年)に『鼇頭古事記』を出版した。この『鼇頭古事記』の巻下の跋文において、延佳は次のように述べている。

近世刊行之古事記。文字謬多而難暁其義者往往有之。旧史之如
是也誰不以歎焉哉。予多年求善本于故家。乃得数部而校讎正誤

補缺語刪衍文加訓点頗以是正。（略）猶有疑者期後之訂考云。

この跋文を見ると、延佳は、近頃に刊行された古事記に誤字が多く意味不明の箇所がよく見られ、古い史籍がこのようになってしまうことを嘆いて、そこで、長年にわたり古い家に『古事記』の善本を探し求めて、ついに数冊を手に入れて、正誤を校讐し、欠語を補い、衍文を削り、訓点を付け加えることによって、大いに校訂作業を行って、なお疑問が残る箇所は後考を俟つ、という内容になっている。実際、延佳の『鼇頭古事記』を繙いてみると、『古事記』の諸本だけでなく、『日本書紀』『万葉集』『旧事記』など、実に多く書物をも参考にしたことが分かる[3]。このように、延佳は『古事記』研究の先駆者であり、彼の功績は評価すべきものである。

同じく江戸時代の国学者である賀茂真淵は、『延喜式祝詞解』の附記[4]において、「古史ヲ引ニ古叓紀ヲ先トシ、日本紀ヲ次トス、（略）古事紀ハ上古質直ノ國史也、且國語ヲ専トシタレハ、上古ノ風ヲ見、古語ヲ知、古文ヲ察スルニ及モノ無レハ也」と述べ、『古事記』は『日本書紀』より優れる書物であると評価する。真淵は、『古事記』は古語古文を知るために重要な書物であると指摘する一方、『古事記』についての研究は僅少である。真淵の弟子である本居宣長は、師匠の意志を継承して『古事記』の研究に没頭し、明和元年（一七六四年）から寛政十年（一七九八年）までの三十五年の歳月を費やして、ついに『古事記伝』を完成させた。宣長は、『古事記伝』一之巻「文體の事」の項目に、次のように述べている。

> 抑此記は、もはら古語を傳ふるを旨とせられたる書なれば、中昔の物語文などの如く、皇國の語のまゝに、一もじもたがへず、假字書にこそせらるべきに、いかなれば漢文には物せられつるぞといはむか、いで其ゆゑを委曲に示さむ、先大御國にもと文字はなかりしかば、（略）上代の古事どもも何も、直に人の口に言傳へ、耳に聽傳はり來ぬるを、やゝ後に、外國より書籍と云物渡參來て、（略）其を此間の言もて讀ならひ、その義理をもわきまへさとりてぞ、（略）其文字を用ひ、その書籍の語を借て、此間の事をも書記すことにはなりぬる、（略）されどその書籍てふ物は、みな異國の語にして、此間の語とは、用格もなにも、甚く異なれば、その語を借て、此間の事を記すに、全く此間の語のまゝには、書取がたかりし故に、萬事、かの漢文の格のまゝになむ書ならひ來にける、

平安時代の文学作品は、ほとんど平仮名を用いて書かれたものであり、日本語そのままである。『古事記』の内容ももちろん、日本語

で言い伝えてきたものだが、その時代にはまだ文字がなかった。やがて、大陸や半島より漢籍が日本に伝来し、日本人はその書物を日本語で読み解き、ついに、漢字を用いて日本の事を書き記そうとした。しかし、漢籍は中国語で書かれたものであり、中国語と日本語とは用法が大いに異なり、漢字だけで日本語を書き記そうとすると、どうしても日本語のままには書き取れない。したがって、漢文の書き方を真似て書いたのだ、と宣長は言っている。

要するに、『古事記』というものは、日本語を書き記そうという意向で編纂したものであり、漢文はあくまでその手段方法である。たとえば、「汝者、自㆑右廻逢」（上巻 神の結婚）の「自㆑右」はミギヨリ、「女人先言、不㆑良」（同）の「不㆑良」はヨクアラズを漢字で表わしたものであり、漢文の倒置法の影響で「自㆑右」「不㆑良」といった表記になっただけで、誰しもそれらを「ヨリミギ」「アラズヨク」の如き訓み方をしない。

三、『古事記』の文体

宣長以降、『古事記』研究はようやく盛んになり、近年、小島憲之氏(5)は宣長の論述を受け、『古事記』における表記法を次のようにまとめた。

1 假字書—久羅下那州多陀用弊流（海月如す漂へる）
2 宣命書—在祁（那）理。吐散登許曾
3 漢文（古語の格に同じもの）—立㆓天浮橋㆒而指㆓下其沼矛㆒
4 漢文（古語の格にあはないもの）—名㆓其子㆒云㆓木俣神㆒。此謂㆓之神語㆒
5 純粋なる漢文—不㆑得㆑忍㆓其兄㆒

こうしてみると、『古事記』はさまざまな表記法をうまく統合して書かれたものである。当時の日本は文字がなく、文章を書こうとすると、外国の文字（漢字）を使うしかなかった。『古事記』の筆録者は、如何に漢字を使って『古事記』を書き記したかといえば、序文に書いてあるように、

上古之時、言意並朴、敷㆑文構㆑句、於㆑字即難。已因㆑訓述者、詞不㆑逮㆑心。全以㆑音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交㆓用音訓㆒。或一事之内、全以㆑訓録。即、辞理叵㆑見、以㆑注明、意況易㆑解、更非㆑注。

上古においては、言葉も意味も素朴であり、どのように文字を用い

て文章を書いたらよいかは困難なことである。すべて訓を用いて記述すれば、文字が言わんとするところに届かない場合があり、すべて音を用いて記述すれば、文章が冗長になってしまう場合がある。そこで、今は、或る時は一句の中に音と訓とを交えて用い、或る時は一つの事柄の内にすべて訓を用いて書き記す。そして、分かりにくいところは注を付けて意味を明らかにし、分かりやすいところは注をつけない、という方針を採っている。たとえば、上巻冒頭部分に次の一文が見られる。

国稚如二浮脂一而、久羅下那州多陀用弊流之時、【流字以上十字以レ音。】

「国稚如二浮脂一」は、漢文の知識を持つ人であれば、この一文を「国稚く浮ける脂の如し」と訓めるはずである。しかし、「久羅下那州多陀用弊流之時」は、漢文として読むと理解できない内容である。そこで、「流字以上十字以レ音」という訓注が必要となってくる。この訓注に拠れば「流」の字までの十字は、音読みで読めということで、すなわち、「久羅下那州多陀用弊流」はクラゲナスタダヨヘルと読む。この場合、「久」の字にヒサシの意を持たず、「下」の字にシタの意を持たず、「用」の字にモチヰルの意を持たない。「久」から「流」までの十文字は、すべて音を表す記号として機能しているわけである。

このような文体は、従来、いわゆる「変体漢文」と認識されてきた。たとえば、築島裕氏[6]は、「「古事記」「出雲風土記」「播磨風土記」「上宮聖徳法王帝説」などは、何れも奈良時代に撰述せられた文獻であり、これらは、漢字だけで記してあるけれども、漢字の順序や配列など、純粋の漢文の性格からは明に外れた點が多く存する」と述べたうえで、「「古事記」や「風土記」が正格でない漢文で記されてゐるのは、漢文を綴る際に撰者の學力が不足であつたと考へるよりも、寧ろ、當時の人は、このやうな「正式でない漢文」を一つの「文の型」として考へてゐたのであり、日本語を漢字によつて表記するために用ゐる形式の一つであつて、奈良時代又はそれ以前に既に、平安時代以後と同じやうに、「變體漢文」なる日本語表現形式が存したと認めて良いのではないかと考へるのである」と指摘し、『古事記』の文体を「変体漢文」としてとらえている。さらに、築島氏は変体漢文資料の分類を論じる際に、「変体漢文」を(一)「書手自身の備忘を主な目的としたもの」と(二)「讀者を豫想しつつ記したもの」というように二分し、(二)の(ロ)「撰書——最初から纏まった書物として選述されたもの」の(A)「説話。古事記・出雲風土記・播磨風土記・日本靈異記・日本感靈錄・新猿樂記など」の

条に、『古事記』の名を提示している。

また、西宮一民氏[7]は、上代の文体の概念について、従来の説を次のように整理している。

（イ）漢文體と国文體との二分説

（ロ）漢文體と和文體と變體漢文體との三分説

（ハ）純漢文體と準漢文體と準國文體（宣命祝詞體）と純國文體（假字體）との四分説

（ニ）漢文體と眞假名漢文體と和化漢文體と宣命文體と眞假名文體との五分説

西宮氏は、右のようにイ、ロ、ハ、ニの四説を提示して、「（ロ）の立場が最も妥当なものとして認めることができる」と述べたうえで、漢文体、和文体、変体漢文体についてあらためてそれぞれの概念を示した。

（A）漢文體……シナ語で讀める文體。すなはち「漢文」のシンタツクスに則つて書いてある文體である。

（B）和文體……日本語でしか讀めない文體。述作者のシンタツクスがすべて日本語にあるもので、従つて受容者（讀者）も日本語で讀むことを要請されてゐる。

（C）變體漢文體……基本的には〈漢文體〉に據りながら、まま〈和文體〉が混入する文體。ふつう、述作者が〈漢文體〉で書かうと努力しながら、漢文力の不足のためか、或いは日本語のシンタツクスから脱しきれないためか、おのづから〈和文體〉が混入してしまふ場合が考へられるが、一方では大半が〈漢文體〉でありながら、中に、主語・述語・修飾語の語順を日本語のシンタツクスに換へ、或いは敬語や助詞・助動詞を表記したりして、意識的に〈和文體〉化をはからう場合も考へられる。

右の分類を踏まえて、西宮氏は『古事記』の文体について、「わたくしは、總じて〈變體漢文體〉で書かれてゐると認定する」と指摘している。このように、『古事記』の文体は一般的に「変体漢文」と認識されてきた。

四、「変体漢文」から「倭（やまと）文体」へ

しかるに、毛利正守氏[8]は、「変体漢文」という概念を最初に命名し定義づけた橋本進吉氏の論説を再確認し、『古事記』は変体漢文

ではないと論じている。橋本進吉氏[9]は「変体漢文」について、「奈良朝以前から漢文が正式の文語として用ゐられ、官府の公用文は勿論、私人の手紙や記録のやうな實用的の文も漢文で書くのが正式であつた。（略）しかし、正しい漢文を書くのは容易でなく、學殖の無いものは、動もすれば文字の用法を誤り、順序を違へ、漢文として不用な文字を加へなどして、變則な書き方をした」と述べ、「變體の漢文が次第に一般に行はれ、以後時を經ると共に、正式の漢文に用ゐない俗語や句法を用ゐる事が益多くなつて行き、形は漢文であるが（時には假名を交へたものもある）、日本人の間にしか通ぜぬ變體の漢文となつたのである。平安朝中期以後の男子の日記類や東鑑など皆この體の文である」とも述べているが、『古事記』はこの範疇に属するとは論じていない。反対に、橋本氏は和歌と和文について論じる際に、「漢字を用ゐるに從つて、純粋の日本語をもこれで書くやうになつた。（略）古事記の如き口誦の語も漢字に寫されるに至つた」と述べているように、橋本進吉氏は『古事記』という書物の文体を「変体漢文」ではなく、「和文」として位置付けている。後の研究者たちは橋本氏の論説を誤解し、『古事記』を「変体漢文」としてとらえてしまっている。そこで、毛利正守氏は『古事記』の文体について、新たに「倭文（やまと）体」という斬新な概念を提唱した。「和文体」と定義する研究者もいるが、しかし、毛利氏は「漢字ばかりで記された時代即ち上代において、和文または和文体なる呼称を用いるのはいかがか」との疑問を呈し、また、「奈良時代にあっては、「和」字はおよそ「陽神後に和へて曰く」（日本書紀、巻一）や「千磐破る人を和為と」（萬葉集、巻二・一九九）などと、答える意のコタフ、静め和らげる意のヤハス等としての使用であって「日本」の意としては見出し難い」と指摘し、『日本書紀』『萬葉集』において「日本」は一般に「倭」と称されることから、『古事記』を含む当時の日本の文章を志向する文体の称として、「倭文体」はもっとも妥当なものと論じている。毛利氏の提唱した「倭文体」は、現在、最も有力な説となっており、たとえば、大島信生氏[10]は、「この名称（「倭文体」を指す、筆者注）が私もふさわしいと考えている。「倭文体」の名称が今後普及していくと考える」と述べているように、多くの研究者たちによって支持され[11]、「倭文体」という概念は、今後、学界の通説として定着していくであろう。

五、各章の概要

漢字のみで書かれた『古事記』を研究するときに、まず、一つ一つの漢字の意味と用法を徹底的に調べなければならない。むろん、その前に諸本を見比べ、文字の異同を確認する作業も必要である。

漢字の意味と用法を明らかにしたうえで、はじめて『古事記』の文章を読み解くことができ、さらに、従来の学説に向かって問いかけることができる。

『古事記』に書かれた漢字の意味と用法を調べる方法としては、まず、『古事記』成立より前に編纂された字書においてその漢字の意味を調べる。そして、実際、『古事記』成立より前に編纂された漢籍（漢訳仏典を含む）において、その漢字は如何に使用されているかを確認する。こうして、その漢字は漢籍における意味と用法は確認できるが、しかし、漢字が日本に伝来するとき、必ずしも漢籍の用法と完全に一致するとは言えない。そこで、『古事記』とほぼ同時代に編纂された書物、たとえば、『日本書紀』『万葉集』『常陸国風土記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』などにおいても、その漢字の用法を調べる必要がある。こういった作業をしたうえで、はじめて『古事記』の筆録者は如何に漢字を用いて、如何なる書き方で『古事記』を筆録したのかという問題に向き合うことができる。

すなわち、本論文は、『古事記』の表記は、どこまでが漢文の使い方と一致し、また、どこからが独自の使い方なのかという疑問を念頭に置きながら、以下の六つの課題を通して、『古事記』の解釈を試みるものである。

第一章は、漢文体で書かれた序文に目を向ける。従来、序文の真偽をめぐって、江戸時代より長い間議論がなされてきたが、太安万侶の墓誌の出土により、偽書説がようやく落ち着いてきて、序文を疑う研究者は少なくなってきた。あらためて序文を読んでみると、序文と本文との間では、神名、人名、地名などの表記において相違するところが目立ち、また、序文に取り上げた天皇の事績は、本文の方ではその詳細が記されておらず、本文に詳しく書かれた出来事は、序文の方では触れていない、こういった疑問が依然として残っている。一方、序文の執筆者は、「進五経正義表」及び「進律疏議表」を巧みに利用してしつつ、日本の神話や歴史をうまく駢文で書き上げ、序文を完成させたのである。序文の執筆者は、漢語を自由に操ることができ、漢文の造詣の非常に高い人であることを窺わせる。『古事記』の序文は、漢文で書かれたものでありながら、非常に文学性の高いものと認められる。最後は、序文に提示された『古事記』本文の表記法に注目する。『古事記』の筆録者は、稗田阿礼の誦習したものを漢字で書き表そうとしたときの工夫が記され、『古事記』の表記法を知るための重要な内容になっているからである。

第二章は、上巻に見える「立奉」という表記に注目する。「立奉」は次の三例がある。①「然坐者恐。立奉」（上巻　八俣の大蛇退治）、②「恐之。此国者、立奉天神之御子」（上巻　建御雷神の派遣）、③「我之女二並立奉由者、使二石長比売一者、天神御子之命、雖二雪零風吹一、

恒如レ石而常堅不レ動坐」（上巻 邇々芸命の結婚）。古写本・版本では「立奉」の訓がさまざまで定まっていない。本居宣長が①から③までの「立奉」をすべてタテマツルと訓み、以降、この訓が定着してきた。しかし、①の場合、スサノヲの「汝之女者、奉於吾哉」（お前の娘を私に献上するか）との問いに対し、アシナヅチは①のように「奉」ではなく「立奉」と答えた。「奉」と「立奉」との訓が同じであれば、「立」の字を添える必要はない。本章では、「立奉」の在りようについて考えていく。

第三章は、上巻八千矛の歌物語に見える「甚為嫉妬」について考察する。宣長以降の注釈書や論文では、「為」の字をス（またはシタマフ）と訓み、「為嫉妬」の三文字で嫉妬ス（または嫉妬シタマフ）と訓んでいる。しかし、日本上代文献や漢籍において、「為嫉妬」の用例はほかに見えず、嫉妬ス（または嫉妬シタマフ）を漢字で書き表すときに、「嫉妬」の二文字だけが使用され、「為」の字を見ない。一方、「為」の字は、「甚」「極」「最」など程度を表す副詞の後に接続し、「甚為」「極為」「最為」といった形で使用される例は、日本上代文献や漢籍にしばしば見える。本章では、「甚為嫉妬」という文字列の解釈について新たに考えていきたい。

第四章は、前章「為」の字をめぐる考察に関連して、中巻仲哀天皇の崩御と神託の条に見える「謂為詐神」について考える。宣長以降の注釈書は、「為詐」を一括りとして、イツハリヲナス（またはイツハリヲス）と訓むが、『古事記』においてイツハリヲナスを漢字で書く場合、「詐」の一文字のみが用いられ、「為詐」という表記は見ない。一方、「謂為」という言葉は、漢籍（漢訳仏典を含む）において広く使用されており、また『日本霊異記』や訓点資料にも用例が確認できる。本章では、「謂」「詐」「謂為」の意味及び用法を確認し、「謂為詐神」の訓み方を考える。

第五章は、上巻オホクニヌシの国譲り神話に見える「治」の字について考察する。「唯僕住所者、如二天神御子之天津日継所レ知之登陀流天之御巣一而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而、治賜者、僕者、於二百不レ足八十坰手一隠而侍」の「治賜者」に「治」の字が使用されているが、従来の意見は、A住居を造営して斎き祭る、B「治」＝住居を造営する、C「治」＝祭る、斎き祭る、の三つに分かれている。本章では、『古事記』における「治」の意味及び用例を確認し、ほかに、『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文に見える「治」の用例をも参考にしつつ、国譲り神話の文脈において「治」の解釈についてもっとも適切な解釈を探っていく。

第六章は、同じくオホクニヌシの国譲り神話に見える「天之御舎」について考察を加える。「天之御舎」について、宣長はこれを天つ神

側がオホクニヌシのために建てた住居としたが、その後、「天之御舎」を建てた主語をめぐって議論がなされてきて、オホクニヌシが天つ神側の諒解を得て自ら建てた住居とする説もある。一方、「天之御舎」をオホクニヌシの住居とせず、オホクニヌシは服属儀礼のために天つ神側に建てた建物と論じた研究者もいる。本章では、まず「如此之白而」という文字列の訓み方について考察を行い、そのあと、従来「天之御舎」をめぐって如何に論じられてきたかを整理し、『古事記』以外の文献資料においてオホクニヌシの住居は如何に記されているかを確認して、「天之御舎」は誰が何のために建てたものかを論じていく。

以上の六つの章では、非常に細かいことまで考察するという印象を受けるかもしれない。がしかし、たとえば、「天神御子」と「天神之御子」について、従来、いずれもアマツカミノミコと訓まれてきたが、毛利正守氏[12]は、「之」の字の有無によって、二つの用語に意識的な書き分けが見られると論じ、すなわち、「天神御子」は「天皇に繋る直系の神である」とし、「天神之御子」の「之」の字は親子関係を示すもので、「天神を親とするその御子と把握される」と解釈している。また、石田千尋氏[13]は毛利氏の論を踏まえて、さらに「「天神御子」とは、アマテラスとの系譜的な繋がりをあらわすのみならず、葦原中国平定を行うべき者という意を併せ持つ称である」、「天神御子」とは葦原中国の支配者となるアマテラス直系の天神を、葦原中国の側から捉えたときの称である」と論じている。このように、「天神御子」と「天神之御子」とは、「之」の字の有無によって相違が生じるわけであって、その点を見過ごしてしまうと、訓みだけでなく、『古事記』本文の解釈にも支障が起きる恐れがある。

したがって、かくの如き細かな作業は、『古事記』研究においては不可欠なものであり、すなわち、一つ一つの文字を丁寧に調べたうえで、はじめて『古事記』の解釈ができる。本論文は、以上の六つの章を通して、『古事記』の表記と解釈をめぐって論じていく。

注

（1）岡田米夫「古代文献に見える古事記」（久松潜一編『古事記大成 第一巻』平凡社、一九五六年）、古事記学会編『古事記研究大系2 古事記の研究史』（高科書店、一九九九年）。

（2）久松潜一「古事記研究史序説」、鴻巣隼雄「近世の古事記研究」（久松潜一編『古事記大成 第一巻』平凡社、一九五六年）。

（3）『鼇頭古事記』の頭注を見ると、『説文解字』『出雲国風土記』『古語拾遺』『日本書紀私記（弘仁）』『新撰姓氏録』『令義解』『日本三代実録』『伊勢物語』『古今和歌集』『延喜式』『倭名類聚抄』『続日本紀』『政事要略』『類聚三代格』『江家次第』

『倭姫命世記』『韻会』『釈日本紀』『神皇正統記』『本草綱目』などの書物を参考にしたことが分かる。

（4）『賀茂真淵全集　第七巻』（続群書類従完成会、一九八四年九月）。

（5）小島憲之『上代日本文学と中国文学　上』第二篇「古事記の述作」第四章「古事記の文學性」（塙書房、一九六二年）。

（6）築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』第七章「漢文訓讀の周邊」第三節「變體漢文研究の構想」（東京大学出版会、一九六三年）。

（7）西宮一民『日本上代の文章と表記』Ⅰ部「文章の研究」第一章「文章の述作」第一節「古事記の文章」一「變體漢文體の採擇」、第二章「文章の受容」第一節「古事記の訓讀」一「文體と訓法」（風間書房、一九七〇年）。

（8）毛利正守「「変体漢文」の研究史と「倭（やまと）文体」」（『日本語の研究』第十巻一号、二〇一四年一月）。

（9）橋本進吉『国語学概論』（岩波書店、一九四六年）。

（10）大島信生「国語学からみる『古事記』」（『芸林』第六十二巻第一号、二〇一三年四月）。

（11）現在でも「変体漢文」なる呼称を用いる研究者（乾善彦『日本語書記用文体の成立基盤』（塙書房、二〇一七年）がいて、また、「倭文体」を批判する声（木田章義「狸親父の一言――古事記はよめるか――」、『国語国文』第八十三巻第九号、二〇一四年九月）もあるが、「倭文体」を支持する研究者は大多数を占め、大島氏のほかに廣岡義隆「金石文」（『日本語学研究事典』〔資料編〕一「上代」2「記録・史書・説話など」（明治書院、二〇〇七年）、呉哲男「国家／王権論の展開」（『文学・語学』第百九十号、二〇〇八年三月）なども挙げられる。

（12）毛利正守「古事記に於ける「天神」と「天神御子」」（『国語国文』第五十九巻第三号、一九九〇年三月）。

（13）楠木（石田）千尋「「天神御子」と〈久米歌〉」（『国語と国文学』第七十巻第四号、一九九三年四月）。

第一章　『古事記』の序文

一、はじめに

『古事記』の序文は、『古事記』の成立を知るための重要な文章である。序文によると、天武天皇は「諸家之所レ賷帝紀及本辭、既違二正実一、多加二虚偽一。当二今之時一、不レ改二其失一、未レ経二幾年一、其旨欲レ滅（諸家のもたらした帝紀と本辞とは、すでに真実と違い、偽りを多く加えている。いま、その誤りを改めないならば、幾年も経たないうちに、その本旨は滅びてしまうであろう）」と憂慮し、「撰二録帝紀一、討二覈(1)旧辞一、削レ偽定レ実、欲レ流二後葉一（帝紀と旧辞を調べ正し、偽りを削り真実を定めて、後世に伝えようと思う）」という目的で『古事記』の編纂を命じた。

序文の内容は、唐の長孫無忌が識した「進五経正義表」を参考して書いたものだということは、既に多くの研究者たちによって論じられていた。岡田正之氏(2)は、「此の文を序と云ふも、其の體は表なり、卽古事記を上れる表なり。蓋し、宋の裴松之の上三國志注表、唐の長孫無忌が上五經正義に倣ひたるものなるべし。安萬侶は、能く我が故事を鎔範し、字句を藻繪して、巧に絢爛の文を爲せり。之を松之・無忌の文に比するに、夐に其の上に出づ。（略）安萬侶の學殖文思の人に過ぐるにあらざれば、如何ぞ此の一大美文を得んや。此の一篇を観るも、奈良朝に於ける漢文學の非常に進歩したりしを徴すべし」と述べているように、『古事記』序文は裴松之や長孫無忌の文章を模倣したものであるが、裴松之や長孫無忌よりはるかに優れていると高く評価し、これによって奈良朝の漢文学のレベルの高さが反映されるとも論じている。また、志田延義氏(3)は、『欽定全唐文』には「進五経正義表」に続いて載せられてゐて、同じく長孫無忌の上表たる「進律疏議表」も、共に参酌せられた（略）。「古事記」上表の構文は全体としては「進五経正義表」に倣った点が幾分多いかとも判断せられるが、語句を求めた点においては両表との関係は相伯仲するやうである」と述べ、「進五経正義表」だけでなく、同じく長孫無忌が識した「進律疏議表」をも参考にしたと指摘し、『古事記』の序文の出典をより明らかにした。

『古事記』序文における漢籍の利用を詳しく論じていくに先立ち、まず、『古事記』と同時代に編纂された『日本書紀』の方に注目していただきたい。『日本書紀』において、漢籍を参考にして撰録した箇所が多く見られる。この点については、すでに小島憲之氏、毛利正守氏などの論じられたところではあるが(4)、以下の二例を提示しておく。（見やすくするため、返り点は割愛。）

壱

Ⅰ新羅西羌小醜。逆天無状。違我恩義、破我官家。毒害我黎民、誅残我郡県。我気長足姫尊、靈聖聡明、周行天下、劬労群庶、饗育万民。哀新羅所窮見帰、全新羅王将戮之首、授新羅要害之地、崇新羅非次之栄。我気長足姫尊於新羅何薄、我百姓於新羅何怨。而新羅長戟強弩、凌蹙任那、鉅牙鉤爪、残虐含霊。刳肝斮趾、不厭其快。曝骨焚屍、不謂其酷。

（『日本書紀』巻第十九　欽明天皇二十三年六月条）

Ⅱ賊臣侯景、凶羯小胡、逆天無状、（略）違背我恩義、破掠我国家、毒害我生民、移毀我社廟。我高祖武皇帝、霊聖聡明、光宅天下、劬労兆庶、亭育万民、（略）哀景以窮見帰、全景将戮之首、置景要害之地、崇景非次之栄。我高祖於景何薄、我百姓於景何怨。而景長戟強弩、陵蹙朝廷、鋸牙郊甸、残食含霊、刳肝斮趾、不厭其快、曝骨焚尸、不謂為酷。

（『梁書』巻四十五　列伝第三十九王僧辯）

弐

Ⅰ紀小弓宿禰等即入新羅、行屠傍郡。新羅王夜聞官軍四面鼓声、知尽得喙地、与数百騎馬軍乱走。是以大敗。小弓宿禰追斬敵将陣中。喙地悉定、遺衆不下。紀小弓宿禰亦収兵、与大伴談連等会。兵復大振、与遺衆戦。

（『日本書紀』巻第十四　雄略天皇九年三月条）

Ⅱ劉賈入楚地、（略）並行屠城父、（略）羽夜聞漢軍四面皆楚歌、知尽得楚地、羽与数百騎走、是以兵大敗。灌嬰追斬羽東城、楚地悉定、独魯不下。

（『漢書』巻一下　高帝紀第一下）

Ⅲ韓信亦収兵、与漢王会、兵復大振。与楚戦（略）。

（『漢書』巻一上　高帝紀第一上）

壱のⅠは、新羅が任那を滅ぼしたという事件を受けて、欽明天皇は詔を下した。詔の文面は、『梁書』巻四十五に見える陳覇先の誓盟文Ⅱを参考にして記したものである。誓盟文の方では、「違背我恩義、破掠我国家」「光宅天下」「亭育万民」などの表記は、『日本書紀』の方では、それぞれ「違我恩義、破我官家」「周行天下」「饗育万民」に置き換えている。このような文字の異同は多少見られるが、意味はさほど変わらない。傍点部を見ると、誓盟文の「賊臣侯景」は『日本書紀』では「新羅西羌小醜」に書き換え、「高祖武皇帝」は「気長足姫尊」に書き換え、「朝廷」は「任那」に書き換えている。すなわち、詔の内容はほとんど陳覇先の誓盟文をそのまま利用し、人名、国名などの固有名詞を欽明天皇朝の任那滅亡の記事に従って書き換えただけである。

弐のⅠは、雄略天皇の新羅親征に関する記事である。「紀小弓宿禰等即入新羅」から「衆不下」までの文面は、『漢書』巻一下のⅡの内容を参考に、「紀小弓宿禰亦収兵」から「与遺衆戦」までの文面は、『漢書』巻一上のⅢの内容を参考に記したものである。壱と同じように、「是以兵大敗」（『漢書』）と「是以大敗」（『日本書紀』）とは、文字に異同は多少見られるが、意味は変わらない。傍点部を見ると、『漢書』の「劉賈」は『日本書紀』では「紀小弓宿禰等」に書き換え、「楚地」は「新羅」に、「城父」は「傍郡」に、「漢軍」は「官軍」に書き換えている。このように、『日本書紀』の編纂者は、巧みに漢籍資料を利用して、日本の歴史を書き記そうとした。

二、序文における漢籍の利用

では、『古事記』の序文はどうか。倉野憲司氏や瀬間正之氏などの研究者によって(5)、『古事記』の序文は、具体的にどのように「進五経正義表」「進律疏議表」を参考にしたのか、すでに論じられたところではあるが、その代表的な箇所をあらためて確認しておきたい。

（※上段…古事記、下巻（五）…進五経正義表、（律）…進律疏議表。句読点、返り点は割愛）

臣安万侶言…臣無忌等言（五、律）
混元既凝…混元初辟（五）
望烟而撫黎元…垂教以牧黎元（律）
雖歩驟各異文質不同…雖歩驟不同質文有異（五）
莫不稽古以縄風猷…莫不開茲膠序樂以典墳敦稽古以宏風（五）
潜竜体元…皇帝陛下体元纂業（律）
洊雷応期…大唐握乾符以応期（律）
道軼軒后…鴻名軼於軒昊（五）
絳旗耀兵…朱旗乃挙（律）
握乾符而摠六合…総六合而光宅（律）
乗二気之正斉五行之序…乗天地之正斉日月之暉（五）
斯乃邦家之経緯王化之鴻基焉…斯乃邦家之基王化之本者也（五）
撰録帝紀討覈旧辞…奉敕修撰雖加討覈（五）
伏惟皇帝陛下…伏惟皇帝陛下（五、律）
得一光宅通三亭育…得一継明通三撫運（五）
御紫宸而徳被馬蹄之所極…御紫宸而訪道（五）
坐玄扈而化照船頭之所逮…坐元扈以裁仁（五）
史不絶書…史不絶書（五）
府無空月…府無虚月（五）
謹以献上…謹以上聞（五）

臣安万侶誠惶誠恐頓々首々…臣無忌等誠惶誠恐頓首頓首（律）

右に提示した箇所を見ると、『古事記』序文は、「進五経正義表」「進律疏議表」を参考にして作成する際に、主に以下のような方法を取っている。

A 名前を置き換える
・臣安万侶言…臣無忌等言
・臣安万侶誠惶誠恐頓々首々…臣無忌等誠惶誠恐頓首頓首

B 語をそのまま用いる
・混元既凝…混元初辟
・望烟而撫黎元…垂教以牧黎元

C 文をそのまま用いる
・伏惟皇帝陛下…伏惟皇帝陛下
・史不絶書…史不絶書

D 語を少し変える
・絳旗耀兵…朱旗乃挙
・府無空月…府無虚月

E 文を少し変える
・雖歩驟各異文質不同…雖歩驟不同質文有異
・斯乃邦家之経緯王化之鴻基焉…斯乃邦家之基王化之本者也

Aは、臣下である某が申し上げます、という慣用表現であり、「進五経正義表」「進律疏議表」では、長孫無忌等が申し上げます、とあるが、『古事記』序文の方では、「無忌等」を「安万侶」に置き換えている。また、文末の臣下である某が謹み畏まって申し上げます、の場合もまた然りである。

Bは、「混元（混沌とした宇宙万物の元気、の意）」「黎元（人民、庶民、の意）」などの漢語を、そのまま用いる。ちなみに、『古事記』本文の方では、人民、庶民の意を書き表すときに、たとえば、「青人草」（上巻 黄泉の国）「人民」（中巻 崇神天皇条）「百姓」（下巻 仁徳天皇条）などを用いるが、「黎元」なる表記は見えない。

Cは、「伏惟皇帝陛下」「史不絶書」などの文をそのまま用いるが、「皇帝陛下」なる表記は序文にしか見えず、スメラミコトを漢字で表わすときに、本文の方では「天皇」なる表記は一般的であり、ほかに「帝皇」（下巻 允恭天皇条）が一例ある。

Dは、「進律疏議表」の「朱旗」を「絳旗」、「進五経正義表」の「虚月」を「空月」に書き換えたものである。この場合、「絳」と「朱」とはいずれもアカの意、「虚」と「空」とはいずれもムナシの意、つ

まり、「絳旗」「空月」とは、「進律疏議表」の「朱旗」と「進五経正義表」の「虚月」を同義の漢字に置き換えたものであり、意味は変わらない。

　Ｅは、「進五経正義表」の「雖歩驟不同質文有異」の「質文」を「文質」、「有異」を「各異」に書き換えているが、意味は同じである。また、「進五経正義表」の「斯乃邦家之基王化之本者也」の「邦家之基」を「邦家之経緯」、「王化之本」を「王化之鴻基」に書き換えているが、「基」「本」「経緯」「鴻基」はいずれも基本、根本、原理という意である。

　このように、「進五経正義表」「進律疏議表」などの中国文献を参考にして作成したと考えられる。一方、天武天皇の事績について、次のように記している。（返り点は割愛）

　暨飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世、
潜竜体元、洊雷応期。
聞夢歌而相纂業、投夜水而知承基。
然、
天時未臻、蟬蛻於南山。
人事共給、虎歩於東国。
皇輿忽駕、淩度山川。
六師雷震、三軍電逝。
杖矛挙威、猛士烟起。
絳旗耀兵、凶徒瓦解。
未移浹辰、気沴自清。

右の文章を見ると、「進五経正義表」「進律疏議表」などの利用は、傍線部の「体元」「応期」「纂業」にとどまり、それ以外の漢語については、漢籍における用例を一例ずつ提示しておく。

潜竜…初九、潜竜、勿レ用。　（『易経』乾）
洊雷…洊雷、震、君子以二恐懼一修レ身。　（『易経』震）
承基…高祖創レ業、継レ体承レ基。　（『文選』第二巻　西京賦）
天時…先レ天而天弗レ違、後レ天而奉二天時一。　（『易経』乾）
蟬蛻…飆二颻風一而蟬蛻兮、雄二朔野一以颺レ声。　（『文選』第十四巻　幽通賦）
人事…天道且猶若レ茲、況人事之不レ平。　（『芸文類聚』第二巻　天部下）
皇輿…旋二皇輿於夷庚一、反二帝座于紫闥一。　（『芸文類聚』第十一巻　帝王部一）
六師…司馬掌二邦政一、統二六師一、平二邦国一。

（『芸文類聚』第四十七巻職官部三）

三軍…王巡二三軍一、撫而勉レ之。（『芸文類聚』第五巻　歳時部下）

浹辰…浹辰之間、而楚克二其三都一。（『春秋左氏傳』成公九年条）

右に挙げた出典を見ると、「潜竜体元、洊雷応期」から「未移浹辰、気沴自清」までの文においては、『易経』『文選』『芸文類聚』などに出てくる言葉が使用されることが分かる。『古事記』序文の著者は、こういった書物を参考にした可能性が極めて高い。つまり、序文の著者は、「進五経正義表」「進律疏議表」のみならず、『易経』『文選』『芸文類聚』などの漢籍資料をも参考にして、序文に適合する言葉を採択し、それらをうまく駢文（四六駢儷文）という文体に融合させて、序文を書き上げた。岡田正之氏の言葉を借りて言えば、「能く我が故事を鎔範し、字句を藻繪して、巧に絢爛の文を爲せり」と述べているように、序文は漢文として完成度の高いものであると認められる。さきほど取り上げた『日本書紀』における漢文の利用とは異なり、単に漢文資料を引っ張ってきて、人名地名を置き換えるだけではない。序文の執筆者は、漢文の造詣が極めて深い人と推測できる。

三、序文と本文との齟齬

『日本書紀』の成立に関して、後の『続日本紀』には、「先レ是、一品舎人親王奉レ勅修二日本紀一。至レ是功成奏上。紀卅巻、系図一巻」（巻第八　元正天皇　養老四年五月条）と記されている。一方、『古事記』の成立に関しては、さきに挙げた『続日本紀』を含め、後の時代の史書に記載されていない。『古事記』の成立の経緯を記したのは『古事記』の序文だけである。

『新編全集』の頭注は、この序文について、「「序」とあるが、実際は上表文の形式である。これをめぐって偽作説もあったが、疑う根拠に乏しく、そのまま信じてよい」と説明している。たしかに、この序文は、「臣安万侶言」という内容から始まり、末尾に「臣安万侶、誠惶誠恐、頓々首々。和銅五年正月廿八日　正五位上勲五等太朝臣安万侶」と書いてあり、序文の内容をそのまま信用すれば、太安万侶という人が、当時の元明天皇に『古事記』を献上したということになる。

しかし、古くからこの序文に対し疑問を呈した研究者がいる。たとえば、江戸時代の国学者である賀茂真淵は『延喜式祝詞解』の附記(6)に、「古史ヲ引ニ古吏紀ヲ先トシ、日本紀ヲ次トス、（略）古事紀ハ上古質直ノ國史也、且國語ヲ専トシタレハ、上古風ヲ見、古語ヲ知、古文ヲ察スルニ及モノ無レハ也」と述べ、『古事記』は『日

本書紀』より優れる書物であると評価する一方、真淵の齋藤信幸宛書簡（明和四年〔一七六七年〕十二月二十八日）(7)において、「さて古事記序は奈良人の書し物にて、本文書しは舒明・皇極二代をば過じと見ゆ、安麻呂の筆にては決てなし」とあり、また、本居宣長宛書簡（明和五年〔一七六八年〕三月十三日）においても、「惣て古事記は序文を以て、安万呂之記とすれとも、本文の文體を思ふに和銅なとよりもいと古なるへし、序は恐らく奈良朝の人之追て書し物かとおほゆ」とあるように、賀茂真淵は、『古事記』本文の文体を考えると、『古事記』は和銅以前の皇極朝までに編纂されたものであり、序文は、奈良朝の人が後から付け加えたものという見方を示している。

賀茂真淵の弟子である本居宣長は、『古事記伝』二之巻に、「さて此序は、本文とはいたく異にして、すべて漢籍の趣を以て、其文章をいみしくかざりて書り、いかなれば然るぞといふに、凡て書を著りて上に獻る序は、然文をかざり當代を賛稱奉りなどする、漢のおしなべての例なるに依れるなり、さて然漢文をかざるに引れては、其意旨もおのづから漢にて、或は混言既凝、あるは乾坤初分、あるは陰陽斯開、あるは齊二五行之序」などいふたぐひの語おほし」と、序文は漢文体で書かれたものであり、その内容も中国思想に影響されていると述べたうえで、「本文のさまと甚く異なるをもて、序は安萬侶の作るにあらず、後人のしわざなりといふ人もあれど、其は中々にくはしからぬひがこゝろえなり、すべてのさまをよく考るに、後に他人の偽り書る物にはあらず、決く安萬侶朝臣の作るなり、本文に似ず漢めきたることはこよなけれど、そのかみさばかり漢學を盛に好ませたまへりし世の事にしあれば、序の文は必如此さまに書つべきわざなるをや」とあるように、序文は後世の人が作ったもとだという説を批判し、太安万侶が序文を書いたという見方を示している。

宣長の論説と関連して、神田秀夫氏(8)も序文に疑問を呈した。氏は、「序文と本文とでは、文体がちがいすぎる（略）。序文は唐様、本文は倭様。文は人なりといって、文体を作者の精神の象徴と、重く視る私などの眼には、あの序文と本文とを同一の精神の表現として考えることは不可能なのである」と述べたうえで、さらに、「先に古事記の序文と本文とは文体がちがいすぎるといったが、記事内容も、すこぶる違う」と述べている。これについて説明を加えるとすると、まず、表記の面から見ると、次のような相違が見られる。

序文	番仁岐命	高千嶺	神倭天皇	大雀皇帝
本文	番能邇々芸命	高千穂	神倭伊波礼毘古命、神武天皇	大雀命、大雀天皇、仁徳天皇

右の表を見ると分かるように、『古事記』本文では「番能邇々芸命」「高千穂」「神倭伊波礼毘古命（または神武天皇）」「大雀命（または大雀天皇、仁徳天皇）」といった表記は一般的であるが、序文においては、それぞれ「番仁岐命」「高千嶺」「神倭天皇」「大雀皇帝」となっている。

表記だけでなく、内容の方から見てもまた、要考察と思われる箇所が多々ある。『古事記』中巻と下巻に関わる内容の一部を次のように提示しておく。

イ神倭天皇、経二歴于秋津島一。
　化レ熊出レ爪、天剣獲二於高倉一。
　生レ尾遮レ径、大烏導二於吉野一。
　列レ儛攘レ賊、聞レ歌伏レ仇。（神武）
ロ覚レ夢而敬二神祇一、所以称二賢后一。（崇神）
ハ望レ烟而撫二黎元一、於今伝二聖帝一。（仁徳）
ニ定レ境開レ邦、制二于近淡海一。（成務）
ホ正レ姓撰レ氏、勒二于遠飛鳥一。（允恭）

イは神武天皇の事績であり、「経二歴于秋津島一」とは、神武天皇が日向より旅立ち、豊、竺紫、阿芸、吉備、浪速、熊野などの地を経由して、最終的に畝火之白檮原宮にて即位するといった内容を指す。次の「化レ熊出レ爪」は問題のある箇所であるが、「化」の字は、道果本、伊勢本、伊勢一本では「紀」の字に作る。また、「爪」について、延佳本の頭注に「爪當ハレ作ルレ水ニ。或ハ又派ノ字之誤乎」と書いてあり、「爪」の字は「水」または「派」の誤字としている。これに対し、宣長は「爪は字を寫し誤れるなり、山か穴かなるべし、【延佳は、水か派かの誤ならむといへれども、それわろし】」と述べ、延佳本の説を否定し、「爪」の字を「山」か「穴」の字の誤写としている。諸写本を調べると、みな「爪」の字に作り異同が見られない。『新編全集』は、「爪」の字をそのまま採用して、頭注に「「爪」は「川」の異体字とする説が有力だが、いま字のままにとる。本文には「川」に対応する記述がないからである」と説明し、現代語訳を見ると「熊と化したものが爪を出した時には」と訳している。中巻神武天皇条を確認すると、「神倭伊波礼毘古命、従二其地一廻幸、到二熊野村一之時、大熊、髣出入、即失。爾、神倭伊波礼毘古命、倏忽為二遠延一、及、御軍、皆遠延而伏」とあるように、たしかに『新編全集』の言うように、本文に「川」に対応する記述がないが、「爪」に対応する記述も見られない。「化熊出爪」の意味に関しては、依然として問題があると言わざるを得ない。

ロは崇神天皇による神々（オホモノヌシら）の祭祀の事績、ハは

仁徳天皇による課役免除の事績を反映するものであり、中巻崇神天皇条及び下巻仁徳天皇条においては、その詳細が書き記されている。

一方、二の「定レ境開レ邦、制二于近近海一」は、中巻成務天皇条の「建内宿禰為二大臣一、定二賜大国・小国之国造一、亦、定二賜国々之堺及大県・小県之県主一也」の一文と対応し、ホの「正レ姓撰レ氏、勒二于遠飛鳥一」は下巻允恭天皇条の「天皇、愁二天下氏々名々人等之氏姓忤誤一而、於二味白檮之言八十禍津日前一、居二玖訶瓮一而、定二賜天下之八十友緒氏姓一也。又、為二木梨之軽太子御名代一、定二軽部一、為二大后御名代一、定二刑部一、為二大后之弟、田井中比売御名代一、定二河部一也」の内容と対応する。しかし、中巻成務天皇条の記述は少なく、「定レ境開レ邦」の記事以外は、系譜、享年、御陵といった内容にとどまり、成務天皇の時代にどのような出来事があったかが記されていない。下巻允恭天皇条は、系譜的な記述と「正レ姓撰レ氏」の記事に続いて、軽太子と軽大郎女の物語りが長く記されている。つまり、『古事記』の序文では、「定レ境開レ邦」「正レ姓撰レ氏」などのような事績が重要視されているようであるが、一方、『古事記』の本文を見るとその詳細が記されておらず、序文と本文との間に齟齬があると言わざるを得ない。これに関して、藤井信男氏(9)は、

> 天武天皇は神を敬ひ、民を愛し、地方政治を盛んにし、姓氏を正し給うた(日本書紀による。)のであつて、おそらく、かゝる大御心から先蹤を昔に求め給うて、崇神天皇・仁徳天皇・成務天皇・允恭天皇の御事績を明らかにせさせ給うたことと拜察される。或は、御歴代の皇謨を稽へ給うておのづから崇神天皇・仁徳天皇・成務天皇・允恭天皇に特に大御心をそそがせられたことと拜察される。「稽古」と「照今」がさらに明らかになる。

と述べ、序文に「定レ境開レ邦」「正レ姓撰レ氏」などの「古」の事績を採り上げるのは、天武天皇の「今」の事績と対応するためであると論じている。たしかに、天皇の世界において「定レ境開レ邦」「正レ姓撰レ氏」などの事績は、重要な意味を持つと認めるが、逆に、たとえば、『古事記』中巻景行天皇条に見えるヤマトタケルの西征と東征の話や、仲哀天皇条に見える神功皇后の新羅親征の話などは詳しく記されており、且つ、天皇政治にとって重要な内容であるのにも拘わらず、序文の中に触れられないことは、やはり疑問に思う。

右のように、『古事記』の序文と本文との間においては、若干の齟齬が存在することは確かであり、そのため、江戸時代の頃から、『古事記』序文の真偽をめぐっての議論が盛んに行われていた。

一方、近年では、『古事記』の偽書説を批判する研究者はほとんど

であり、たとえば、倉野憲司氏、西宮一民氏、寺川眞知夫氏など(10)が挙げられ、彼らの厳密な分析によって、序文への疑問は解消されつつある。特に、一九七九年、奈良県奈良市此瀬町に、太安万侶の墓誌が発見されたことは、『古事記』研究にとって重要な意味を有する。墓誌の発見について西條勉氏(11)は、「この論争(『古事記』の真偽をめぐる論争、筆者注)は、太安萬侶の墓誌が発見されたことですみやかに幕が引かれたのである」述べている。最近、『古事記』偽書説に対して多角的に批判したのは矢嶋泉氏(12)である。氏は、『古事記』序文をめぐる諸問題を論じ、最終的に「結局、和銅五年の成立を客観的・論理的に否定するものは存在しない」という結論に至ったのである。最近では、偽書説を唱える研究者はほとんどいなくなったが、(13)、序文の内容については、なお考察に値する課題はあると言えよう。

四、『古事記』の表記法

『古事記』の序文の構成を見ると、まずは、世界のはじまり(混元既凝、気象未レ効。無レ名無レ為、誰知二其形一。云々)から、神代と天皇の歴史を振り返り、次に、天武天皇の即位までの事績を述べたうえで、『古事記』撰録のはじまりを記す。最後は、元明天皇の時代になり、『古事記』の編纂事業はようやく果たされたことを述べ、さらに、筆録作業に際して行った表記上の工夫についても述べる。表記上の工夫については、既に序章にも触れたが、あらためて見てみると、

或一句之中、交二用音訓一。或一事之内、全以レ訓録。即、辞理叵レ見、以レ注明、意況易レ解、更非レ注。

つまり、一文の中に、音と訓とを交えて用いる場合があり、また、一つの事柄を書くのに、すべて訓を用いて記す場合もある。理解しにくい場合は注をつけて、分かりやすい場合は注を付けない、という方針を示している。実際、本文の訓注を見てみると、たとえば、上巻ヤマタノヲロチ退治の段に、次の一文に訓注が付されている。

我之女者、自レ本在二八稚女一、是、高志之八俣遠呂知、【此三字以レ音。】毎レ年来喫。今、其可レ来時。(中略)彼目、如二赤加賀智一而、身一有二八頭・八尾一。(中略)【此謂二赤加賀知一者、今酸醤者也。】

右の文章に、「八俣遠呂知」「赤加賀智」といった表記が見えるが、

「遠呂知」という表記に対して「此三字以レ音（この三文字は音で読め）」という訓注があり、「赤加賀智」という表記に対して「此謂二赤加賀知一者、今酸醤者也（ここで赤加賀知というのは、今に言う酸醤である）」という訓注が付けられている。つまり、「遠呂知」の「遠」の字にはトホシの意を有せず、「知」の字にはシルの意を持たない。また、「赤加賀智」という表記に対して、なぜ「赤加賀知というのは、今に言う酸醤である」という訓注を付けたかというと、おそらく、「あかかがち」という言葉は、『古事記』編纂当時では、通称ではなくなり、一部の人しか分からない言葉になっていたからであろう。訓注にある「酸醤」という表記は、編纂当時では一般的なものであろうが、『古事記』の筆録者は稗田阿礼の誦習した「あかかがち」という古い言葉を忠実に書き留めたと推測される。

名詞だけではなく、動詞の場合も音を用いて書き表す例がある。たとえば、中巻仲哀天皇の崩御の段に、次の一文がある。

天皇（中略）押二退御琴一、不レ控、黙坐。（中略）於是、建内宿禰大臣白、恐。我天皇、猶阿二蘇婆勢其大御琴一。【自レ阿至レ勢以レ音。】。

右の一文は、仲哀天皇はお琴を押し退けて、弾きもせず、黙っていらっしゃった。タケウチノスクネは仲哀天皇に対して、「恐れ多いことです。我が天皇、やはりそのお琴をお弾きなさいませ」と申し上げた、という内容である。仲哀天皇が「琴を弾かない」を書くときに、『古事記』の筆録者は、「不レ控」という表記を用いた。一方、タケウチノスクネが天皇に対し「琴をお弾きなさいませ」と申し上げたを書くときに、「控二大御琴一」ではなく「阿二蘇婆勢其大御琴一」という表記を用い、さらに、「阿蘇婆勢」に対し「自レ阿至レ勢以レ音（阿の字から勢の字までは音で読め）」という訓注を付けた。『古事記』の筆録者は、タケウチノスクネと仲哀天皇の身分を考慮し、「控」（天皇の動作）と「阿蘇婆勢」（タケウチノスクネの会話文）と使い分けている。しかも、構文から見ると、「阿二蘇婆勢其大御琴一」の一文は、漢文式に述語＋目的語の語順で「阿蘇婆勢」＋「其大御琴」と書いてある。『古事記』の筆録者による表記上の工夫を窺わせる箇所と言えよう。

最後にもう一例を取り上げてみていきたい。上巻うけいの段に、次の文章が見える。

天照大御神、先乞二度建速須佐之男命所レ佩十拳剣一、打二折三段一而、奴那登母々由良邇【此八字以レ音。下效レ此。】振二滌天之真名井一而、佐賀美邇迦美而、【自レ佐下六字以レ音。下效レ此。】

於㆓吹棄気吹之狭霧㆒所㆑成神御名、多紀理毘売命。【此神名以㆑音。】

右の文章は、アマテラスとスサノヲとのうけいの場面であるが、訓注が三回施されている。それぞれ見ていくと、まず、「奴那登母々由良邇」に対して「此八字以㆑音。下效㆑此（この八文字は音で読め、以下同じ）」との訓注があり、次に、「佐賀美邇迦美」に対して「自㆑佐下六字以㆑音。下效㆑此（佐の字からの六文字は音で読め、以下同じ）」との訓注があり、最後に、「多紀理毘売命」という神名に対して「此神名以㆑音（この神名は音で読め）」との訓注がある。

うけいの場面を『日本書紀』で調べてみると、「奴那登母々由良邇」は「瓊響瑲瑲」（巻第一　神代上第七段一書第三）という表記になり、「佐賀美邇迦美」は、「齰然咀嚼【齰然咀嚼、此云㆓佐我弥爾加武㆒。】」（巻第一　神代上第六段）という表記になり、「多紀理毘売命」は「田心姫」（巻第一　神代上第六段）や「田霧姫」（巻第一　神代上第六段一書第三）といった表記になる。『日本書紀』では、「齰然咀嚼」という漢語的な表記に対して「齰然咀嚼、此云㆓佐我弥爾加武㆒（齰然咀嚼、ここではサガミニカムという）」という訓注を付けたのは、『日本書紀』の編纂者は、「齰然咀嚼」では意味が伝わらない可能性があることを考慮したからであろう。他方、『古事記』の筆録者は、ヌナトモユラニやサガミニカム（ミ）を書くときに、『日本書紀』のように「瓊響瑲瑲」「齰然咀嚼」といった漢語的な表記ではなく、音仮名を用いて書き留めたのは、漢語的な表記に直すと、言わんとすることが伝わらないことを考慮し、稗田阿礼の誦習した和語をそのまま音仮名を用いて反映させようとしたからではなかろうか。こういった本文中における表記上の工夫は、序文の「已因㆑訓述者、詞不㆑逮㆑心（すべて訓を用いて記述すると、文字が言わんとするところに届かない場合がある）」という方針に則っていると言えよう。

五、まとめ

ここまで、『古事記』の序文をめぐって論じてきた。序文の執筆者は、巧みに漢籍資料を利用し、駢文という体裁を取りつつ、日本神話、歴史を取り入れ、序文を書き上げた。従来、この文章を完成度の高いものとされてきた。

一方、『古事記』の本文は、いわゆる「倭文体」で書かれたものであり、序文の漢文体とは大いに異なる。前述のように、地名人名の表記に関して異同が顕著であり、また、序文で取り上げた成務、允恭の事績は、本文の方では詳しく書いておらず、本文の方ではヤマトタケルの西征と東征や神功皇后による新羅親征などの話は詳しく

記されているのにも拘わらず、序文の方ではまったく触れられていない。このように、『古事記』の序文と本文との間に齟齬があると言わざるを得ないが、しかし、序文は偽作であると言い切る決定的な証拠がなく、そのまま信じてよいと思う。

　さらに、『古事記』の序文においては、筆録者は如何に稗田阿礼の誦習したものを、漢字で書き留めたかという編纂作業の困難さを語り、表記上の工夫と方針についても述べている。序文に書かれている筆録者の表記上の方針は、『古事記』を読むための重要なものであり、そして、そういった方針は本文にも随処に反映されている。したがって、『古事記』の序文は、『古事記』の成立経緯を記し、且つ、『古事記』の表記法を知るための重要な文章である。

注

（1）「討二覈旧辞一」の「覈」の字について、『新編全集』（ほかに、真福寺本、伊勢本、伊勢一本なども）は「竅」と作り、「討ね（たつ）竅め（きは）」と訓むが、寛永版本と延佳本は「覈」と作り（ほかに、兼永筆本、猪熊本、前田本では「覈」と作るが、「覈」は「覈」の異体字）、それに従う。『名義抄』を見ると、「竅、苦弔反、アナ、アキラカニ、アラハス、キハム、ムナシ、シルス、ハカリコト、ヒマ、ツチクラ、ツチムロ」とあるように、『新編全集』の「キハム」という訓はあるが、しかし、「竅、空也、从穴、敫聲、牽料切」（『説文解字』）、「竅、口弔反、孔也、空也」（『篆隷万象名義』）、「竅、㊀あな。㊁あなをあける。㊂とほす。㊃せまる」（『大漢和辞典』）、「竅、❶洞、孔穴。❷指眼耳口鼻等器官的孔。❸指骰子上的凹眼。❹指管楽器上的按孔。❺挖孔、鑿洞。❻疏通、貫通。❼指心眼児。比喩心計、主意。❽比喩事情的要害或関鍵。❾翹起。❿用同〃巧〃」（『漢語大詞典』）とあるように、「竅」の原義はアナであり、キハムという意味が収録されていない。一方、「覈」の字は、「覈、實也、考事、襾笮邀遮其辞、得實曰覈、从襾、敫聲、下革切」（『説文解字』）、「覈、解革反、覆考實事」（『篆隷万象名義』）「覈、音核或覈、ツハヒラカ、タヽス、マコト、シルシス」（『名義抄』）、「覈、㊀しらべる。たしかめる。おほはれた事實をしらべ明かにする。㊁きびしい。㊂さね」（『大漢和辞典』）などの傍線部を見ると分かるように、「覈」の字には、シラベル、タダスなどの意味を有する。したがって、「討二覈旧辞一」は表記は「竅」ではなく「覈」にすべきものである。

（2）岡田正之『近江奈良朝の漢文学』（養徳社、一九四六年）。

（3）志田延義『古事記とその周辺』（至文堂、一九八二年）。

（4）小島憲之『上代日本文学と中国文学 上』第三篇「日本書紀の述作」第三章「出典考」（塙書房、一九六二年）、毛利正守「日本書紀における漢籍の利用と引用」（『菅野雅雄博士喜寿記念 記紀・風土記論究』おうふう、二〇〇九年）。

（5）倉野憲司『古事記全註釈』第一巻 序文篇）（三省堂、一九七三年）、瀬間正之「記序は何故「進五経正義表」に依拠したのか」（『菅野雅雄博士喜寿記念 記紀・風土記論究』おうふう、二〇〇九年）。

（6）『賀茂真淵全集 第七巻』（続群書類従完成会、一九八四年）。

（7）『賀茂真淵全集 第二十三巻』（続群書類従完成会、一九九二年）。

（8）神田秀夫「太ノ安万侶の「勲五等」について」（『古事記年報』第二十号、創立二十五周年記念、一九七八年一月）。

（9）藤井信男『古事記上表文の研究』（明世堂書店、一九四三年）。

（10）倉野憲司『古事記全註釈 第一巻 序文篇』（三省堂、一九七三年）、西宮一民「「古事記偽書説」不成立の論」（『上代文学』第四十六号、一九八一年四月）、寺川眞知夫「古事記の成立論について—偽書説をめぐって—」（『国学院雑誌』第一一二巻第十一号、特集古事記研究の現在、二〇一一年十一月）。

（11）西條勉『古事記の文字法』（笠間書院、一九九八年）。

（12）矢嶋泉『古事記の歴史意識』（吉川弘文館、二〇〇八年）。

（13）三浦佑之氏は、「奈良市の郊外の山中の茶畑から安万侶の墓誌が見つかったからといって、偽書説は消滅したというような発言は、論理的に成り立たない（略）。安万侶の墓誌が出土しようとしまいと、古事記の存在証明にかかわる疑惑に、ほとんど変化はない」と反論している（三浦佑之『古事記のひみつ』吉川弘文館、二〇〇七年）。

第二章　『古事記』の「立奉」

一、はじめに

本章は、『古事記』に見える「立奉」という表記を中心に考察していくこととする。「立奉」は、『古事記』の本文を見ると次の三例が確認できる。

A爾、速須佐之男命、詔二其老夫一、是、汝之女者、奉二於吾一哉。答白、恐。亦、不レ覚二御名一。爾、答詔、吾者、天照大御神之伊呂勢者也。【自レ伊下三字以レ音。】故、今自レ天降坐也。爾、足名椎・手名椎神白、然坐者、恐。立奉。

（上巻　八俣の大蛇退治）

B故爾、遣二天鳥船神一、徴二来八重事代主神一而、問賜之時、語二其父大神一言、恐之。此国者、立奉天神之御子。即蹈二傾其船一而、天逆手矣於二青柴垣一打成而隠也。【訓レ柴云二布斯一。】

（上巻　建御雷神の派遣）

C爾、大山津見神、因レ返二石長比売一而、大恥、白送言、我之女二並立奉由者、使二石長比売一者、天神御子之命、雖二雪零風吹一、恒如レ石而、常堅不レ動坐、亦、使二木花之佐久夜比売一者、如二木花之栄一々坐宇気比弖、【自レ宇下四字以レ音。】貢進。此、令レ返二石長比売一而、独留二木花之佐久夜毘売一故、天神御子之御寿者、木花之阿摩比能微【此五字以レ音。】坐。故是以、至二于今一、天皇命等之御命、不レ長也。

（上巻　邇々芸命の結婚）

右の三例は、いずれも上巻に見える用例である。Aは上巻スサノヲのヤマタノヲロチ退治の話である。ヤマタノヲロチは毎年やってきて、アシナヅチ・テナヅチの娘たちを次々と食べてしまう。今はちょうど、ヲロチがやってこようという時である。スサノヲは「是、汝之女者、奉二於吾一哉」と聞くと、アシナヅチ・テナヅチは「然坐者、恐。立奉」と答えた。

　この会話文について、『新編全集』で調べてみると、「是の、汝が女は、吾に奉らむや」、「然坐さば、恐し。立て奉らむ」と訓み下し、現代語訳は、「このお前の娘は私に献上するか」、「さようでいらっしゃいますならば、おそれ多いことです。娘を差し上げましょう」になる。「立奉」は「立て奉る」と訓み、現代語の差し上げるという意味になる。

　Bは上巻コトシロヌシの国譲りの話である。天の使者タケミカヅチは最初、オホクニヌシに対し国を譲らないかと迫ったが、オホク

ニヌシは、息子のコトシロヌシがお答えすると言った。そうすると、タケミカヅチは今度、コトシロヌシに対し国を譲らないかと迫る。コトシロヌシは父親のオホクニヌシに対し、「恐之。此国者、立奉天神之御子」と言った。『新編全集』は、この会話文について、「恐し。此の国は、天つ神の御子に立て奉らむ」と訓み下し、現代語訳は、「恐れ多いことです。この国は、天つ神の御子に差し上げましょう」になる。ここは、Aと同じく「立奉」は「立て奉る」と訓み、意味を差し上げるとする。

　Cは上巻ニニギとコノハナノサクヤビメと結婚する場面である。コノハナノサクヤビメの父親オホヤマツミはたいへん喜んで、コノハナノサクヤビメに姉のイハナガヒメを添えて、二人の娘を同時にニニギと結婚させたが、姉の方が醜いため返されてしまった。そこで、オホヤマツミは、「我之女二並立奉由者、云々」と二人の娘を同時に献上する理由を述べる。『新編全集』は、この一文を「我が女二並に立て奉りし由は」と訓み下し、現代語訳は、「わが娘を二人とも差し上げたわけは」になる。ここも、A・Bと同じく「立奉」を「立て奉る」と訓み、意味を差し上げるとする。

　このように、『古事記』に見える三例の「立奉」について、『新編全集』をはじめとする最近の注釈書はすべて「立て奉る」と訓み、「差し上げる」の意を取る。ほかに、土居美幸氏(1)は、「「立奉」は「タテマツル」の表記であろう。古事記に「立奉」という表記が用いられているということには、古事記の「奉」字は、「タテマツル」ではなく、「マツル」を表すのであるという、古事記の用法を窺うことができる」と述べ、「奉」はマツル、「立奉」はタテマツルと論じるが、マツル、タテマツルは差し上げる、献上するという意味で用いられる場合、何の違いがあるかが明らかにされていない。

　上代の文献でマツルの仮名書きの用例を確認すると、「美岐（御酒）」「奴佐（幣）」「万調」など(2)、飲食や祭祀といった場面にマツルが用いられるのであり、マツルとタテマツルとの使い分けを意識する必要があろう。

　なお、同じく差し上げるの意で用いられる文字列は、ほかに「貢上」（9例）、「貢進」（8例）、「貢献」（2例）、「奉進」（2例）、「献上」（1例）が挙げられる。これらの用例は、いずれも『古事記』成立以前の漢籍または漢訳仏典に見られ、しかも、「貢」「上」「進」「献」「奉」といった文字は、いずれも差し上げるという共通の意を有し、「貢上」「奉進」の類は、同義結合によって作られた熟語と見てよい。『新編全集』は「奉」をマツルと訓んでおり、「貢上」「奉進」などをタテマツルと訓む。これを踏まえながら、『古事記』における和語

マツル、タテマツルの訓みの使い分けについて、今後さらに論じていきたい思う。本章は、「立」字の働きを究明することに重きを置くものである。

右に挙げた「貢上」「奉進」などの熟語と比べると、「立奉」は異色を持つように思われる。なぜかといえば、「立」字には差し上げるの意を有せず（後で詳しく検証する）、「立奉」は同義結合によって作られた熟語ではない。それに、『古事記』成立以前の漢籍や漢訳仏典を調べてみても、「立奉」という文字列は見られるが、この二文字は熟した形を成しておらず、差し上げるの意と解することができない。また、ほかの日本上代文献には「立奉」がなく、時代が下ると「立奉」の文字列は見られるが、差し上げるの意で用いられるものではない（3）。

ちなみに、Aと似たような記事は、『日本書紀』では次のように記されている。

素戔嗚尊勅曰、若然者、汝当二以レ女奉一レ吾耶。対曰、随レ勅奉矣。
（『日本書紀』巻第一　神代上第八段）

『日本書紀』を読むと、スサノヲの「お前は娘を私に差し上げる（奉）か」という問いに対し、アシナヅチは「仰せのとおり差し上げる（奉）」という会話になり、両方とも「奉」の一字のみが用いられる。

そうすると、『古事記』Aの文脈にある「奉」「立奉」はいずれも差し上げるの意であれば、『日本書紀』のように表記を「奉」に統一させ、つまり、スサノヲの「是、汝之女者、奉二於吾一哉」に対し、アシナヅチは「然坐者、恐。立奉」ではなく「然坐者、恐。奉」と答えたと書いても意味が通じるのに、なぜ、『古事記』の筆録者は「奉」の上に「立」を書き添えたのであろうか。「奉」と「立奉」との相違を探る必要があろう。

二、「奉」の意味と用法

『古事記』における「奉」の用例を拾ってみると、「奉物」という名詞を除けば、「奉」はすべて動詞として用いられる。動詞としての「奉」は、次のような三種類にまとめることができよう。

❶「奉」一字のみの用例

①是、汝之女者、奉二於吾一哉。　（上巻　八俣の大蛇退治）

②其鼠、咋二持其鳴鏑一出来而、奉也。（上巻　根の堅州国訪問）

③持二其矢一以奉之時、率二入家一而、喚二入八田間大室一而、
（上巻　根の堅州国訪問）

④其人乞レ水故、奉レ水者、不レ飲レ水、唾二入此璵一。
（上巻　海神の国訪問）

⑤取出而清洗、奉二火遠理命一之時、其綿津見大神誨曰之、
（上巻　海神の国訪問）

⑥於二坂之御尾神及河瀬神一、悉無二遺忘一、以奉二幣帛一也。
（中巻　崇神天皇条）

⑦於二天神・地祇、亦、山神及河・海之諸神一、悉奉二幣帛一、
（中巻　仲哀天皇条）

❶の用例を見ると、①「吾に娘を差し上げる」、②「オホアナムヂに鳴鏑を差し上げる」、③「スサノヲに矢を差し上げる」のように、「奉」はすべて「誰かに何かを差し上げる」と理解してよい。

❷「奉＋α（動詞）」の用例

①速須佐之男命、立二伺其態一、為穢汚而奉進、乃殺二其大宜津比売神一。
（上巻　須佐之男命の追放）

②副二其姉石長比売一、令レ持二百取机代之物一、奉出。
（上巻　邇々芸命の結婚）

③令レ作二横刀壱仟口一。是奉二納石上神宮一、
（中巻　垂仁天皇条）

④若レ疑有二如此大命一。故、不レ出レ外以置也。是、恐。随二大命一奉進。
（下巻　安康天皇条）

❷の用例を見ると、①④の「奉進」（4）について、「奉」と「進」はいずれも差し上げるの意を有するため、同義結合と認められよう。②「奉出」は「奉＋出（イダス）」、③「奉納」は「奉＋納（イレル）」で、二つの動詞が並ぶ形となるが、「奉」はいずれも差し上げるの意と考えてよい。

❸「α（動詞）＋奉」の用例（「立奉」を除く）

①示奉…天児屋命・布刀玉命、指二出其鏡一、示二奉天照大御神一之時、
（上巻　天の石屋）…計１例

②治奉…大国主神曰、然者、治奉之状、奈何、
（上巻　大国主神の国作り）…計１例

③伊都岐奉…答言、吾者、伊二都岐奉于倭之青垣東山上一。
（上巻　大国主神の国作り）…計２例

④仕奉…答白、恐之。仕奉。然、於二此道一者、僕子、建御雷神可レ遣、
（上巻　建御雷神の派遣）…計２６例

⑤送奉…専所二顕申一之汝、送奉。（上巻　猿女の君）…計５例

⑥定奉…定二奉天神・地祇之社一。（中巻　崇神天皇条）…計１例

⑦日足奉…命詔、何為日足奉。（中巻 垂仁天皇条）…計３例

⑧易奉…言禱白之、恐。随レ命易奉。

（中巻 仲哀天皇条）…計１例

⑨授奉…故、品太天皇五世之孫、袁本杼命、自二近淡海国一令二上坐一而、合二於手白髪命一、授二奉天下也一。

（下巻 武烈天皇条）…計１例

❸の用例を見ると、❶❷と違って「奉」は差し上げるの意味がなくなり、「示」や「治」といった他動詞のあとに接続して補助動詞となる。「α＋奉」は、現代日本語で言うとおαする。たとえば、「示＋奉」は、お示しする、「治＋奉」は、お治めするということになる。

右のように、『古事記』における「奉」の用例を確認してきた。繰り返しになるが、❶「奉」一字のみで使用される場合と❷「奉＋α（動詞）」の形で使用される場合とは、「奉」は差し上げるを意味するものと認められる。一方、❸「α（動詞）＋奉」の形で使用される場合、「奉」は他動詞のあとに接続して補助動詞となり、差し上げるの意を持たない。言い換えれば、❶❷の用例の如く、「奉」は差し上げるの意で使用される用例は少なくない。では、なぜタテマツルという和語を「奉」の一字だけで表記すれば済むところ、「立」を添える必要があるのか。

『集成』のCの頭注には、「この「立て」は、差し出すの意。「奉」一字でも「たてまつる」と訓むが、それを二字の「立奉」で表したもの」と書いてあるが、「立」は、差し出すの意で用いられる例はほかに存在しない。そこで、「立奉」は従来どのように訓まれてきたかを確認する必要があろう。

三、「立」の意味と用法

『古事記』の写本と版本で「立奉」を調べてまとめると、次の表になる（5）。

	Aスサノヲ	Bコトシロヌシ	Cオホヤマツミ
兼永筆本	立奉（ニ・ラム）	立奉（タテマツリ）	女二一並立奉レ由（ムスメフタハシラタチテタテマツル・ヨセ）
前田本	立奉（ニ・ラム）	立奉（タテマツリ）	女二一並立奉レ由（ムスメフタハシラタチテタテマツル・ヨセ）
曼殊院本	立奉（ニ・ラム）	立奉（タテマツリ）	女二一並立奉レ由（ムスメフタハシラタチテタテマツル・ヨセ）
猪熊本	立奉（ニ・ラム）	立奉（タテマツリ）	女二一並立奉レ由（ムスメフタハシラタチテタテマツル・ヨセ）
寛永版本	立奉（ニ・ラム）	立奉（タテマツリ）	女二一並立奉レ由（ムスメフタハシラタチテタテマツル・ヨセ）
延佳本	立奉（タチドコロニ・ラン）	立奉（タチドコロニ・リ玉へ）	女二一竝立奉レ由（ムスメフタリ・ベ・テ、ル・ヨシ）

Aスサノヲの「立奉」について、延佳本「立（タチドコロニ）奉（ラン）」とあるように、「立奉」を一つの単語とせず、副詞タチドコロニ（立）＋動詞タテマツル（奉）になる。延佳本以前の写本は「立奉（ニ ラム）」とあるが、延佳本の訓と一致するものと思われる。

Bコトシロヌシの「立奉」について、延佳本のみは「立（タチドコロニ）奉（リ玉ヘ）」と書いてあり、A「立奉」の「立」と同じく副詞タチドコロニと訓む。

C「我之女二並立奉由者」に関してはやや複雑になるが、兼永筆本、前田本、曼殊院本、猪熊本、寛永版本は「二並」の横に「フタハシラ」と、「立奉」の横に「タチテタテマツル」と書いてあるのに対し、延佳本は「二（フタリ）竝（ベ）立（テ）奉（ル）」となっている。

こうしてみると、A・B・Cの「立奉」という文字列に対し、写本・版本においては訓が様々で一定しないが、注目したいのは、タチドコロニ（立）という訓である。

かつて、西宮一民氏は『古事記』(初版)において、Aの頭注に「[延]（延佳本を指す、筆者注）の訓がよい。卜系諸本も「立ニ」と送仮名している」、Bの頭注に「タチドコロニとよむのは[延]のみであるが、この訓が正しい」、Cの頭注に「「立奉」でなく「並立」としてよむべきもの」と書いてある。西宮氏はA・Bについて卜系諸本及び延佳本の訓を参考に、「立（タチどころニ）奉（タテマツラム）」と訓むという立場であった[6]。

一方、『類聚名義抄』「立」の項目に「ワタル、タツ、タチトコロ、サタム」の訓が記されており、そのうち「タチトコロ」が確認できる。さらに、『日本書紀』において「立」がタチドコロニの訓で使用される例が確認できる。

①故素戔嗚尊立化二奇稲田姫一為二湯津爪櫛一、而挿二於御髻一。

（『日本書紀』巻第一　神代上第八段）

②其矢落下、則中二天稚彦之胸上一。于レ時天稚彦新嘗休臥之時也。中レ矢立死。

（『日本書紀』巻第二　神代下第九段）

③即其矢落下、中二于天稚彦之高胸一、因以立死。

（『日本書紀』巻第二　神代下第九段一書第一）

『日本書紀』乾元本を見ると、①「立」字の右側に「タチナカラ」、左側に「タチトコロニ」とあり、②「立」字の横に「タチ所ニ」、③「立」字の横に「トコロ」とある。一方、『新編日本古典文学全集　日本書紀』では、①②③の「立」をすべてタチドコロニと訓む。

①の傍線部は、すぐさまクシイナダヒメを湯津爪櫛に化身させた、という意味で、「立」は現代日本語で言うすぐさまの意。②③はアメ

ワカヒコの話で、いずれも矢がアメワカヒコの胸に中り、たちまち死んでしまった、という意味で、「立」は現代日本語で言うたちまちの意である。

また、『古事記』成立以前の漢籍にも、すぐさま、たちまちの意で使用される「立」の用例が確認できる。時代が下るが、『康熙字典』「立」の項目に「速意也 史記平原君伝 錐之処嚢中其末立見」、『大漢和辞典』「立」の項目に「たちどころに。直ちに。〔史記、平原君伝〕譬若三錐之処二嚢中一、其末立見。〔史記、刺客、荊軻伝〕剣堅、故不レ可二立抜一。」とあり、ほかに『漢語大詞典』「立」の項目にも「立刻（すぐに、ただちに、筆者注）」の語釈が見られる。右に挙げた用例を含めて、漢籍の用例をいくつか載せておく。

①大王遣二一介之使一至レ趙、趙立奉レ璧来。

（『史記』巻八十一 廉頗藺相如列伝第二十一）

②夫賢士之処レ世也、譬若三錐之処二嚢中一、其末立見。

（『史記』巻七十六 平原君虞卿列伝第十六）

③時惶急、剣堅、故不レ可二立抜一。

（『史記』巻八十六 刺客列伝第二十六）

④衡乃従求二筆札一、須臾立成、辞義可レ観。

（『後漢書』巻八十下 文苑列伝第七十下）

⑤時鄴銅爵台新成、太祖悉将二諸子一登レ台、使二各為一レ賦。植援レ筆立成、可レ観、太祖甚異レ之。

（『三国志』巻十九 魏書十九 任城陳蕭王伝第十九）

用例①は『史記』より引用したものであるが、この一文に『古事記』と同じ文字列「立奉」が見える。①は、「完璧」という言葉の語源にあたる内容であり、趙の使者は秦の王に対し、「王が一人の使者を趙に遣わせば、趙はすぐさま璧を持ってまいろう」と言っている。傍線部の「立奉レ璧来」の「立奉」は副詞「立」＋動詞「来」で、「立」はすぐさまの意。用例②③は同じく『史記』より引用したものであるが、②は優秀な人物を錐に譬えて、錐が袋の中に入っているようなもので、その先端はすぐに外に現れるものだということで、「立見」は副詞「立」＋動詞「見」で、「立」はすぐさまの意。③は秦の始皇帝が暗殺される場面である。始皇帝がうろたえているうえに、剣の鞘が固くすぐには抜けないということで、「立抜」は副詞「立」＋動詞「抜」で、「立」はすぐさまの意。④⑤はいずれも「立成」という文字列であるが、④は『後漢書』より引用した一節で、禰衡という人が文章を書こうと思い、筆と紙を求めると、たちまちにして完成させ、文章と内容には見るべきものがあった、⑤は『三国志』の一節で、銅爵台が新しく完成し、曹操は子供たち全

部をつれて台に登り、それぞれ賦を作らせる場面。曹植は筆をとるとたちまち作りあげたが、りっぱなものだった、「立成」は副詞「立」＋動詞「見」で、「立」はたちまちの意である。

　このように、『日本書紀』において、「立」字はタチドコロニの訓で用いられる例が確認でき、また、漢籍において、「立」字はすぐさま、たちまちの意味での用例も少なくない。

　この理屈で『古事記』の「立奉」という文字列を考えると、Aアシナヅチ・テナヅチの「立奉」は、すぐさま（娘を）差し上げる、Bコトシロヌシの「此国者、立奉天神之御子」は、この国をすぐさま天つ神の御子に差し上げる、というふうに解釈してよいであろう。

　一方、Cの「我之女二並立奉由者」の「立」は、A・Bと異なる。オホヤマツミが二人の娘をすぐさまニニギに差し上げたという文脈ではないからである。したがって、Cの「立」をタチドコロニと訓むことができない。延佳本の「二竝立奉」（フタリ・ベ・テ、ル）のように、「並立」を一つの単語と見做すべきである。「並立」は日本の上代文献においてほかに例が見られないが、漢籍に用例が数多く確認できる。

①並㆓立三帝㆒、燕、趙之所㆑願也。
（『史記』巻六十九　蘇秦列伝第九）

②漢家承㆓秦之制㆒、並㆓立郡県㆒。
（『漢書』巻一百上　叙伝第七十上）

③然処㆑事能断、威恩並立。
（『三国志』巻四十三　黄李呂馬王張伝第十三）

④漢書文帝賜尉他書云、両帝並立。（『文選』巻第六　魏都賦）

⑤兼㆓親疏㆒而両用、参㆓同異㆒而並立。
（『芸文類聚』巻第十一　総載帝王）

傍線部を見ると、①は、三人の帝を同時に存立させる、②は、郡・県を同時に設立する、①②の「並立」は、二つ以上の物事を同時に成り立たせる（ナラベタテル、他動詞）の意。一方、③は、威光と恩恵とをともに具える、④は二人の帝が同時に存在する、⑤は、同じ意見を持つ人であろうとも異なる意見を持つ人であろうとも同時に成り立つ、③④⑤の「並立」は、二つ以上の物事が同時に成り立つ（ナラビタツ、自動詞）の意。

　では、『古事記』の用例Cにある「並立」とは何か。『古事記』上巻のスセリビメ（オホクニヌシの妻）や、下巻のイハノヒメ（仁徳天皇の后）の物語を読むと分かるように、一夫多妻の古代において、女性の間に嫉妬心が芽生える。したがって、オホヤマツミは「並立」という言葉を使ったのは、二人の娘が同時に存立できるようにという父親としての心情が窺えると言えよう。

四、本居宣長の影響

ここまで、「立奉」の訓について再検討してきた。「立奉」は一つの単語ではなく、副詞「立」＋動詞「奉」でできた文字列という結論に至った。しかるに、先行説はいったいどういう経緯で「立奉」の文字列をすべてタテマツルと訓むようになったのか。

既に述べたように、古写本・版本において「立奉」という文字列への解読はさまざまで訓は一定しない。Ａの「立奉」は「立」をタチドコロニ、「奉」をタテマツルと訓み、Ｂは延佳本を除いて「立奉」をタテマツルと訓み、Ｃは延佳本を除いて「立奉」をタテテタテマツルと訓む。つまり、「立奉」をタテマツルと訓むのは、兼永筆本、前田本、曼殊院本、猪熊本、寛永版本のＢだけである。

周知の如く、『古事記』を本格的に研究しようとしたのは江戸時代の国学者本居宣長である。宣長は、寛永版本、延佳本、村井敬義本、真福寺本等を校合し(7)、三十五年の歳月を費やして『古事記伝』を完成させた。

宣長は『古事記伝』一之巻「諸本又注釋の事」に、まず寛永版本について「字の脱たる誤れるなどいと多く、又訓も誤れる字のまゝに附たる所は、さらにもいはず、さらぬ所も、凡ていとわろし」、また延佳本について「此人すべて古語をしらず、たゞ事の趣をのみ、一わたり思ひて、訓れば、其訓は、言も意も、いたく古にたがひて、後世なると漢なるとのみなり。さらに用ふべきにあらず」と、寛永版本と延佳本の訓は使えないものだと酷評している。では、宣長は「立奉」をどう訓むべきかについて次のように述べている。

> 奉は、字のまゝに多弖麻都良牟夜と訓べし、（略）
> 立奉は多弖麻都良牟と訓べし、如此書る例は、右に引る事代主神の言、又木花之佐久夜毘賣段にもあり、立字を添たる故は、まづ多都とばかりも、物を献ること、麻都流とばかりも献ることにて、多弖麻都流と云は、本其二を重ねたる言なり、（略）さて奉字は、多弖麻都流とも訓ども、又常に麻都流とばかりにも用る故に、かく立字を添ても書るなり、さて獻るを立とばかり云るは、大神宮儀式帳【六月十七日夜御食直會歌に、】佐古久志侶伊須々乃宮仁御氣立止云々、【御食奉るとてなり、】これなり、
> （『古事記伝』九之巻）

右は、スサノヲのヤマタノヲロチ退治の話についての注釈より引用したものである。宣長は、「奉」と「立奉」とはいずれもタテマツルと訓むべきものと主張し、そして、Ａアシナヅチ・テナヅチの「立

奉」と同じ例として、Bコトシロヌシの「立奉」及びCオホヤマツミの「立奉」が挙げられるという。また、「立」「奉」は両方とも差し上げるの意を持ち、「立奉」はいわゆる同義結合によってできたことばであると述べている。「麻都流（マツル）とばかりにも用る」というのは、おそらく第二章で取り上げた「α（動詞）＋奉」（示 奉（しめしまつる）など）の類と思われる。さらに、「立」字をタテマツルの意で用いられる例として、『大神宮儀式帳』の歌を挙げている(8)が、この本は『古事記』より九十二年後の延暦二十三年（八〇四年）に書かれたものである。タツを『万葉集』『日本書紀』などの上代文献で調べると、差し上げるの意で用いられる例が見当たらない。ほかにタツがタテマツルの意で用いられる例は、鎌倉初期の『千五百番歌合』春一に「九重に今日立て初むる氷こそ風にも解けぬ例なりけれ」が見られる程度で、用例が少ない。

また、Bコトシロヌシの「立奉」について、宣長は次のように述べている。

> 立奉は、多氏麻都理多麻閇（タテマツリタマヘ）と訓べし、（略）［師の多知杼許呂爾（タチドコロニ）多弖麻都理多麻閇（タテマツリタマヘ）と訓れつるは、前後の例などをも、よくも考へられざりしなり、］
>
> （『古事記伝』十四之巻）

Bコトシロヌシの場合、師匠の賀茂真淵は『仮名書古事記』(9)において、Bの「立奉」を「たちどころにたてまつり給へ」と訓むが、宣長はこの訓みを否定し、Aの場合と同じように「立奉」をタテマツルと訓むべきだと主張している。

Cオホヤマツミの「立奉」に関しては、宣長は「立奉と、立ノ字を添へて書る例、上に云るが如し」（『古事記伝』十六之巻）としか記しておらず、A及びBの「立奉」と同じように考えている。つまり、Cの場合も「立奉」をタテマツルと訓むべきだという主張である。

宣長以降の注釈書は、ほとんど宣長のタテマツル説を踏襲している。たとえば、倉野憲司『古事記全註釈』は「立奉」について、まず『古事記伝』の内容を引用し、さらに次のように述べている。

> これ（宣長説、筆者注）が通説であるが、西宮氏（西宮一民編『古事記』初版、筆者注）。は延佳本に「立（タチドコロニ）奉（ラン）」とあるのがよいとしてゐる今、延佳本を見ると、ここ（用例A、筆者注）と事代主神の言の場合はタチドコロニと訓んで差支へないが、大山津見神の言の場合は、タチドコロニでは落付きが悪いので、延佳は「二（ふた）り並（なら）べ立てゝ奉る由（よし）は」と訓んだものと思はれる。今は通説に従ふ。

倉野氏は宣長の説を紹介して、また西宮一民氏や延佳本のタチドコロニ（立）説を取り上げ、A・Bの「立」をタチドコロニと訓んでも差し支えないと指摘しながらも、結局、通説（宣長のタテマツル説）に従ったのである。

なお、既に述べたように、西宮氏は『古事記』（桜楓社初版）において「立奉」の「立」をタチドコロニ（延佳本等を依拠に）と訓んでいたが、後に「立奉」を一つの言葉して見做し、タテマツルと訓むように修正した。氏は『集成』の頭注に「この「立て」は、差し出すの意。「奉」一字でも「たてまつる」と訓むが、それを二字の「立奉」で表したもの」と書いてあるが、『古事記伝』の注釈と照らし合わせると、この修正はやはり宣長の影響だと言えよう。

五、まとめ

宣長以降の研究者たちは、『古事記伝』に評価と批判とを加えつつ、『古事記』への解読を深めてきた。本章においては、「立奉」という文字列を考える際にも、やはり、まずは宣長の注釈を読み、それから近年の研究成果を把握し、異なる角度から分析を加え、新たな見解を示しつつ検証した結果、「立奉」は一つの単語ではなく、AとBの「立奉」は「立（タチドコロニ）」＋「奉（タテマツル）」、Cの「並立奉」は「並立（ナラベタテテ）」＋「奉（タテマツル）」と捉えるのが妥当であることを論証した。宣長がかつて校合したことのない古写本にも注目することなどによって、『古事記』への研究が今後も進んでいくことであろう。

注

（1）土居美幸「古事記「奉」字考――「マツル」ということば――」（『萬葉』二〇〇号、二〇〇八年三月）。

（2）「加牟菩岐 本岐玖琉本斯 登余本岐 本岐母登本斯 麻都理許斯美岐叙（まつりこしみきぞ）」（『古事記』中巻 仲哀天皇条）、「刀奈美夜麻 多牟気能可味尓 奴佐麻都里（ぬさまつり）」（『万葉集』巻第十七 四〇〇八番）、「万調（よろづつき） 麻都流都可佐等（まつるつかさと） 都久里多流」（『万葉集』巻第十八 四一二二番）。

（3）たとえば『今昔物語集』巻第十一に、「夢ノ教ノ如ク、観音ヲ造奉テ後、此巌ノ上ニ立奉レリ」に「立奉」の文字列が見られるが、この場合、「立（タテル）」は、ある場所に物をまっすぐにして置く、の意で、「立奉」はタテマツルではない。

（4）「為穢汚而奉進」は難訓句のため、返り点を付さないことにする。なお、「奉進」の訓みに関して、兼永筆本、前田本、曼殊院本、猪熊本、寛永版本では「奉（タテマツル）レ進（スヽメ）」とあるが、『古

事記伝』は、「爲穢汚而奉進（キタナキモノタテマツルトオモホシテ）」、『新編全集』は「穢（けが）汚して奉進（たてまつ）ると為（おも）ひて」と訓む。「随㆓大命㆒奉進」の「奉進」に関して、「奉_進（タテマツル）」（兼永筆本、前田本、猪熊本）、「奉レ_進（タテマツル）」（曼殊院本）、「奉_進（マツル）」（寛永版本）、「奉_進（タテマツラン）」（延佳本）とあり、『古事記伝』は「随大命奉進（オホミコトノマニマニタテマツラム）」、『新編全集』は「大（おほ）命（みこと）の随（まにま）に奉進（たてまつ）らむ」と訓む。

（5）A真福寺本、道果本、伊勢本、伊勢一本は付訓無し。B真福寺本、伊勢本、伊勢一本は付訓無し。C真福寺本、伊勢一本付訓無し、伊勢本は破れのため判読不能。

（6）西宮氏は『古事記 修訂版』において、「立奉」の訓をすべて「タテマツル」と訂正した。Aの頭注に「「立て献る」（差出しあげる）意のタテ・マツルの原義の表記」と書いてあり、B・CはAの頭注を参照とある。

（7）『古事記伝』一之巻「諸本又注釋の事」、『本居宣長事典』（本居宣長記念館、二〇〇一年）等による。

（8）『群書類従』巻第一「皇太神宮儀式帳」に、「御氣立止」の「止」の横に「弖ィ」と記してある。また、澤瀉久孝写『皇太神宮儀式帳』に、「御氣立弖」とある。

（9）賀茂真淵は『仮名書古事記』において、Aの「立奉」を「さながらたてまつる」と訓む（『賀茂真淵全集 第十七巻』続群書類従完成会、一九八二年）。

第三章　ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」

一、はじめに

本章と次章は、「為」の字の在りようをめぐって考察するものである。本章においては、特に「甚為」という表記に注目する。「甚為」は、『古事記』に一例のみ存在し、上巻ヤチホコの歌物語の地の文に見える。

故、其夜者不㆑合而、明日夜為㆓御合㆒也。又、其神之適后須勢理毘売命、甚為嫉妬。故、其日子遅神、和備弖、【三字以㆑音。】自㆓出雲㆒将㆑上㆓坐倭国㆒而、束装立時、片御手者繫㆓御馬之鞍㆒、片御足蹈㆓入其御鐙㆒而、歌曰、

右の文章は、ヤチホコ（オホクニヌシの別名）が高志国のヌナカハヒメと歌のやりとりをし、次の夜に結婚した。一方、ヤチホコの正妻であるスセリビメは、「甚為嫉妬」、ヤチホコは困りはてて大和国に上ろうとするときに、スセリビメとも歌のやりとりをしたという内容になる。

傍線部の「甚為嫉妬」の訓みを古写本版本で調べたところ、次にように訓んでいる。

兼永筆本	甚(ハナハタ)為㆓嫉-妬(子タム)㆒
前田本	甚(ハナハタ)為㆓嫉-妬(子タム)
曼殊院本	甚(ハナハタ)為嫉-妬(子タム)
猪熊本	甚(ハナハタ)為㆓嫉-妬(ネタム)
寛永版本	甚(ハナハタ)為㆓嫉-妬(子タムコヲ)㆒
延佳本	甚為(タ)㆓嫉-妬(モノ子タミヲ)㆒

兼永筆本、猪熊本、前田本の返り点を見ると、二の返り点はあるものの一の返り点は記されておらず、訓みを判断することが困難である。曼殊院本は「ハナハダネタム」と訓んでおり、「為」の字は読まない。寛永版本と延佳本とは、「嫉妬」をそれぞれ「ネタムコトヲ」「モノネタミヲ」を訓み、「為」はおそらくスと訓んでいると思われる。

続いて、真淵・宣長以降の注釈書の訓みをも提示しておく。

仮名書古事記　　いとねたまし

古事記伝	甚為嫉妬（イタクウハナリネタミシタマヒキ）
全書	甚（いた）く嫉妬（しっと）しまたふ
全講	いたく嫉妬（うはなりねた）みしたまひき
古事記全註釈	甚（いた）く嫉妬（うはなりねたみし）爲たまひき
古事記注釈	甚（いた）く嫉妬（うはなりねたみし）為たまひき
集成	いたく嫉妬（うはなりねたみ）しまたひき
思想大系	甚為（いと）-嫉（ね）-妬（た）みましき
新編全集	甚（はなは）だ嫉妬（うはなりねたみし）為き
新版古事記	いたく嫉妬（うはなりねたみし）為たまふ
新校古事記	甚（いた）く嫉妬（ねたみ）したまひき

賀茂真淵『仮名書古事記』を見ると、「いと」は「甚」と対応し、「ねたまし」は「嫉妬」と対応するものである。『思想大系』は、「為嫉妬」の三文字を「ねたみましき」と訓んでいる。それ以外の注釈書はすべて、「嫉妬」を名詞と看做し、「為」をス（またはシタマフ）と訓んでいる。

なお、「甚為嫉妬」の「甚」の字はハナハダ、イト、イタクなどと訓まれ、また、「嫉妬」はネタム、モノネタム、ウハナリネタム、シツトなどと訓まれているが、本章では、「甚」と「嫉妬」の訓みについては言及せず、主に「為」の字の在りようをめぐって論じていきたい。

二、「為」の意味と用法

当該箇所の「甚為嫉妬」の「為」の字について、従来の解釈を見ていくと、本居宣長は「甚爲嫉妬は、伊多久宇波那理泥多美志賜伎（イタクウハナリネタミシタハヒキ）と訓べし」と述べているが、「為」をなぜス（シタマフ）と訓むかについて論じていない。その後、『古事記』における「為」の字の用法をめぐって詳しく論じられるようになり、三矢重松氏（1）は「動詞の補助語尾的に用ゐたもの」として、次のような用例を挙げている。

・須勢理毘賣命甚爲（シタマヒキ）二嫉妬（ウハナリネタミ）一（又訓「モノネタミシ玉ヒキ」「ネタミシ玉ヒニキ」）
・神倭伊波禮毘古命倏忽爲（マシ）二遠延（ヲエ）一（遠延二字以音）
・枕二其后之御膝一爲御寝坐（ミネマシキ）也、爾其后以二紐小刀一爲（シテ）レ刺（サムト）二其天皇之御頸（ヲ）一
・答曰既爲（ツ）二泥疑（ネギ）一也（又訓ネギシツ）
・詔（ノリタマフセントタチカヘ）レ爲二易刀一

・汝之子目弱王成レ人之時、知三吾殺二其父王一者、還（カヘシテ）爲（アラン）二―有邪心一乎（還又訓カヘリテ）

三矢氏は右のように用例を挙げ、さらに「此等の「爲」の字は、爲無くても通ずべき中に、「遠延」「泥疑」など假字がきなるは、語尾を書かざるより、其の動詞なるを明にする爲には「爲」の字を添ふる必要あり。「爲嫉妬」は「性甚嫉妬」など書けば可なるも、國語には「モノネタミ」など名詞に云へば、其の語法より「爲」を獨立動詞に用ゐたるなるべく、云云」との説明を付け加えている。

また、福田良輔氏（2）は「甚為嫉妬」の「為」と同じ用法の例を、以下のように挙げている。

・然者吾與レ汝行二廻―逢是天之御柱一而、爲二美斗能麻具波比一
・如レ此歌、即爲二宇伎由比一（四字以音）而、至今鎮坐也
・亦山河之物悉備設、爲二宇禮豆玖一云
・須勢理毘賣命、甚爲二嫉妬一
・香坂王、忍熊王聞而、思レ將二待取一、進二出斗賀野一、爲二宇氣比獦一也

福田氏はこれらの用例を挙げ、さらに「「爲」は、いづれも「爲」につづく體言を動詞化するため、動詞である事を明らかにするために、用ひられたと見るべきものであらう」と述べているように、「甚為嫉妬」の「為」をスと訓むという考えを示している。

最近、「為」の字の用法について論じたのは山口佳紀氏（3）である。氏は、『古事記』中巻景行天皇条に見える「既為泥疑也」の「為」の訓みを中心に検討を加えるに際し、『古事記』における「為」の字の用法を一通り整理したのである。氏の分類法を次のようにまとめておく。

第一、広く、何らかの行為・動作をおこなう意に用いるものである。スと訓むべきものである。

第二、変化を表す「為」がある。〈為レN〉の形を取るが、「Nト（ニ）為（ス）」と訓読できる。

第三、あるものが、何らかの状態にあることを表す「為」がある。〈為レN〉の形を取り、「Nト為（ア）り」と訓読すべきものである。

第四、思惟行為を表す「為」がある。大抵は、〈以為～〉の形を取り、「～ト以為（オモ）フ」と訓めものである。

第五、動詞（V）に上置されて、ある動作・作用が起ころうとする状態にあることを示す「為」がある。〈為レV〉の形を取るが、「Vセムト為(ス)」と訓むものである。

第六、何らかの行為の受益対象あるいは目標となるものを表す用法がある。〈為レN〉の形を取り、「Nノ（ガ）為(タメ)ニ」と訓まれる。

第七、受身の意を表し、〈為レV〉の形を取って、「Vセ為(ラユ・ラル)」と訓むべきものがある。

山口氏は、右のように「為」の字の用法を整理し、さらに、中巻景行天皇条の「既為泥疑也」をめぐって論じる際に、「古事記においては、名詞を動詞化する場合、〈為＋名詞〉の形を取らせることが多い」と述べ、それと関連する用例を以下のように提示している。

①其女須勢理毗売出見、為(シテ)二目合(マグハヒ)一而、相婚、

②須勢理毗売命、甚為(シキ)二嫉妬(ネタミ)一。

③故、吾先為(セム)二名告(ナノリ)一。

④吾与汝、行二廻逢是天之御柱一而、為(セム)二美斗能麻具波比(ミトノマグハヒ)一。

⑤今聞二高往鵠之音一、始為(セキ)二阿藝登比(アギトヒ)一。

⑥亦山河之物、悉備設、為(セム)二宇礼豆玖(ウレヅク)一。

山口氏は、右の用例を提示し、「これらの「為」は、スと訓まれるのが普通である」と述べている。たしかに、「為」の字に訓をあてようとすれば、右の六例の場合、ス以外の訓みは無理であろう。氏の考えでは、当該箇所の②「甚為嫉妬」の「為嫉妬」は「ねたみしき」と訓むわけである。

しかし、一つ注目したいのは、三矢氏、福田氏、山口氏が挙げた用例を見ると、「為」と接続する文字列は、たとえば「遠延(ヲエ)」「泥疑(ネギ)」「宇伎由比(ウキユヒ)」「目合(マグハヒ)」「名告(ナノリ)」「美斗能麻具波比(ミトノマグハヒ)」「阿藝登比(アギトヒ)」「宇礼豆玖(ウレヅク)」などのような和語（特に音仮名表記のものが多い）であり、これらは漢籍に存在しない表記である。一方、「嫉妬」という文字列だけは、もともと漢籍によく使用される漢語である。

三、「嫉妬」の意味と用法

かつて、小島憲之氏[4]は特に『古事記』と漢訳仏典との関係に注目し、次のように述べている。

なほ古事記と漢譯佛典との關係に於て、語彙の一致が頗る多いことが注意される。法華經語と比較して同一の例を示せば（△印は法華經に例の多いものを示し、卷名は最初の卷にみえるものを示す）、

△惡人（方便品）　安置（譬諭品）　△一時（序品）　△威儀（序品）
異心（譬諭品）　△歡喜（序品）　驚懼（化城諭品）　△恭敬（序品）
△國土（序品）　△思惟（序品）　△**嫉妬（方便品）**　邪心（妙莊嚴王本事品）
退坐（序品）　△他國（信解品）　△輾轉（展）（譬諭品）　童男（妙音菩薩品）
△童女（法師功德品）　△女人（五百弟子受記品）　△罵詈（安樂行品）　△貧窮（方便品）
△趺座（序品）　豐樂（譬諭品）　△本土（提婆達多品）　△本國（信解品）
遊行（譬諭品）　△戀慕（如来壽量品）

となる。これらの諸例は勿論他の漢籍にもみえるが、既に古事記との關係を否定した「論語」以上の深い一致のあることは、注意すべきである。「趺坐」・「遊行」など特異な語を始めとして、法華經語が古事記に頗る多いことは、兩者間の關係が認められ、更に他の佛典語とも關係の深いことを示す。

小島氏は右のように、『古事記』に出てくる漢訳仏典語を挙げたうえで、『古事記』と漢訳仏典との関連性を論じている。そのうち、「嫉妬」という言葉は「法華經に例の多いもの」として紹介されている。また、西宮氏の『古事記 修訂版』の頭注に「「嫉妬」は漢訳仏典語」とあり、西宮氏は小島氏と同じ考えを示しているのである。

そもそも、漢訳仏典に見える「嫉妬」は『広説佛教語大辞典』によると、サンスクリット語の「mātsarya」の訳語である。さらに、『漢訳対照梵和大辞典』で調べると、「mātsarya」は漢訳仏典において「嫉妬」のほかに、慳、慳貪、慳悋、慳吝、慳嫉、慳行、慳著、慳惜、悋、悋著、慽、貪妬とも訳されており、現代日本語で言うと悪意、不満などの意味になる。

実際、小島氏が取り上げた『法華経』で「嫉妬」の用例を調べてみると、次のような例が確認できる。

①劫濁乱時衆生垢重。慳貪嫉妬成㆓就諸不善根㆒故。諸仏以㆓方便力㆒。於㆓一仏乗㆒分別説㆑三。

（『妙法蓮華経』巻第一　方便品第二）

②又文殊師利。菩薩摩訶薩。於㆓後末世法欲㆑滅時㆒。受㆓持読㆔

誦斯経典一者。無レ懐二嫉妬諂誑之心一。

（『妙法蓮華経』巻第五　安楽行品第十四）

③不下復為二貪欲一所上レ悩。亦復不下為二瞋恚愚癡一所上レ悩。亦復不下為二憍慢嫉妬諸垢一所上レ悩。

（『妙法蓮華経』巻第六　薬王菩薩本事品第二十三）

④世事可レ忍不。衆生易レ度不。無レ多二貪欲瞋恚愚癡嫉妬慳慢一不。（『妙法蓮華経』巻第七　妙音菩薩品第二十四）

⑤是人不下為二三毒一所上レ悩。亦復不下為二嫉妬我慢邪慢増上慢一所上レ悩。（『妙法蓮華経』巻第七　普賢菩薩勧発品第二十八）

右の五例を見ると分かるように、『法華経』に見える「嫉妬」という言葉はすべて名詞であり、「慳貪」「諂誑」「憍慢」などといった名詞と並列する形で用いられる抽象的な語である。

一方、小島氏の指摘のとおり、漢訳仏典以外の漢籍においても、「嫉妬」の用例が確認できる。以下、漢訳仏典より古く成立した『史記』『漢書』に見える「嫉妬」の用例を挙げておく（5）。

①子回妻宜君、故成王孫、嫉妬、絞二殺侍婢四十余人一。

（『史記』巻二十　建元以来侯者年表第八）

②劉向以三為是時呂氏女為二趙王后一、嫉妬、将レ為二讒口一以害二趙王一。

（『漢書』巻二十七上　五行志第七上）

③群下凶凶、更相嫉妬、其咎安在。

（『漢書』巻八十四　翟方進伝第五十四）

右の三例を見ると、①は、宜君という人が嫉妬して侍従を四十余人殺した、②は、劉向という人が嫉妬して趙の王を殺そうとする、③は、臣下たちは互いに嫉妬し合う、とあるように、誰かが嫉妬するというふうに具体的な話の中で「嫉妬」が使用されている。この点において、『古事記』当該箇所の「甚為嫉妬」も、具体的な話の中で用いられている。「嫉妬」を漢訳仏典語と看做すより、漢籍全般でよく使用されるものと捉えた方がよいのであろう。

四、「甚」の意味と用法

次は、「甚為嫉妬」の「甚」の字に注目したい。『古事記』における「甚」の用例を次のように提示しておく。

①如此白而、還二入其殿内之間一、甚久、難レ待。

(上巻　黄泉の国)

②還入、白㆓其父㆒言、甚麗神、来。　(上巻　根の堅州国訪問)

③又、其神之適后須勢理毘売命、甚為嫉妬。(上巻　八千矛の神)

④此鳥者、其鳴音甚悪。　(上巻　天若日子の派遣)

⑤此二柱神之容姿、甚能相似。　(上巻　天若日子の派遣)

⑥朝日之直刺国、夕日之日照国也。故、此地、甚吉地、　(上巻　天孫降臨)

⑦其姉者、因㆓甚凶醜㆒、見畏而返送、(上巻　邇々芸命の結婚)

⑧仰見者、有㆓麗壮夫㆒。以㆓為甚異奇㆒。(上巻　海神の国訪問)

⑨有㆑人、坐㆓我井上香木之上㆒。甚麗壮夫也。　(上巻　海神の国訪問)

⑩伺㆓見吾形㆒、是甚怍之。　(上巻　鵜葺草葺不合命の誕生)

⑪自㆑此於㆓奥方㆒莫㆓便入幸㆒。荒神、甚多。　(中巻　神武天皇条)

⑫其弟王二柱者、因㆓甚凶醜㆒、返㆓送本主㆒。　(中巻　垂仁天皇条)

⑬以㆓姿醜㆒被㆑還之事、聞㆓於隣里㆒、是甚慚而、　(中巻　垂仁天皇条)

⑭住㆓是沼中之神㆒、甚道速振神也。　(中巻　景行天皇条)

⑮自㆓其地㆒差少幸行、因㆓甚疲㆒、衝㆓御杖㆒、稍歩。　(中巻　景行天皇条)

⑯吾足、如㆓三重勾㆒而、甚疲。　(中巻　景行天皇条)

⑰此時、御病、甚急。　(中巻　景行天皇条)

⑱其大后石之日売命、甚多嫉妬。　(下巻　仁徳天皇条)

⑲切㆓是樹㆒以作船、甚捷行之船也。　(下巻　仁徳天皇条)

⑳背㆑日幸行之事、甚恐。　(下巻　雄略天皇条)

㉑河辺有㆓洗㆑衣童女㆒。其容姿、甚麗。　(下巻　雄略天皇条)

㉒汝守㆑志、待㆑命、徒過㆓盛年㆒、是甚愛悲、　(下巻　雄略天皇条)

㉓置目老媼白、僕、甚耆老。欲㆑退㆓本国㆒。　(下巻　顕宗天皇条)

右の用例は、『古事記』に見えるすべての「甚」の用例である。「甚」の字の下には、①「久（ヒサシ）」、②⑨㉑「麗（ウルハシ）」、④「悪（アシ）」、⑥「吉（ヨシ）」、⑦⑫「凶醜（ミニクシ）」、⑧「異奇（アヤシ）」、⑩「怍（ハヅカシ）」、⑪「多（オホシ）」、⑬「慚（ハヅカシ）」、⑲「捷（ハヤシ）」、⑳「恐（カシコシ）」、㉒「愛（ウツクシ）悲（カナシ）」のように、形容詞が接続する例が多い。

ほかに、⑤「相似（アヒニル）」、⑭「道速振（チハヤブル）」、⑮

⑯「疲（ツカル）」、㉓「耆老（オユ）」などのように、動詞が接続する例や、⑰「急（ニハカ）」のように、形容動詞が接続する例も見られる。留意したいのは、「行（ユク）」「走（ハシル）」「書（カク）」のような動作を表す動詞とは異なり、「甚」の下に接続する「似」「疲」「老」などの動詞は、動作ではなく状態を表すものである。

⑱「甚多嫉妬」は、当該箇所の③「甚為嫉妬」とよく似たような文字列になっているが、古写本版本における文字の異同に注意していただきたい。

鈴鹿登本	其多㆓嫉‐妬㆒
前田本	其多㆓嫉‐妬㆒
曼殊院本	其多㆓嫉‐妬㆒
猪熊本	其多㆓嫉‐妬㆒
寛永版本	其多（シ）㆒嫉妬（子タミ）㆒
延佳本	甚多㆓嫉‐妬㆒

延佳本以前の写本は、すべて「其多嫉妬」になっている。延佳本は「甚多嫉妬」に改めており、「甚（ハナハ）ダ嫉妬（ネタミ）多シ」と訓んでいる。さらに、注釈書類の訓みも参考に提示しておく。

古事記伝	甚多嫉妬（ハナハダウハナリネタミシタマヒキ）
全書	甚（いた）く嫉妬（しっと）したまふこと多かりき
新講	いたく嫉妬みしたまひき
古事記全註釈	甚多（いとまね）く嫉妬（ねた）みたまひき
古事記注釈	甚多（はなはだ）嫉妬（うはなりねたみ）したまひき
集成	いたく嫉妬（うはなりねたみ）したまひき
思想大系	甚多（はなはだ）嫉妬（ねた）みます
新編全集	嫉妬（うはなりねたみ）すること甚多（いとおほ）し
新版古事記	いたく多（さは）に嫉妬（うはなりねたみ）したまふ
新校古事記	甚多（いとおほ）く嫉妬（ねた）みたまひき

右の注釈書類は、すべて延佳本の「甚多嫉妬」の文字列を採用している。『古事記全註釈』『思想大系』『新校古事記』以外はすべて「嫉妬」の連用形＋スの形を取る。しかし、注意したいのは、「甚多嫉妬」の文字列にスを表す漢字が書かれていない。換言すれば、これらの注釈書は、「為」の字がないのにも拘わらず、「嫉妬」の二文字を嫉妬スと訓んでしまっているのである。おそらく、『古事記全註釈』『思想大系』『新校古事記』などはこの点に気づいたのであろうか、スを

訓み添えていない。ちなみに、⑱「其大后石之日売命、甚多嫉妬」の直後に、「天皇所レ使之妾者、不レ得レ臨二宮中一。言立者、足母阿賀迦邇嫉妬」とあり(6)、この一文にも「嫉妬」が見える。大后であるイハノヒメは大変嫉妬深い人が故に、天皇の妃たちは宮中に近づくことができない。そして、妃たちは、何か特別なことを言ってしまうと、イハノヒメは足をばたばたさせるほどに嫉妬するという文脈である。この場合、「足母阿賀迦邇嫉妬」の「嫉妬」は動詞で、足モアガカニ嫉妬スと訓むべきところであるが、嫉妬スのスにあたる表記は見当たらない。すなわち、「嫉妬」の二文字だけでも嫉妬スと訓むことが可能である。これと関連して、さらに『日本書紀』の用例で検証していきたい。『日本書紀』に見える「嫉妬」の用例を以下のように提示しておく。

①十四日、群臣百寮、無レ有二嫉妬一。我既嫉レ人、人亦嫉レ我。嫉妬之患、不レ知二其極一。所以、智勝二於己一則不レ悦、才優二於己一則嫉妬。　（巻第二十二　推古天皇十二年四月条）

②唯兄子毛津、逃二匿于尼寺瓦舎一、即奸二一二尼一。於レ是一尼嫉妬令レ顕。　（巻第二十三　舒明天皇即位前紀条）

右の二例を見ると、①「無レ有二嫉妬一」「嫉妬之患」の「嫉妬」は名詞であるが、「才優二於己一則嫉妬」の「嫉妬」は動詞で、才能が自分より優れていれば嫉妬するという意味である。②「一尼嫉妬令レ顕」は、尼寺に逃げ込んだ毛津という人は、一、二人の尼を奸してしまい、そこで、一人の尼が恨んで（嫉妬）表沙汰にした、という内容である。この二例もやはり、嫉妬スを書くときに「為嫉妬」ではなく「嫉妬」の二文字だけである。

五、助詞としての「為」

ここまで、漢籍や日本の上代文献資料において、嫉妬スを漢字で書くときに「為」を書き添える例がないことが分かった。当該箇所の「甚為嫉妬」に戻ると、この文字列を従来のように「甚ダ嫉妬ス」と訓むとすれば、やはり「為」の字に違和感を覚えると言わざるを得ない。

そこで注目したいのは、『漢語大字典』の「為」の項目に、「㉒助詞。4．附于表示程度的単音副詞後、加強語意。如、甚為重要、極為不満」と書いてある。つまり、「為」の字に助詞としての用法があり、程度を表す単音（一字）副詞の後に接続し、語意を強めるとい

う役割を担い、用例として「甚為重要」「極為不満」といったものが挙げられている。甚だ重要である、極めて不満であるという意味であるが、「甚」「極」といった単音副詞の後に「為」が接続することにより、語意が強められるわけである。

また、『漢語大詞典』の「為」の項目にも「㉝助詞。3．附于某些表示程度的単音副詞後、加強語気」とあるように、一部の程度を表す単音（一字）の副詞の後に接続し、語気を強める、という語釈が書いてある。用例として挙げられるのは次の一文である。

皆好二車馬衣服一、其自奉養極為鮮明、而亡二金銀錦繡之物一。

（『漢書』巻七十二 王貢両龔鮑伝第四十二）

傍線部の「極為鮮明」という文字列は、程度を表す副詞「極」＋助詞「為」＋形容詞「鮮明」という構成になる。極めて鮮明であるという意味であるが、「極」と「鮮明」との間に助詞「為」の字を付け加えられ、語気が強められるということになる。

ほかに、太田辰夫氏(7)は、「最為」「尤為」「稍為」「較為」といった言葉にある「為」を副詞の接尾辞と看做し、特に「最為」について、「「最爲」は「一ばん……である」という意味であるが、「爲」が接尾辭化する傾向は古くからみられる」と述べ、用例として「慶於諸子中、最為簡易矣。（『史記』巻一百三 万石張叔列伝）」、「七十子之徒、賜最為饒益。（『史記』巻一百二十九 貨殖列伝）」を挙げ、これらの用例について「このような「最」は直接には「爲」を修飾するものである。しかし、事實上、その重點はあとにくる（「簡易」「饒」）にあって、「爲」はさして重要なものではない。そのため、「最爲」で一つの語となり、「爲」が接尾辭となってしまったわけである」と指摘している。

右に挙げた辞書の語釈や太田氏の論などを踏まえて、実際、漢籍で「（副詞）＋為」の用例を拾って、検証していきたい。

❶「甚為」

①迫二劫万民一、夭二殺無罪一、焼二残民家一、掘二其丘冢一、甚為暴虐。

（『史記』巻一百六 呉王濞列伝）

②迫二劫万民一、伐二殺無罪一、焼二残民家一、掘二其丘壟一、甚為虐暴。

（『漢書』巻三十五 荊燕呉伝）

③臣譚伏聞三陛下窮二折方士黄白之術一、甚為明矣。

（『後漢書』巻二十八上 桓譚馮衍列伝）

④台有二三峰一、甚為崇峻、騰雲冠レ峰、高霞翼レ嶺、岫壑沖レ

深、含レ煙罩レ霧。

（『水経注』巻十一）

⑤時有二一児一。字須闍提。晋言二善生一。至二年七歳一。端正聡黠。甚為可愛。

（『賢愚経』巻第一　須闍提品第七）

❷「極為」

①斉性奢綺、尤好二軍事一、兵甲器械極為精好。

（『三国志』巻六十　賀全呂周鍾離伝第十五）

②海神復更化二作一人一（8）。極為端政。

（『賢愚経』巻第一　海神難問船人品第五）

❸「最為」

①燕外迫二蛮貉一、内措二斉晋一、崎嶇強国之間、最為弱小、幾レ滅者数矣。

（『史記』巻三十四　燕召公世家第四）

②諸子白レ母。射猟之事。最為快楽。

（『賢愚経』巻第一　蘇曼女十子品第五十八）

右の用例を見ると、❶「甚為」の下に「暴虐」「虐暴」「明」「崇峻」「可愛」、❷「極為」の下に「精好」「端政」、❸「最為」の下に「弱小」「快楽」といった形容詞が接続する（9）。これらの「為」はスと訓むのではなく、太田氏の指摘のとおり、「為」は接尾辞として「甚」「極」「最」といった副詞の後に接続し、「甚為」「極為」「最為」などは一つの語であることが認められる。つまり、『漢語大詞典』の語釈を借りて言えば、「為」の字は、程度を表す単音副詞（甚など）の後に接続し、語気を強める、という役割を果たしているのである。「甚為暴虐」は甚だ暴虐である、「極為精好」は極めて精好である、「最為弱小」は最も弱小である、ということになる（10）。

漢籍のみならず、日本の古い文献にも「(程度を表す単音副詞)＋為」の用例が確認できる。

①別表、讃二流通・礼拝功徳一云、是法於二諸法中一、最為殊勝。難レ解難レ入。周公・孔子、尚不レ能レ知。

（『日本書紀』巻第十九　欽明天皇十三年十月条）

②王去不レ遠、於二其路中一、儵受二重病一、高声叫呻、踴二離于地二三尺許一。従者知レ状、勧二請法師一、師否不レ受。三遍請之、猶終不レ受。問曰、「病」。答、「甚為痛」。

（『日本霊異記』中巻　打法師以現得悪病而死縁第卅五）

右の二例に関して、従来の訓みを確認すると、①「㝡為殊勝（モトモスクレテイマス）」

（北野本）、「寂為(イマス)二殊一勝(スクレテ)一」（兼右本）、「最(もと)も殊勝(しゆしよう)にます」（『新編日本古典文学全集　日本書紀』）、②「はなはだ痛しとす」（『新潮日本古典集成　日本霊異記』）、「甚(はなは)だ痛(いた)しとす」（『新編日本古典文学全集　日本霊異記』）とあるが、『漢語大詞典』などの「為」の語釈や、漢籍における「（副詞）＋為」の用例を参考に、①の「最為」と②の「甚為」を一つの語と看做し、①「最為殊勝」は最も殊勝である、②「甚為痛」は甚だ痛である、と考えた方が自然であろう。そうすると、この二例にある「為」の字も、やはり、スと訓むのではなく、「最」「甚」といった副詞に接続する接尾辞と看做すべく、いわゆる不読文字として用いられているのである。

実際、「為」の字が不読文字として用いられる例として、ほかに「以為」「謂為」なども挙げられる（次章において詳述する）。たとえば、『古事記』上巻に「此時、箸、従二其河一流下。於是、須佐之男命、以三為人有二其河上一而」（八俣の大蛇退治）に「以為」が見えるが、この二文字をオモフと訓む。

「以」の字を調べると、『大広益会玉篇』に「意也」とあるように、「オモフ」の意味が確認でき、また、『類聚名義抄』「以」の項目にヲモフ、オモヘラクなども書かれている。つまり、「以」の一文字だけでもオモフの意味がある。一方、「以」の下に「為」の字が接続し、「以為」という文字列で用いられる例もしばしば見える。『類聚名義抄』の「以為」の項目にオモヘラク、オモヒテなどの訓が書かれており、すなわち、「以」と「以為」とは、「為」の字があるにせよ、ないにせよ、オモフ、オモヘラクと訓むことができる。この場合も、「為」の字を接尾辞と看做し、訓を付すことができない。

「謂為」は『古事記』中巻仲哀天皇条「天皇答白、登二高地一見二西方一者、不レ見二国土一、唯有二大海一、謂為詐神而、押二退御琴一、不レ控、黙坐」の一文に見える。注釈書を見ると、「謂為詐神而」を「詐(いつはり)を為(す)る神と謂(おも)ひて」（『新編全集』）のように、「為」をス（またはナス）と訓んでいるが、しかし、漢籍や漢訳仏典における「謂為」の用例を拾ってみると、「謂為」の二文字でオモフと訓むのが一般的である(11)。『類聚名義抄』の「謂」の項目にオモフの訓が確認でき、つまり、「謂」の一文字だけでオモフの意味があるが、下に「為」が接続して「謂為」の文字列に変わってもオモフと訓む。「謂為」の「為」は「以為」の「為」は同じく接尾辞であり、「為」をス（またはナス）と訓む必要はない。

六、「又」の用法

ここまで、「為」の字の在りようをめぐって考察を行い、接尾辞としての「為」の用法を確認することができた。『古事記』当該箇所の「甚為嫉妬」にもどると、この四文字は、甚だ嫉妬である（非常に嫉妬深い）という意味で考えられる。あとは、前後の文脈をどう考えるべきかという問題になる。

あらためて原文を見ると、まず「又、其神之適后須勢理毘売命、甚為嫉妬」とあるように、「又」の字が用いられている。「又」の字は『古事記』本文においてしばしば見られるものであり、おおむね二つの用法が見られる。まず、一つ目は、事物・事件を並列するとき、あるいはさらに付加するときに「又」の字が用いられるのである。

①故、其大年神、娶二神活須毘神之女、伊怒比売一、…又、娶二香用比売一、…又、娶二天知迦流美豆比売一、

（上巻　大年神の系譜）

②自レ其幸行而、到二能煩野一之時、思レ国以、歌曰、…又、歌曰、…此歌者、思国歌也。又、歌曰、

（中巻　景行天皇条）

右の二例を見ると、①はオオトシの妻が記されるたびに、「又」の字が用いられ、②はヤマトタケルの歌が付加されるたびに、「又」の字が用いられている。この場合、文脈は一貫しており、主語は変わらない。一方、「又」の字の二つ目の用法として、次のような用例が挙げられる。

①故、因二其麻之三勾遺一而、名二其地一謂二美和一也。又、此之御世、大毘古命者、遣二高志道一、

（中巻　崇神天皇条）

②然、宇遅能和紀郎子者、早崩。故、大雀命、治二天下一也。又、昔、有二新羅国王之子一。名、謂二天之日矛一。是人、参渡来也。

（中巻　応神天皇条）

③故、是一言主之大神者、彼時所レ顕也。又、天皇、婚二丸邇之佐都紀臣之女、袁杼比売一、幸二行于春日一之時、媛女、逢レ道。

（下巻　雄略天皇条）

右の三例にも「又」の字が用いられているのであるが、それぞれ見ていくと、①「又」の前は三輪山伝説の話で、「又」の後はオホビコの話になっている。②「又」の前は仁徳天皇即位に関しての話で、「又」の後はアメノヒホコの話になっている。③「又」の前はヒト

コトヌシの話で、「又」の後は雄略天皇の求婚の話になっている。この場合、「又」の字は事物の並列や付加の意で用いられているのではなく、一つの話から、もう一つ別の話への転換のときに用いられており、主語も変わるのである。

当該箇所の本文を見ると、「又」の前は「故、其夜者不レ合而、明日夜為二御合一也」とあるように、ヤチホコとヌナカハヒメとの結婚の話が記されている。一方、「又」の後は「其神之適后須勢理毘売命、甚為嫉妬。故、其日子遅神、和備弖、自二出雲一将レ上二坐倭国一而、…歌曰」とあるように、ヤチホコの正妻スセリビメは大変嫉妬深い女性であるため、ヤチホコは困惑してしまい、出雲国より倭国に上ろうとするときに、スセリビメに歌を歌った、という文脈である。

「甚為嫉妬」をめぐって、従来の解釈は、たとえば「須勢理毘売命はひどく嫉妬した」（『新編全集』）のように訳しているのであるが、しかし、宣長は「さて此(ココ)は、必しも上の沼河比賣のみには係(カケ)て見べからず、彼(レ)とは別段(コトクダリ)なれば、惣(スベ)ての上(ウヘ)を云なり」と述べているように、「甚為嫉妬」云々の文脈は、前に見えるヤチホコとヌナカハヒメとの結婚の話とは必ずしも直接つながっているものとは言えない、ということを指摘している。

これに関して、本文にある「自二出雲一将レ上二坐倭国一而」の一文に注目したい。ヤチホコは、この時点では、出雲国より倭国に上ろうとしている。しかし、ヤチホコとヌナカハヒメとの結婚の話の最初に、本文には「此八千矛神、将レ婚二高志国之沼河比売一幸行之時、到二其沼河比売之家一、歌曰」と記されている。つまり、ヤチホコとヌナカハヒメとの結婚の舞台は高志国（今の北陸地方）である。したがって、「甚為嫉妬」を、ひどく嫉妬したと訳してしまえば、正妻のスセリビメは、ヤチホコとヌナカハヒメとの結婚を受けての嫉妬ということになり、これは地理的要素から考えれば辻褄が合わないものである。

「甚為」や「又」などの用法を踏まえて考えれば、スセリビメの「甚為嫉妬」は、ヤチホコとヌナカハヒメとの結婚を受けてひどく嫉妬したと解釈するより、スセリビメは、大変嫉妬深い人であるというように、スセリビメの普段の性格を表しているものと考えられる。

傍証として、ヤチホコとヌナカハヒメとの話の直前に、オホアナムヂ（オホクニヌシの別名）と稲羽のヤカミヒメとの結婚する話が挙げられる。オホアナムヂの兄弟たちは、めいめい稲羽のヤカミヒメと結婚したいと思って稲羽へと出発する。そのとき、オホアナムヂに袋を背負わせて、従者として連れて行った。しかし、ヤカミヒ

メは最終的にオホアナムヂと結婚することになった。ヤカミヒメはオホアナムヂと結婚したとはいえども、「其八上比売者、雖二率来一、畏二其嫡妻須世理毘売一而、其所レ生子者、刺二挟木俣一而返」とあるように、ヤカミヒメを連れて来たけれども、正妻のスセリビメを恐れて、生んだ子どもを木の俣に刺し挟んで帰ってしまったのである。この話は、間接的にスセリビメの嫉妬深い性格を反映するものと言えよう。

当該箇所の「甚為嫉妬」に戻ると、すなわち、ヤチホコは高志国に行って、ヌナカハヒメと歌のやりとりをした後に結婚した。一方、正妻のスセリビメは大変嫉妬深い人であるから、ヤチホコは困惑して、出雲国より倭国に上ろうとするときに、スセリビメと歌のやりとりをして、正妻との関係をも深めようとしているという文脈になっている。

七、まとめ

本章は、『古事記』上巻ヤチホコの歌物語に見える「甚為嫉妬」の文字列について考察を行った。従来は、『古事記』というテキストの中で「為」の字が詳しく論じられてきたのであるが、『古事記』周辺の上代文献資料、および漢訳仏典を含めての漢籍文献資料などにおいても用例を調べ、広い範囲で「為」の字を眺めてみた。これによって、「為」はスと訓まず、「甚為」の二字を一つの語と看做し、「甚為」の下にある「嫉妬」は形容詞であり、「甚為嫉妬」は、非常に嫉妬深いという意味であるという結論に至ったものである。

注

（1）三矢重松「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」（三浦佑之『古事記への眼差し』クレス出版、二〇一一年）

（2）福田良輔「古事記の「爲」字――特に所謂完了の助動詞を表記するものについて――」（『国語国文』第十六巻第三号、一九七四年四月）

（3）山口佳紀『古事記の表記と訓読』第六章「形式字の訓読と読添え」第一節「「為」字の用法と訓読」（有精堂、一九九五年）。

（4）小島憲之『上代日本文学と中国文学 上』第四章「古事記の文學性」第二篇「古事記の述作」（塙書房、一九六二年）。

（5）「嫉妬」の「妬」の字形に関しては、『説文解字』に「 、婦妒夫也、从女、戸声、當故切」、『大広益会玉篇』に「妒、丹故切、争色也、妬、同上」、『広韻』に「妒、妒忌、當故切、

妬、上同」、『集韻』に「妒妬、都故切、説文、婦妬夫也、或作妒」などとあるように、「妬」と「妒」は同字。漢籍において「妒」「妬」の両方が用いられるが、便宜上、「妬」の字形で統一する。

（6）「足母阿賀迦邇嫉妬」は真福寺本に「足母阿賀迩嫉」と作る。

（7）太田辰夫『中国語歴史文法』（朋友書店、二〇一三年）。

（8）底本『高麗八万大蔵経』は「海神復化更作一人」とあるが、宋版本、元版本、明版本に拠り「海神復更化作一人」に改めた。

（9）補足として、「甚為可愛」を甚ダ可愛ス、「極為端政」を極メテ端政ス、「最為快楽」を最モ快楽スと訓むことができない。したがって、「甚為嫉妬」を甚ダ嫉妬スと訓むことも難しいと考えられる。

（10）「（副詞）＋為」の用例は、ほかに「而今貴戚近親、奢縦無ㇾ度、嫁聚送ㇾ終、尤為僭侈」（『後漢書』巻三　粛宗孝章帝）、「波斯匿王。白二世尊一言。如来出世。実為奇特」（『賢愚経』巻第七　尼提度縁品第三十）、「漢世方二之匈奴一、頗為衰寡、而中興以後、辺難漸大」（『後漢書』巻八十七　西羌伝）なども確認できる。

（11）「既見二金革稍寧、方隅漸泰一、不ㇾ推二天功一、謂二為己力一」（『芸文類聚』第五十二巻　治政部上）、「見二王送ㇾ函一。謂二為致供一」（『賢愚経』梨耆弥七子品第三十二）。

第四章　仲哀記の「謂為詐神」

一、はじめに

本章は、前章と同じく「為」の字の在りようをめぐって考察するものであり、ここからは主に「謂為」という表記について注目する。「謂為」は、『古事記』に一例のみ存在し、次の中巻仲哀天皇条の一節に見える。

故、天皇、坐二筑紫之訶志比宮一、将レ撃二熊曾国一之時、天皇、控二御琴一而、建内宿禰大臣、居二於沙庭一、請二神之命一。於是、大后帰レ神、言教覚詔者、西方有レ国、金・銀為レ本、目之炎耀、種々珍宝、多在二其国一。吾、今帰二賜其国一。爾、天皇答白、登二高地一見二西方一者、不レ見二国土一、唯有二大海一、謂為詐神而、押二退御琴一、不レ控、黙坐。

仲哀天皇が筑紫の訶志比宮にいらっしゃって、熊曽国を討伐しようとするときに琴を弾いて、タケウチノスクネは沙庭にいて神のお告げを請う。すると、大后は神懸りして、神託で教えさとして、「西の方に国がある。金・銀をはじめとし、目も眩むような種々の珍宝がその国にたくさんある。私は、今その国を帰順させてやろう」とおっしゃった。それで、天皇は答えて、「高いところに登って西の方を見れば、国土は見えず、ただ大きな海があるだけです」と申した。謂為詐神而、琴を押し退けて、弾きもせず、黙っていらっしゃった、という内容である。

傍線部の「謂為詐神而」について、『新編全集』を見ると、「詐(いつはり)を為(す)る神と謂(おも)ひて（謂二為レ詐神一而）」と訓み、現代語訳は「嘘をつく神だと思って」となっている。ちなみに、本居宣長以降の注釈書やテキスト類の訓みを次のように提示しておく。

古事記伝	謂(イツハリセスカミトオモホシテ)爲詐神而
全釈	詐(いつは)りせす神(かみ)と思(おも)ほして
国史大系	謂(マヲシ玉ヒセス)二爲レ詐神(イツハリカミト)一而(テ)
全講	詐(いつは)りせす神と思ほして
全書	詐(いつは)りを爲(す)る神と謂(まを)さむ
古事記全註釈	詐(いつはり)を爲(な)す神(かみ)と謂(い)ひて
古事記注釈	詐(いつはり)を為(な)す神と謂(い)ひて
集成	詐(いつはり)をなす神とおもほして
思想大系	詐(いつはり)を為(な)す神(かミ)ト謂(おもほ)し而(て)
新校古事記	詐(いつはり)をする神(かみ)なりと謂(おも)ひて

「為詐神」の三文字について、右に挙げたものを見ると、いずれも「為㆑詐神」と訓んでいる（「為」の字をナスと訓むかスルと訓むかの違いはあるが、意味は変わらない）。「謂」の字の訓みについては、オモフ（またはオモホス）、イフ、マヲスの三通りがある。『古事記全註釈』では、「「謂」は記伝のやうにオモホシテと訓みたいが、古事記では殆どイフに用ゐてゐるので、ここもイヒと訓んだ」という理由で、「謂」をイフと訓むが、しかし、前に「天皇答白」とあって、ここにまたイフとあるのであれば、筋が通らなくなる。また、『全書』では「登㆓高地㆒見㆓西方㆒者」から「謂為詐神而」までの文を「天皇答白」の内容とするが、会話文は「而」の字で終わるのはおかしい。そうすると、「謂」の字はオモフ（またはオモホス）と訓むべきであろうか。

そもそも、「謂」という文字は、『説文解字』を見ると「謂、報也、从言、胃声、于貴切」とあり、知らせる、報告する、はこの字の本義である。また、「謂、禹沸反、言也、道也、勤也、使也、指也、報也、説也、告也」（『篆隷万象名義』）、「謂、烏沸切、云也、道也、報也」（『大広益会玉篇』）などを見ると、「謂」の字には「報也」のほかに、イフ、トク、ツグ、などの字義も収録されるが、いずれも、言葉に出して知らせ伝える、という意味と考えられる。

一方、観智院本『類聚名義抄』を見ると、「謂、音胃、イフ、イハク、ノタマハク、オモフ、カタラフ、物カタリ、使也、タメ、ノフ、ツトメ、道也、指也、説也、告也、報也」（法上 四九）とあるように、イフ、カタラフなど、言葉に出して知らせ伝える、の意味のほかに、オモフという訓みも収録されている。『大漢和辞典』の「謂」の項目に、「㊂おもふ。おもへらく」との語釈があり、その用例として挙げられたのは、「嗚呼、曽謂㆓泰山不㆒㆑如㆓林放㆒乎（ああ、泰山の神が林放にも及ばぬとおもっているのか）」（『論語』八佾）。『漢語大詞典』の「謂」の項目に、「❻以為、認為（～と思う、～と考える）」との語釈があり、「謂㆔己有㆓天命㆒、謂㆓敬不㆒㆑足㆑行（自分には天命が宿っていると思い、敬い慎むことなどは行うに足りないと思う）」（『書』泰誓中）という用例が挙がっている。

さて、『古事記』において「謂」の字の用例を拾ってみると、たとえば、「伊予国謂㆓愛㆖比売㆒、讃岐国謂㆓飯依比古㆒、粟国謂㆓大宜都比売㆒、土左国謂㆓建依別㆒」（上巻 国生み・神生み）に見える「謂」の字は、～は～という、の意味であり、また、「八十神、謂㆓其菟㆒云、汝将㆑為者、浴㆓此海塩㆒、当㆓風吹㆒而、伏㆓高山尾上㆒」（上巻 稲羽の素兎）、「火遠理命、謂㆓其兄火照命㆒、各相㆓易佐知㆒欲㆑用」に見える「謂」は、「謂～云」「謂～」などの形で、～に言う、という意味である。これらは、『古事記』における「謂」の字のよく見られ

る用法であり、この場合、「謂」の字はイフと訓む。

「謂」の字は、オモフの訓みで用いられる例は、『集成』では、当該箇所のほかに、次の二例も確認できる。

①伊耶那岐命詔之、愛我那邇妹命乎、謂レ易二子之一木一乎。

（上巻　伊耶那美命の死）

②其兄火照命、乞二其鉤一曰、山佐知母、己之佐知佐知、海佐知母、己之佐知佐知。今各謂レ返二佐知一之時、其弟火袁理命答曰、汝鉤者、釣レ魚、不レ得二一魚一、遂失レ海。

（上巻　海神の国訪問）

①は、イザナミが火の神を生んで神避ってしまったことに対し、イザナキが悲しんで、「いとしい私の妻の命よ。そなたを子ども一人に生死を代えようとは思わなかった（『集成』の頭注に拠る）」と言っている。なお、『新編全集』では、「謂レ易二子之一木一乎」を「子（こ）の一つ木（ひとつき）に易（かは）らむと謂（い）ふや」と訓み、現代語訳は「お前は子一人に代ろうというのか」とする。『集成』と異なり、『新編全集』は用例①の「謂」の字をオモフではなく、イフと訓む。

②は、ヤマサチヒコとウミサチヒコが、それぞれの道具を取り替えると、弟のヤマサチヒコが一匹の魚も釣れず、釣り針を海中になくしてしまった。そこで、兄のウミサチヒコがその釣り針を求めて言うには、「山の獲物はやはり自分の弓矢でなくては、海の獲物もやはり自分の釣針でなくては、さあ、お互いに道具をもとどおりに戻そうではないか」と言った、という内容である（会話文の現代語訳は『集成』に拠る）。『集成』では、「今各謂レ返二佐知一」を「今は、おのもおのも、さち返さむとおもふ」と訓むが、『新編全集』の訓み下し文も「今は各（おのおの）さちを返さむと謂（おも）ふ」とあるように、いずれも「謂」をオモフと訓む。

しかし、右の二例の「謂」に関して、古写本・版本及び注釈書類等を調べてみると、訓みは一定しない。

①謂レ易二子之一木一乎

Ⓐオモフ（ヲモフ）

『兼永筆本』『前田本』『曼殊院本』『猪熊本』『寛永版本』『全書』『古事記全註釈』『古事記注釈』『神道大系』『集成』『思想大系』

Ⓑイフ・ノル（ノタマフ）

『延佳本』『仮名書古事記』『古事記伝』『全釈』『国史大系』『全講』『古事記全註釈』『新編全集』『新校古事記』

②今各謂レ返二佐知一

Ⓐオモフ

『全書』『集成』『思想大系』『新編全集』『新校古事記』

Ⓑイフ

『兼永筆本』『前田本』『曼殊院本』『猪熊本』『寛永版本』『仮名書古事記』『古事記伝』『全釈』『国史大系』『全講』『古事記全註釈』『古事記注釈』『神道大系』

右に提示したように、従来、「謂レ易二子之一木一乎」と「今各謂レ返二佐知一」に見える「謂」の字について、オモフと訓むべきかイフと訓むべきか意見が分かれている。したがって、『古事記』において「謂」の字はオモフの訓みで用いられる確実な例はないということになる。

一方、『日本書紀』において「謂」の字の用例を調べると、オモフの訓みで使用される例は確認できる。以下の三例を提示しておく。

①天照大神素知二其神暴悪一、至レ聞二来詣之状一、乃勃然而驚曰、吾弟之来、豈以二善意一乎。謂当レ有二奪レ国之志一歟。

（巻第一　神代上第六段）

②是時天照大神聞之而曰、吾比閉二居石窟一、謂レ当三豊葦原中国必為二長夜一、云何天鈿女命嘘二楽如此一者乎、

（巻第一　神代上第七段）

③時皇孫謂二姉為一レ醜、不レ御而罷、妹有二国色一、引而幸之。

（巻第二　神代下第九段一書第二）

①はアマテラスとスサノヲのうけひの場面である。アマテラスはもとよりスサノヲの荒々しいことを知っていて、その参上する際の様子を聞くと、顔色を変えて驚いて言うには、「我が弟がやって来るのは善意な心からではあるまい。思うに、国を奪おうとする意志があるのだろう」と言った、という内容である。②はアマテラスが天石窟に引き籠もる場面である。アマテラスは天石窟の外の音を聞いて言うには、「私はこの石窟に籠っていて、豊葦原中国は必ず長い夜ばかりが続いているはずだと思うのに、どうしてアマノウズメはこんなに喜び楽しんでいるのだろうか」と言った、という内容である。③はニニギの結婚の場面。その時、ニニギは姉の方は醜いと思い、結婚せずに遠ざけていた。妹の方は美人だとして、ニニギは妹の方と結婚した、という内容である。このように、①～③の「謂」の字は、いずれもオモフの意で用いられている。

『古事記』に戻ると、『古事記』の筆録者はオモフ（オモホス）を

漢字で書き表すときに、主に以下のような文字を用いるのである（1）。

A思（計三十四例）

豊玉毘売命、思ㇾ奇、　（上巻　海神の国訪問）

B思惟（計一例）

因ㇾ此思惟、猶所ㇾ思ニ看吾既死一焉、　（中巻　景行天皇条）

C念（計二例）

吾心、恒念ニ自ㇾ虚翔行一、　（中巻　景行天皇条）

D欲（計二十二例）

愛我那勢命入来坐之事、恐故、欲ㇾ還。　（上巻　黄泉の国）

E以為（計十四例）

因ニ吾隠坐一而、以ニ為天原自闇、亦、葦原中国皆闇一矣、　（上巻　天の石屋）

右のように、オモフ（オモホス）を漢字で書くときに、「思」「欲」「以為」の表記はもっとも多く、ほかに「念」（二例）と「思惟」（一例）も見られる。こういった文字は、いずれも、オモフ（またはオモホス）以外の訓みで用いられる例はない。一方、既に述べたように、「謂」の字は、基本イフという訓みで用いられており、「オモフ」の確実な用例は見られない。

二、「詐」の意味と用法

「謂為詐神而」は、近年の注釈書では「謂ニ為ㇾ詐神一而」と訓み、「為ㇾ詐」を一つの区切りとして考えられてきた。その根拠として、たとえば、『古事記注釈』では、「「いつはりも、似つきてぞする」（万、四・七七一）、「いつはりを、よくする人を」（一二・二九四三）とあるように、古くはイツハリはイフではなくスルといった」と述べているように、『万葉集』には「いつはりをする」が見られる。したがって、当該箇所の「謂為詐神而」の「為詐」という文字列を、「いつはりをする」を漢字で書き記したものと考えられていたようである。

一方、『漢語大詞典』を調べてみると、「為」の項目に、「為詐」が挙げられており、その意味を「作假（偽物を作る、うそをつく）」とし、用例として『東観漢記』安帝紀の「皇后与兄顕、中常侍江京、樊豊等共為詐、不容令群臣知帝道崩、欲偽道得病（皇后は兄の顕、中常侍の江京、樊豊等と共に詐りをし、皇帝が道中で亡くなったことを群臣に知らせることを許さず、病気で亡くなったというそを企てた）」の一文を挙げている。しかし、漢籍資料で調べていくと、「為詐」という文字列は熟した形で用いられる例はほかに見えず、

一般的な表現とは言いがたい。
『古事記』に戻ると、「詐」の字は、当該箇所を除いて、以下の七例が確認できる。

①更求二他女人一、詐名二其嬢女一而、貢上。（中巻　景行天皇条）

②窃以二赤檮一作二詐刀一、為二御佩一、共沐二肥河一。（中巻　景行天皇条）

③後出雲建、自レ河上而、佩二倭建命之詐刀一。（中巻　景行天皇条）

④各抜二其刀一之時、出雲建、不レ得レ抜二詐刀一。（中巻　景行天皇条）

⑤到二相武国一之時、其国造、詐白、於二此野中一有二大沼一。住二是沼中一之神、甚道速振神也。（中巻　景行天皇条）

⑥其将軍、既信レ詐、弭レ弓蔵レ兵。（中巻　仲哀天皇条）

⑦其山之上、張二絁垣一立二帷幕一、詐以二舎人一為レ王、露坐二呉床一。（中巻　応神天皇条）

右の七例を見ていくと、①は、景行天皇は息子のオホウスを遣わして、兄比売・弟比売の二人の女性を召しあげさせたが、オホウスはその二人の女性と勝手に結婚して、さらに別の女性を探して、「詐名二其嬢女一而（偽って天皇の求めていた女性と名付けて）」、天皇に献上した、という文脈である。

②～④はヤマトタケルの出雲征討の話で、イヅモタケルを倒すために、「詐刀（偽物の大刀）」を作った。結果的に、イヅモタケルはヤマトタケルとの勝負で、「詐刀」を抜くことができず、ヤマトタケルに打ち殺されたのである。

⑤は、ヤマトタケルが相武国に着いたときに、その国造が、「詐白（うそをついて言うには）」、「この野の真ん中に大きな沼がある。この沼の中に住んでいる神は、たいへん荒々しい神なのだ」と言ったのである。⑥は、敵の将軍（イサヒノスクネ）は、「既信レ詐（そのうそ〔弓の弦を切って、偽って降伏したこと〕をすっかり信じ込んで）」、弓から弦をはずし、武器を納めた、という内容である。⑦は、山の上に、絹の布で垣を張りめぐらして帷幕を立てて、「詐以二舎人一為レ王（偽って舎人を御子にしたてて）」、目立つように呉床に座らせる、という文脈である。

そのうち、②～④の「詐刀」と⑥の「信レ詐」の「詐」はすべて名詞であり、残る①⑤⑦の「詐」は動詞であるが、『万葉集』の「いつはりをする」という表現は見られない。

ちなみに、『日本書紀』の「詐」の字の用例を調べると、次の二例に注目したい。

①是以故詐者愕然之予退無レ進。自レ是之後、氏姓自定、更無二詐人一。
（巻第十三　允恭天皇四年九月条）

②復有二見言レ不レ見、不レ見言レ見、聞言レ不レ聞、不レ聞言一レ聞。都無二正語正見一、巧詐者多。
（巻第二十五　孝徳天皇大化二年三月条）

①は允恭天皇条の盟神探湯（くかたち）の場面である。盟神探湯を行うことによって、氏姓の真偽を確かめる。そこで、偽る者は恐れてあらかじめ後ろへ退き、（盟神探湯するための釜の）前に進むことはなかった。その後、氏姓は自然に定まって、偽る人はいなかった、という内容である。②は孝徳天皇の四部の詔の第二部の一節である。見たことを見ないと言い、見ないことを見たと言い、聞いたことを聞かないと言い、聞かないことを聞いたと言う人がいて、正しく語ったりすることをまったくせず、巧みに偽る者が多い、という内容である。①②に見える「詐者」「詐人」の「詐」の字は、いずれも動詞イツハルとして用いられている。上に「為」の字を添えて、「為詐者」「為詐人」のような表記はない。『古事記』の当該箇所に戻ると、イツハルカミを漢字で書き表す時に、「為」の字を添えずに「詐神」という表記で十分であると考えられる。

三、「謂為」と「以為」の意味と用法

当該箇所の訓みを古写本・版本で確認すると、以下の通りになる。

兼永筆本　謂（オモヘリ）為（ス）二詐（イツハレル）神（ト）一而
猪熊本　謂（オモヘリ）為（ス）二詐（イツハレル）‐神（ト）一而
延春本　謂（オモヘリ）為（ト）二詐（イツハレル）神（ト）一而
前田本　謂（オモヘリ）為（ト）二詐（イツハレル）神（ト）一而
曼殊院本　謂（オモヘリ）為（ス）二詐（イツハル）‐神（ト）一而
寛永版本　謂二‐為（オモヘリ）詐（イツハレル）‐神（ト）一而
延佳本　謂（ノ玉ヒテ）二爲（ナスノ）レ詐（イツハリヲ）‐神（ト）一而

右のように、「謂為詐神而」の「為詐」を「為レ詐（いつはりをなす）」と訓むのは延佳本のみであり、それ以外の本はすべて「詐神（いつはる神、またはいつはれる神）」を一つの区切りとする。そこで、寛永版本の「謂二‐為（オモヘリ）詐（イツハレル）‐神（ト）一而」の訓みに注目をしたい。寛永版本は、「謂為」の二文字を一つの単語として看做し、オモヘリと訓んでいるのである。

『古事記』において、「謂為」を一つの単語として用いられる例はほかに見えないが、しかし、漢籍を調べてみると、「謂為」の用例が数多く確認できる。いくつかの例を以下のように提示しておく。

①臣聞、昔有二哀嘆而霜隕、悲哭而崩城者一。毎レ読二其書一、謂二為信然一。於レ今況レ之、乃知二妄作一。

(『後漢書』巻七十四上 袁紹劉表列伝第六十四上)

②冬、拝二臨晋令一、崔駰以二家林一筮レ之、謂二為不吉一、止レ僖曰、

(『後漢書』巻七十九上 儒林列伝第六十九上)

③廖化、字元倹、本名淳、襄陽人也。為二前将軍関羽主簿一、羽敗、属レ呉。思レ帰二先主一、乃詐死、時人謂二為信然一、

(『三国志』巻四十五 蜀書十五鄧張宗楊伝第十五)

④既見二金革稍寧、方隅漸泰一、不レ推二天功一、謂二為己力一。

(『芸文類聚』第五十二巻 治政部上)

⑤当二於是日一。其毘舎離。請二仏及僧一。就レ家供養。見二王送一レ函。謂二為致一レ供。

(『賢愚経』梨耆弥七子品第三十二 丹本此品在第四巻為第二十)

右の用例を見ていくと、①は、袁紹が書いた書簡の一節であり、袁紹はむかし、哀しみ嘆いて霜を降らせるとか、悲しみ哭いて城を崩した者があるとか、そういった内容を本で読むたびに、本当のことであると思っていたが、いまになって比べてみると、それがつくり話であることを知った、という内容である。②は、孔僖は冬、臨晋令を拝命した。崔駰は家の『周易林』によりこれを占ったところ、不吉だと思い、孔僖を引き止めた、という内容である。③は、関羽が敗北した際、呉に身をゆだねた。先主劉備のもとへ戻りたい一心で、死んだというその情報を流し、当時の人々は本当に死んだと思い込んだ、という内容である。④は、戦争が収まり、国境地帯が安泰になるのを見て、これを天の御蔭と思わず、自分の力ばかりと思う、という内容である。⑤は、この日、毘舎離は仏と僧を家に招いて供養する。王から箱が送られてきた。その箱を見て、供養のための品物と思い、その箱を開けようとした、という内容である。こうしてみると、「謂為」という言葉には、～と思う、または、～と思い込む(が、実際はそうではない)、の意味が確認できる。

一方、日本の文献資料に戻って調べると、「謂為」の用例は、『日本霊異記』に一例確認できる。

肥後国八代郡豊服郷人、豊服広公之妻懐妊、宝亀二年辛亥冬十一月十五日寅時、産二生一肉団一。其姿如レ卵。夫婦謂二為非一レ祥、入レ笥以蔵二置之山石中一。

（産生肉団之作女子修善化人縁　第十九）

右の一節を見ると、肥後の国八代の郡豊服の人、豊服広公の妻が懐妊して、宝亀二年冬十一月十五日の午前四時ごろ、一つの肉の塊を産み下ろした。その肉の塊は卵のような格好であった。夫婦は吉祥ではないと思い、笥に入れ、山の石の中に隠して置いた、という内容である。傍線部の「夫婦謂二為非一レ祥」について、『新日本古典文学大系　日本霊異記』は、「夫妻（をひとめ）　祥（よきしるし）にあらざるなりと謂為（おも）ひて」と訓み(2)、「謂為」を一つの単語として看做す。したがって、ここの「謂為」は、～と思う、という意味である。

ちなみに、訓点資料を調べてみると、「謂為」はオモフと訓む用例は、『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝』(3)巻第一に、次の一例が確認できる。

須間、忽見レ有二軍衆数百隊一、満二沙磧間一、乍レ行乍レ止、皆裘褐駝馬之像、及旌旗槊纛之形、易レ貌移レ質、倏忽千変、遥瞻極著、漸近而微。法師初覩、謂二為賊衆一、漸近見滅、乃知二妖鬼一。

右の文章は、三蔵法師は一人で沙漠を歩く場面である。そのときに、数百人の軍隊が忽ち現れて、行ったり止まったりして、みな変わった格好をして、遠くから見ればはっきり見えるが、近くまで行って見ようと思えば見えなくなる、という文脈である。傍線部は、三蔵法師は最初、この人たちは盗賊だと思っていたが、近くまで行って見ようと思うと姿が見えなくなる。そこで、盗賊ではなく妖鬼だと分かった、という内容である。『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝』の原文を見ると、「謂為」の横に「オモヒキ」と書いてある。ここの「謂為」は、～と思い込んだ（実際はそうではない）という意味である。

「謂為」と似たような意味を持つ言葉として挙げられるのは「以為」である。『古事記』には、「以為」という言葉が多く使用されている(4)。

①於是、天照大御神、以二為怪一、細二開天石屋戸一而、内告者、因二吾隠坐一而、以二為天原自闇、亦、葦原中国皆闇一矣、何由以、天宇受売者為レ楽、亦、八百万神諸咲。（上巻　天の石屋）

②此時、箸、従二其河一流下。於是、須佐之男命、以三為人有二其河上一而、尋覓上往者、老夫与老女、二人在而、童女置レ中而泣。（上巻　須佐之男命の追放）

③故爾、見二其頭一者、呉公、多在。於是、其妻、取二牟久木実与赤土一、授二其夫一。故、咋二破其木実一含二赤土一、唾出者、其大神、以下為咋二破呉公一唾出上而、於レ心思レ愛而、寝。

（上巻　根の堅州国訪問）

④此葦原中国者、我御子之所レ知国、言依所レ賜之国也。故、以下為於二此国一道速振荒振国神等之多在上、是、使二何神一而将二言趣一。
（上巻　葦原中国の平定）

⑤爾、海神之女豊玉毘売之従婢、持二玉器一将レ酌レ水之時、於レ井有レ光。仰見者、有二麗壮夫一。以二為甚異奇一。
（上巻　海神の国訪問）

⑥窃伺二其方産一者、化二八尋和邇一而、匍匐委蛇。即見驚畏而、遁退。爾、豊玉毘売命、知二其伺見之事一、以二為心恥一、乃生二置其御子一而、
（上巻　鵜葺草葺不合命の誕生）

⑦乃天皇、驚起、問二其后一曰、吾見二異夢一。従二沙本方一暴雨零来、急沾二吾面一。又、錦色小蛇、纏二繞我頸一。如此之夢、是有二何表一也。爾、其后、以二為不一レ応レ争、即白二天皇一言、
（中巻　垂仁天皇条）

⑧其兄王、隠二伏兵士一、衣中服レ鎧、到二於河辺一、将レ乗レ船時、望二其厳餝之処一、以三為弟王坐二其呉床一、都不レ知二執レ檝而立一レ船、即問二其執檝者一曰、
（中巻　応神天皇条）

⑨率二曾婆訶理一、上二幸於倭一之時、到二大坂山口一、以為、曾婆訶理、為レ吾雖レ有二大功一、既殺二己君一、是不レ義。然、不レ賽二其功一、可レ謂レ無レ信。既行二其信一、還惶二其情一。故、雖レ報二其功一、滅二其正身一。
（下巻　履中天皇条）

⑩乃於二其隼人一賜二大臣位一、百官令レ拝。隼人、歓喜、以二為遂一レ志。
（下巻　履中天皇条）

⑪其赤猪子、仰二待天皇之命一、既経二八十歳一。於是、赤猪子以為、望レ命之間、已経二多年一。姿体、痩萎、更無レ所レ恃。然、非レ顕二待情一、不レ忍二於悒一而、令レ持二百取之机代物一、参出貢献。
（下巻　雄略天皇条）

右に挙げた用例を見ていくと、①「以二為怪一」は、アマテラスが天の石屋にこもっていて、天上界も地上世界もすべて暗くなっているはずなのに、アメノウズメは歌舞をし、ほかの神々はみな笑っている。それをアマテラスが不思議に思う、という内容である。②「以三為人有二其河上一而」は、スサノヲは、箸が肥河を流れ下ってきたのを見て、その河の上流に人がいると思う、という内容である。③「以下為咋二破呉公一唾出上而」は、スサノヲは、オホアナムヂの口から吐き出したのは、蜈蚣を嚙み砕いたものと思い込んだ、という内容である。④「以下為於二此国一道速振荒振国神等之多在上」は、アマテラスは、地上世界に勢い激しく荒ぶる国つ神たちが大勢いることを考える、という内容である。⑤「以二為甚異奇一」は、井戸の中に光が見え、トヨタマビメの下女が井戸を仰ぎ見たところ、立派な青

年がいた。それをたいへん不思議に思った、という内容である。⑥「以二為心恥一」は、トヨタマビメは、ホヲリが出産するところを覗き見たことを知って、心に恥ずかしく思った、という内容である。⑦「其后、以二為不一レ応レ争」は、サホビメは、天皇の夢を聞いて、もはや抗弁もできまいと思った、という内容である。⑧「以三為弟王坐二其呉床一」は、オホヤマモリは、飾り立てられた山の上の場所を見やって、ウヂノワキイラツコがそこの呉床にいらっしゃると思った、という内容である。⑨「以為、曾婆訶理、…雖レ報二其功一、滅二其正身一」は、ミヅハワケが、ソバカリを利用してスミノエノナカツミコを殺したが、ソバカリは自分のためには功績があるが、主君を殺したことは臣下として義に反する云々を思う、という内容である。⑩「以二為遂一レ志」は、ミヅハワケはソバカリに大臣の位を授け、多くの官人たちに拝礼させた。ソバカリは喜んで、願いが叶えられたと思い込んだ、という内容である。⑪「赤猪子以為、望レ命之間、已経二多年一。…非レ顕二待情一、不レ忍二於悒一而」は、雄略天皇はアカヰコと出会い、近いうちに宮廷に召し出すことを約束したが、天皇はそれを忘れてしまい、八十年の歳月が過ぎてしまった。そこでアカヰコは、天皇の命を受けて長い年月が過ぎてしまい、自分の体つきも痩せ萎んで、頼むところもないが、待ち続ける心を表さずには、気持ちが塞いで耐えられないと思う、という内容である。

「以為」は『古事記』において、主に、〜と思う、または、〜と思い込む（が、実際はそうではない）の意味で用いられている。すなわち、「謂為」と「以為」とは、ほぼ同義と認められる。

四、『古事記』に見える同訓表記

ここまで、「謂為」の意味及び用例を確認してきた。前述のように、「謂為」と「以為」とはほぼ同義で用いられるものと論じた。しかし、『古事記』の筆録者は、〜と思う、または、〜と思い込む（が、実際はそうではない）を漢字で書き記そうとしたときに、当該箇所以外の場合は、すべて「以為」と書いたのにも拘わらず、当該箇所だけは「謂為」と書いたのは、やや気になる点でもある。

この疑問を念頭に置きながら『古事記』を読み直してみると、たとえば、さきほど「以為」の用例として挙げた下巻雄略天皇条の一節に注目したい。

其赤猪子、仰二待天皇之命一、既経二八十歳一。於是、赤猪子以為、望レ命之間、已経二多年一。

この一文を見ると、アカヰコは天皇のお召しのお言葉を期待して

待つうちに、すでに八十年が経った。そこで、アカキコ思うには、お召しを待ち望んでいる間に、すでに長い年月が経った、という文脈である。『古事記』の筆録者はスデニを漢字で書き表すときに、「既」と「已」との二通りの表記を用いるが、この場合、「既」と「已」とは同義であり、「既経二八十歳一」を「已経二八十歳一」に書き換えるにしても、「已経二多年一」を「既経二多年一」に書き換えるにしても、文の意味は変わらない。

右に挙げた「既経二八十歳一」「已経二多年一」のスデニは、「とうとう。あることがらが期待や危惧を経て実現に至ったことを表わす」(『時代別国語大辞典 上代編』による)意であり、『古事記』で用例数を数えてみると、「既」は十八回、「已」は三回(『新編全集』による)という結果になる。一方、スデニという言葉には、「すっかり。全く。~し尽くすの意」(『時代別国語大辞典 上代編』による)もあり、その用例を挙げてみると、たとえば、「此葦原中国者、随レ命既献也」(上巻 大国主神の国譲り)、「已因レ訓述者、詞不レ逮レ心、全以レ音連者、事趣更長」(序)とあるように、やはり「既」と「已」との二通りの表記が用いられる。それぞれの用例数を数えると、「既」は一九回、「已」は一回(『新編全集』による)である。これらのデータを表にすると次のようになる。

	「とうとう」の意	「すっかり」の意
既	18回	19回
已	3回	1回

右の表を見ると分かるように、スデニが漢字で書き表されるときに、意味はとうとうにしろ、すっかりにしろ、「既」の用例数が圧倒的多いが、「已」の字も使用されている。換言すれば、さきほど提示した「望レ命之間、已経二多年一」「已因レ訓述者、詞不レ逮レ心」などの用例にある「已」の字を「既」の字に置き換えても意味は変わらないのにも拘わらず、『古事記』の筆録者は「已」の字を選んだ。すなわち、スデニを漢字で書き表すときに、「既」の字で統一して書くのではなく、同義の「已」の字をも使う。

また、二文字の場合を確認してみると、たとえば、イヅクを漢字で書き表すときに、

①坐二何地一者、平聞二看天下之政一。猶思二東行一、
(中巻 神武天皇条)

②到二于多遅比野一而、寤詔、此間者、何処。(下巻 履中天皇条)

の二例が挙げられる。①は、神武天皇は同母の兄であるイツセと議論するときの会話文である。神武天皇は、「どこの地に居れば、天下の政治を平安に治めるであろうか。東に行こうと思う」と発言している。②は、履中天皇は多遅比野に着いて、目が覚めて言うには、「ここはどこか」と聞いた、という内容である。傍点部のように、イヅクを漢字で書き表したときに、筆録者は「何地」と「何処」との二つの表記を用いていることが分かる。

　ほかに、オホミタカラを漢字で書き表すときに、「人民」と書くのが一般的であり、その用例を提示しておく。

①此天皇之御世、役病多起、人民為㆑尽。（中巻　崇神天皇条）

②天皇、大歓以詔之、天下平、人民栄、（中巻　崇神天皇条）

③爾、天下太平、人民富栄。（中巻　崇神天皇条）

④自㆑今至㆓三年㆒、悉除㆓人民之課役㆒。（下巻　仁徳天皇条）

⑤為㆓人民富㆒、今科㆓課役㆒。（下巻　仁徳天皇条）

⑥山部連小楯、任㆓針間国之宰㆒時、到㆓其国之人民、名志自牟之新室㆒楽。（下巻　清寧天皇条）

⑦其二柱王子坐㆓左右膝上㆒、泣悲而、集㆓人民㆒作㆓仮宮㆒、（下巻　清寧天皇条）

　オホミタカラを「人民」と書く例は右の七例見られるが、④「自㆑今至㆓三年㆒、悉除㆓人民之課役㆒」の一文の直後に、「是以、百姓之栄、不㆑苦㆓役使㆒」と書いてあり、ここの「百姓」もオホミタカラを漢字で書き表したものである（5）。

　右に挙げた「既」と「已」、「何地」と「何処」、「人民」と「百姓」は、いずれも同訓の表記であり、両者の間に使い分けがあるとは看做し難い。当該箇所の「謂為」に戻ると、先述のように、「謂為」と「以為」とは同義で使用されている。『古事記』の筆録者はなぜ、当該箇所のみ「以為」ではなく「謂為」を使っているのかというと、「既」「已」などの例と同じように、オモフを漢字で書き表すときに、「以為」で統一して書くのではなく「謂為」をも用いたのである。換言すれば、当該箇所の「謂為詐神而、押㆓退御琴㆒、不㆑控、黙坐」を「以為詐神而、押㆓退御琴㆒、不㆑控、黙坐」に書き換えても意味が変わらない。

　延佳、宣長以降は「為詐」を一括りとして看做し、当該箇所を「謂㆓為㆑詐神㆒而」と訓むが、寛永版本の「謂(オモヘリ)㆓為詐(イツハレル)神(ト)㆒而」に近い形で、この一文を「謂㆓為詐神㆒而（詐(いつは)る神(かみ)と謂為(おも)ひて）」と訓み、うそをつく神だと思い込んで（実際はそうではない）、という意味で解釈すべきであると考える。

五、まとめ

本章は、『古事記』中巻仲哀天皇条に見える「謂為」について考察してきた。従来の注釈書は、「謂為詐神而」の「為詐」を「いつはりをす（または、いつはりをなす）」と訓んでいる。しかし、『古事記』において「為詐」の用例はほかに見えず、また、『古事記』の筆録者は「いつはりをす」を漢字で書き表すときに、「詐名二其嬢女一而」「詐白」などとあるように、「詐」の一文字を用いる。一方、「謂為」という言葉は、漢籍資料においてよく見られるものであり、『日本霊異記』にも一例存在する。〜と思う、または、〜と思い込む（が、実際はそうではない）の意味で用いられ、「以為」という言葉と同義である。さらに、寛永版本もまた、「謂為詐神而」の「謂為」をオモフと訓んでいることなどから、当該箇所の「謂為」を一つの言葉と看做し、「謂為詐神而」を「詐（いつは）る神（かみ）と謂為（おも）ひて」と訓む、という結論に至った。

注

（1）「オモフ（オモホス）」の用例は、瀬間正之編『古事記音訓索引』（おうふう、一九九三年）を参考にした。『古事記音訓索引』によると、下巻允恭天皇条「故、追到之時、待懐而、歌曰」の「懐」の字もオモフと訓むが、『新編全集』及び『新校古事記』では「懐」をムダクと訓む。この字はオモフと訓む確実な例ではないため、用例から除外した。

（2）「夫婦謂為非祥」の訓みに関して、ほかに「夫妻（をふとめ）おもひて「祥（よきしるし）にあらじ」として」（『新潮日本古典集成 日本霊異記』）、「夫妻謂（おも）ひて祥（ヨキシルシ）に非（あら）じとして」（『新編日本古典文学全集 日本霊異記』）もある。

（3）『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝』は、築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究 訳文篇』（東京大学出版会、一九六五年）より引用した。『天理図書館善本叢書 西域求法高僧伝集』（八木書店、一九八〇年）をも参考にした。

（4）『古事記』における「以為」の用例はほかに、A「以二此吾身成余処一、刺下塞汝身不二成合一処上而、以三為生二成国土一。生、奈何」（上巻 神の結婚）、B「大御神詔、汝者、不レ可レ在二此国一而、神夜良比夜良比賜故、以下為請中将二罷往一之状上、参上耳。無二異心一」（上巻 須佐之男命の昇天）の二例があり、『新編全集』では「以為」を「オモフ」と訓み、〜しようと思う、の意味でとらえている。しかし、漢籍資料において、「以為」は、〜しようと思うの意で用いられる例はない。ま

た、用例Aに関しては、兼永筆本、前田本、曼殊院本、猪熊本、寛永版本、延佳本では「為生成国土」という文字列になっており、「以」の字が書いてない。用例Bに関しては、延佳本では「神-夜-良-比夜-良-比-賜。故-以為レ請下將二罷-往一之-状上」となっており、「以為」を一つの言葉と看做さない。A・Bの二例は、いずれも問題のある箇所であり、したがって、用例から除外した。

（5）オホミタカラの漢字表記は、ほかに「旦波比古多々須美智宇斯王之女、名兄比売・弟比売、茲二女王、浄公民」（中巻 垂仁天皇条）もある。

第五章　国譲り神話の「治」

一、はじめに

本章と次章は、『古事記』上巻オホクニヌシの国譲り神話について考察するものである。本章においては、主に「治」という表記を中心に考えていくこととする。「治」の字は、次の一節の「於㆓底津石根㆒宮柱布斗斯理、云々」の直後に見える。

故、更且還来、問㆓其大国主神㆒、汝子等、事代主神・建御名方神二神者、随㆓天神御子之命㆒勿㆑違白訖。故、汝心、奈何。爾、答白之、僕子等二神随㆑白、僕之、不㆑違。此葦原中国者、随㆑命既献也。唯僕住所者、如㆓天神御子之天津日継所㆑知之登陀流【此三字以㆑音。下効㆑此。】天之御巣㆒而、於㆓底津石根㆒宮柱布斗斯理、【此四字以㆑音。】於㆓高天原㆒氷木多迦斯理【多迦斯理四字以㆑音。】而、治賜者、僕者、於㆓百不㆑足八十坰手㆒隠而侍。亦、僕子等百八十神者、即八重事代主神、為㆓神之御尾前㆒而仕奉者、違神者非也。如此之白而、於㆓出雲国之多芸志之小浜㆒、造㆓天之御舎㆒【多芸志三字以㆑音。】而、水戸神之孫櫛八玉神為㆓膳夫㆒、献㆓天御饗㆒之時、禱白而、

右の文章は、『古事記』上巻オホクニヌシの国譲りの一節である。天の使者タケミカヅチは、オホクニヌシの子ども達（コトシロヌシとタケミナカタ）を次々と帰順させ、最終的にオホクニヌシに国譲りを迫る。オホクニヌシは、子ども達が帰順するならば自分も違わないと、国をすっかり献上するが、その代りに立派な住居を造営して「治賜者（治め賜はば）」、自分は八十坰手（奥まった場所）に隠れると約束した。また、コトシロヌシが百八十神（オホクニヌシの大勢の子ども達）の先頭に立ちまた後尾に立ってお仕えするならば、背く神はいないと発言した。オホクニヌシの発言が終わると、出雲国の多芸志の小浜に天の御舎が造られ、膳夫（調理人）であるクシヤタマは天御饗を献上して祝辞を奏上した、という文脈である。

従来の論説を見ると、「治」の解釈をめぐって意見が分かれている。本章は、『古事記』をはじめとする日本上代文献、及び漢籍資料における「治」の字義及び用法を確認し、当該箇所の「治」の字をどう解釈すべきかを考えていくこととする。

二、諸説

当該箇所の「治」の字の先行研究を整理してみると、解釈が次の

ように三つに分かれている(1)。

A「治」＝住居を造営して斎き祭る（『古事記伝』）

B「治」＝住居を造営する（『全釈』『全講』『全集』『集成』）

C「治」＝祭る、斎き祭る（『古事記注釈』『新編全集』）

右に挙げたA・B・Cの解釈は、いずれも「治」の字を「ヲサム」と訓んでいる。まず、Aについて、本居宣長は「治と云ことの意は、上に治二我前一者、とありし處【傳十二の廿葉】に云るが如し」と述べ、「治賜者」の「治」は『古事記』上巻オホクニヌシの国作りに見える「能治二我前一者」の「治」と同義としたうえで、「治とは、凡て物を棄措ず、收擧て、狀に從ひて、其がうへを宜く物するを云、其中に、巻末に僕住所者云々而、於高天原冰木多迦斯理而治賜者云々とあると、此は同くて、宮を造營て齋祠るを治と云なり」と述べているように、「治」の字を、住居を造営して斎き祭るの意で捉えている。

Bの場合、「治賜者」の現代語訳は、「作つて下さいますならば」（『全釈』）、「お造り下さいますならば」（『全講』）、「お造り下さるならば」（『全集』『集成』）とあるように、「治」の字を造営するの意で捉えている。

Cの『古事記注釈』は、『古事記伝』と同様に、当該箇所の「治」の字を「能治二我前一者」と同義で捉え、「ここでは斎き祭る意。ヲサムは多義的で、統治する、収める、葬る、治療する、修復する等さまざまの意に用いられるが、あるべき姿に置くことがその本義である」と述べるように、「治」の字を斎き祭るの意で解釈している。また、『新編全集』の頭注に「この「治め」は、祭ること」とあり、『古事記注釈』と同じ意見である。

右のように、「治」の従来の解釈は、A住居を造営して祭る、B住居を造営する、C祭るといったような解釈がなされてきた。ここから、それぞれの解釈の可能性を検証していく。

三、「治」＝「造営する」の可能性

古辞書で「治」を調べてみると、たとえば、「治、水、出東莱曲城陽丘山(2)、南入海、从水、台声、直之切」（『説文解字』）とあるように、もともと、「治」とは河の名前だったようである。また、「治、除飢反、修也、理也、故也」（『篆隷万象名義』）、「治、水、出曲城県陽曲山、又、修、治也」（『大広益会玉篇』）などのように、「治」の字は「修」「理」などといった文字と近い意味を持つ。一方、「治、音持、ヲサム、ハル、タモツ、ヒラク、ホル、マツリ乛、ヲサ〳〵

シ、ツクロフ、ハラフ、ウルハシ、ミカク、ツクル、キヨシ、アキラカニ、…」（観智院本『類聚名義抄』法上 三二）と書いてあるように、「治」の字は、ヲサムのほかに、ツクロフ、ツクルといった意味も有する。

実際、漢籍資料で「治」の用例を拾ってみると、たとえば「二月、至二長安一。蕭何治二未央宮一」（『漢書』巻一下 高帝紀第一下）、「公主至二其国一、自治二宮室一」（『芸文類聚』巻十六 公主）、「至二魯共王一、好レ治二宮室一、壊二孔子旧宅一、以広二其居一」（『文選』巻四十五 尚書序）とあるように、「治」の字は、（宮殿などの）建造物を造営するの意で用いられる。この点において、さきほど『類聚名義抄』で確認したツクロフ、ツクルの訓みと一致すると言えよう。

『古事記』に戻ると、「治」の字は計九十九例あり、ヲサムと訓むのが一般的である。そのうち、七十六回は「坐二畝火之白檮原宮、治二天下一也」（中巻 神武天皇条）、「大雀命、坐二難波之高津宮、治二天下一也」（下巻 仁徳天皇条）の如く、「治二天下一也（天下を治める）」という慣用表現で用いられている。また、「多治比之柴垣宮」「小治田」といった地名（計六例）や、「阿治志貴高日子根神」「丹波能阿治佐波毘売」といった神名・人名（計五例）、「阿治志貴多迦」「久治良佐夜流」といった歌謡に使われる用例（計二例）、及び当該箇所の「治賜者」を除き、「治」の用例を次のように提示しておく。

①何由以、汝、不レ治下所二事依一之国上而、哭伊佐知流。
（上巻 三貴子の分治）

②其神言、能治二我前一者、吾、能共与相作成。
（上巻 大国主神の国作り）

③爾、大国主神曰、然者、治奉之状、奈何、答言、吾者、伊二都岐奉于倭之青垣東山上一。
（上巻 大国主神の国作り）

④雖レ恨二其伺情一、不レ忍二恋心一、因下治二養其御子一之縁上、附二其弟玉依毘売一而、
（上巻 鵜葺草葺不合命の誕生）

⑤若此御子矣、天皇之御子所レ思看者、可二治賜一。
（中巻 垂仁天皇条）

⑥即、倭建命、抜二其刀一而、打二殺出雲建一。…故、如此撥治、参上、覆奏。
（中巻 景行天皇条）

⑦乃取二其櫛一、作二御陵一而、治置也。
（中巻 景行天皇条）

⑧因二大后之強一、不レ治二賜八田若郎女一。
（下巻 仁徳天皇条）

⑨此人、深知二薬方一。故、治二差帝皇之御病一。
（下巻 允恭天皇条）

右の十例を詳しく見ていくと、①「不レ治下所二事依一之国上而」は、スサノヲはイザナキに委任された国（海原）を治めないの意で、こ

この「治」の字は「治二天下一也」の「治」と同様で、統治するの意。

②と③は、オホクニヌシとオホモノヌシの国作りの話に見える用例である。②「能治二我前一者、吾、能共与相作成」、つまり、オホモノヌシは「私をよく治めるならば、私はあなたと一緒に国作りを完成させよう」と言っている。これに対し、③「然者、治奉之状、奈何」、つまり、オホクニヌシは「それならば、あなたを「治奉之状」はどのようにしたらいいだろうか」と尋ねる。そして、オホモノヌシは「自分を倭の青垣の東山の上に祭ってほしい」と答えた（後で詳述する）。

④「因下治二養其御子一之縁上」は、御子（ウカヤフキアヘズ）を養育する理由での意で、「治養」の二文字で養育するの意。⑥「如此撥治、参上、覆奏」は、このように（帰順しない人たちを）討ち払って平定させて、参上して、天皇に復命するの意で、「撥治」の二文字で平定させるの意。⑦「乃取二其櫛一、作二御陵一而、治置也」は、そこで、その（オトタチバナヒメの）櫛を拾い、お墓を造って、（そのお墓に櫛を）納め置いたの意で、「治置」の二文字は納め置くの意。⑨「治二差帝皇之御病一」は、天皇のご病気を治したの意で、「治差」の二文字で治療するの意。

⑤「若此御子矣、天皇之御子所レ思看者、可二治賜一」は、もしこの御子を、天皇の御子と思し召すならば、（御子としてふさわしい待遇で）迎え入れてくださいの意(3)で、⑧「因二大后之強一、不レ治二賜八田若郎女一」は、大后は強情なので、（天皇は）ヤタノワカイラツメを妃として迎え入れていないの意。⑤と⑧の「治」は、いずれも、その人にふさわしい身分を与えて、宮中に迎え入れること（⑧は否定表現）をいう。

右のように、『古事記』における「治」の字の用例を、一通り整理してみた。「治」の字は、『古事記』に九十九例存するが、しかし、漢籍に見える建造物を造営するの意、つまり、ツクルの意で用いられる確実な例を見ない。『古事記』において、建造物を造営するを書き表す場合、たとえば、「故是以、其速須佐之男命。宮可二造作一之地求二出雲国一」（上巻 須賀の宮）、「其土人、名宇沙都比古・宇沙都比売二人、作二足一騰宮一而、献二大御饗一」（中巻 神武天皇条）、「留二其山口一、即造二仮宮一、忽為二豊楽一」（下巻 履中天皇条）などとあるように、宮、仮宮などを造営する場面において、「治」の字ではなく、「造」「作」といった文字が用いられる。

さらに、当該箇所の「治賜者」の直前に、「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而」と書いてあり、「於二底津石根一云々」は、『古事記』を見るとほかに二例が存しており、また、『日本書紀』にも似たような内容が確認できる。

①意礼、為二大国主神一、亦、為二宇都志国玉神一而、其我之女須世理毘売為二適妻一而、於二宇迦能山之山本一、於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而居。是奴也。

（上巻　根の堅州国訪問）

②詔之、此地者、向二韓国一、真二来通笠沙之御前一而、朝日之直刺国、夕日之日照国也。故、此地、甚吉地、詔而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而坐也。

（上巻　天孫降臨）

③故古語称之曰、於二畝傍之橿原一也、太三立宮柱二於底磐之根一、峻三峙搏風二於高天之原一、而始馭天下之天皇、号曰二神日本磐余彦火火出見天皇一焉。

（『日本書紀』巻第三　神武天皇元年正月条）

右の三例を見ると、①はオホアナムヂが根堅州国から脱出しようとする際に、スサノヲがオホアナムヂに対して、「宇迦能山の山本に、立派な宮殿を造って、そこに居れ」と言っている。②はニニギが竺紫日向の高千穂の久士布流多気に天降り、この場所はたいへんよい地だとおっしゃって、そこに立派な宮殿を造って、お住まいになったと書いてある(4)。③は神武天皇即位の話、神武天皇は畝傍の橿原に立派な宮殿を造って、初めて国をお治めになったと書いてある。

『時代別国語大辞典　上代編』を調べると、「ふとしる」は「造営する。宮柱フトシリ（立ツ）という慣用句で宮殿の柱を建てることをいう」、「たかしる」は「高大に造り構える」と解釈されている。つまり、「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而」という常套句には、宮殿を造営するの意が含まれており、当該箇所の「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而、治賜者」の「治」の字は造営するの意で解釈するのであれば、この常套句の意味と重複してしまう。したがって、当該箇所の「治」の字を、造営するの意で解釈するのが難しいと思われる。

四、「治」＝「祭る」の可能性

前節に挙げた『古事記』における「治」の用例②「能治二我前一者」と③「治奉之状、奈何」にあらためて注目したい。既に述べたように、②と③は、『古事記』上巻オホクニヌシの国造りの段に見える用例である。

大国主神愁而告、吾独何能得レ作二此国一。孰神与レ吾能相二作此国一耶。是時、有二光レ海依来之神一。其神言、能治二我前一者、吾、能共与相作成。若不レ然者、国、難レ成。爾、大国主神曰、

然者、治奉之状、奈何、答言、吾者、伊二都岐奉于倭之青垣東山上一。

右の場面は、オホモノヌシはオホクニヌシに対して、「私をよく治めるならば（能治二我前一者(5)）、私はあなたと一緒に国作りを完成させよう」と自分に対する祭祀を求めている。オホクニヌシは、「あなたを「治奉之状」はどのようにしたらいいだろうか」と尋ねた。そうすると、オホモノヌシは、「私を倭の青垣の東の山の上に祭り仕えなさい（吾者、伊二都岐奉于倭之青垣東山上一）」と答えた。このように、オホモノヌシは御諸山の上に鎮座するようになった、という内容である。

『時代別国語大辞典 上代編』の「をさむ［治・脩・収］」の項目には、「❶統治する。平定する。❷然るべくととのえ、なおす。物事をあるべき位置、もとの位置におちつかせるようにはからう。❸収める。収納する」の意味が載っている。❷の用例として、当該箇所の「能治二我前一者」が挙がっており、ほかに、『日本書紀』の「則定二其療レ病之方一」（巻第一 神代上第八段一書第六）、「当レ披二払山林一、経二営宮室一」（巻第三 神武天皇即位前紀己未年三月条）、「天皇、自二皇祖母命臥病一及二至発喪一、不レ避二床側一視養無レ倦」（巻第二十四 皇極天皇二年九月条）などの用例も挙げられている。【考】の部分には「❷には、個々の例に即して鎮め斎く・造営する・治療する・看病する等々の意を与えることができるが、それらはいずれも、本来の位置・よい位置に戻すようにする意に一括できる」とあるように、当該箇所の「治」を鎮め斎くの意で解釈している。具体的に言えば、「治」の字はオホモノヌシの「吾者、伊二都岐奉于倭之青垣東山上一」という発言と対応するものであり、つまり、この場面において、「治」の字はオホモノヌシを倭の青垣の東山の上に斎き祭ることを指す。ほかに、「我前を治める（治二我前一）」と似たような表現は、『常陸国風土記』及び『播磨国風土記』逸文にも見られる。

①俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂尓、白細乃大御服々坐而、白桙御杖取坐、識賜命者、「我前乎治奉者、汝聞看食国乎、大国小国、事依給」等識賜岐。于レ時、追二集八十之伴緒一、挙二此事一而訪問。於レ是、大中臣神聞勝命、答曰、「大八嶋国、汝所レ知食国止、事向賜之香島国坐天津大御神乃挙教事者」。天皇、聞レ諸、即恐驚、奉レ納二前件幣帛於神宮一也。

（『常陸国風土記』香島郡条）

②播磨国風土記曰、息長帯日女命、欲レ平二新羅国一、下坐之時、禱二於衆神一。尓時、国堅大神之子、尓保都比売命、着二国造石坂比売命一、教曰、好治二奉我前一者、我尓出二善験一而、比々

良木八尋桙根底不附国、越売眉引国、玉匣賀々益国、苫枕有宝国、白衾新羅国矣、以二丹浪一而、将二平伏賜一。如レ此教賜、於此、出二賜赤土一。其土塗二天之逆桙一、建二神舟之艫舳一。又染二御舟裳及御軍之着衣一。又攪二濁海水一、渡賜之時、底潜魚及高飛鳥等、不二往来一、不レ遮レ前。如是而、平二伏新羅一、已訖還上。乃鎮二奉其神於紀伊国管川藤代之峰一。

（『釈日本紀』巻十一　便到新羅時随船湖浪遠逮国中条）

①は『常陸国風土記』香島郡の一節で、美麻貴天皇（崇神天皇）の話が割注に収録されている。大坂山の頂に、立派な装束を着て杖をお持ちの神が現れ、「私をよくお治め申せば、あなたが統治する国を、大きな国も小さな国も、委任してやろう(6)」とおっしゃった。そのときに、天皇は多くの部族を招集し、この事について意見を尋ねる。そこで、大中臣神聞勝命が答えて、「大八嶋国は、あなたが統治する国であると、この国を平定させて香島国に鎮座なさる天津大御神が、お教えになったことです」と申した。天皇はこれを聞くと、恐れ驚いて、供え物を神宮に奉納した、という内容である。大坂山の頂に現れた神（天津大御神）の発言に見える「治」は、美麻貴天皇の「奉レ納二前件幣帛於神宮一也」という内容と対応するものであり、つまり、ここの「治」は、具体的に言えば、供え物を神宮に奉納することを指す。

②は、『播磨国風土記』逸文の一節で、息長帯日女命（神功皇后）が新羅国を平定しようとするときに、尓保都比売命が石坂比売に神懸りし、「よく私をお治め申せば、私はよい効験を出して、新羅国を丹浪の威力で平定してやろう」とおっしゃった。このようにお教えになって、赤土を出した。その赤土を天の逆桙に塗って、神舟の船尾と船首を建てた。また、舟の舷側と兵士たちの衣服を赤土で染めた。また、赤土で海水を濁らせて、海を渡るときに、海の底で泳ぐ魚と空を飛ぶ鳥たちは行き来せず、前進の邪魔をするものはなかった。このように、新羅を平定し終わって帰還すると、尓保都比売命を紀伊国の管川藤代の峰に鎮座させて祭った、という内容である。尓保都比売命の「好治二奉我前一者」は、結果的に「鎮二奉其神於紀伊国管川藤代之峰一」によって実現され、つまり、ここの「治」は、具体的に言えば、紀伊国の管川藤代の峰に鎮めてもらうことを指す。

右のように、『古事記』『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文に見える「治二我前一」という表現の場合、「治」の字は、祭祀の場面に用いられるものであり、祭るに近い意味を確認することができる。一方、「祭」の字は『古事記』においてどのように用いられているのか。その用例を提示しておく。

①此二柱神者、拝二祭佐久々斯侶伊須受能宮一。（上巻　天孫降臨）
②妹豊鉏比売命、【拝二祭伊勢大神之宮一也。】（中巻　崇神天皇条）
③以二意富多々泥古一而、令レ祭二我前一者、神気、不レ起、国、亦、安平。（中巻　崇神天皇条）
④即以二意富多々泥古命一、為二神主一而、於二御諸山一、拝二祭意富美和之大神前一。（中巻　崇神天皇条）
⑤又、於二宇陀墨坂神一、祭二赤色楯・矛一。又、於二大坂神一、祭二黒色楯・矛一。（中巻　崇神天皇条）
⑥次、倭比売命者、【拝二祭伊勢大神宮一也。】（中巻　垂仁天皇条）
⑦即以二墨江大神之荒御魂一、為二国守神一而、祭鎮、還渡也。（中巻　仲哀天皇条）

右に挙げた「祭」の字の用例を見ると、①「拝二祭佐久々斯侶伊須受能宮一」（〈さくくしろ〉五十鈴の宮をあがめ祭る）、②「拝二祭伊勢大神之宮一」⑥「拝二祭伊勢大神宮一」（伊勢の大神宮を拝み祭る）、③「令レ祭二我前一者」（私を祭らせるならば）、④「拝二祭意富美和之大神前一」（意富美和之大神を拝み祭る）、⑤「祭二赤色楯・矛一」「祭二黒色楯・矛一」（赤色〈または黒色〉の楯と矛を祭る）、⑦「即以二墨江大神之荒御魂一、為二国守神一而、祭鎮」（墨江大神の荒御魂を、国守神として鎮め祭る）といった用法になる。

マツルという言葉について、西宮一民氏(7)は、「「神を祭る」ということは、「献る」「斎仕く」「斎ハフ」の総称」と述べており、それぞれ「神に幣帛を献る」、「特定の氏族や人（職業人）が特定の神を祭る」、「人が神を祭る」の意味を表すと指摘している。右に挙げた用例に即して考えると、同意できるものである。

一方、さきほど挙げた『古事記』『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文などの用例を見ると(8)、「治」の字は、ある場所に神を斎き祭る、供え物を奉納する、ある場所に神を鎮座させるなどの場面に用いられる。したがって、当該箇所の「治賜者」の「治」も、このような意味で解釈してもよいのではなかろうか。すなわち、オホクニヌシの「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而、治賜者」というのは、国譲りの条件として、天つ神側に立派な宮殿を造って、そこに自分を治めて（具体的に言えば、住むべき場所に鎮座させて、斎き祭って、供え物を供えて）ほしいという要望を言っている。

実際、天つ神側がオホクニヌシのために住居を造って、オホクニヌシを祭るというような記事は、『日本書紀』に確認できる。

又汝応レ住天日隅宮者、今当二供造一。即以二千尋栲縄一、結為二百八十紐一、其造宮之制者、柱則高大、板則広厚。又将二田供佃

一。又為二汝往来遊レ海之具一、高橋・浮橋及天鳥船亦将二供造一。又於二天安河一亦造二打橋一。又供二造百八十縫之白楯一。又当レ主二汝祭祀一者、天穂日命是也。

（巻第二 神代下第九段一書第二）

右の傍線部を見ると、まず「汝応レ住天日隅宮者、今当二供造一」、つまり、天つ神側（この場面は、タカミムスヒの命令で）がオホクニヌシのために「天日隅宮」を造営する。この宮を造営する基準は、具体的に「柱則高大、板則広厚」と記されており、つまり、宮柱を高く聳えさせ、板を広く厚く造るという。この表現は、『古事記』当該箇所の「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而」と類似するものと言えよう。「天日隅宮」の造営だけでなく、オホクニヌシのためには、ほかに、御料田を提供し、高橋、浮橋、天鳥舟、打橋、白楯といったものをも造る。最後の「当レ主二汝祭祀一者、天穂日命是也」は、オホクニヌシの祭祀をつかさどるものはアマノホヒである、というオホクニヌシの祭祀に関する話が記されている。

『古事記』に戻ると、オホクニヌシのための住居造営及び祭祀に関する記事は、オホクニヌシの会話文の直後に記されている。「於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而、水戸神之孫櫛八玉神為二膳夫一、献二天御饗一之時、禱白而」とあるように、まず、出雲国の多芸志の小浜に、「天之御舎」が造られる。従来、この建物を、オホクニヌシが服属儀礼を行う場として、天つ神側のために造ったものとする説もあるが、しかし、『古事記』中巻垂仁天皇条に、「天皇、患賜而、御寝之時、覚二于御夢一曰、修二理我宮一、如二天皇之御舎一者、御子、必真事登波牟、如此覚時、布斗摩邇々占相而、求二何神之心一、爾祟、出雲大神之御心」とあるように、出雲大神（オホクニヌシ）が天皇の夢に現れ、自分の住居を天皇の宮殿のように修理してほしいと言っている。ここの「修理」について、西宮一民氏(9)は「荒れ放題になつてゐたのを修繕せよといふのである」と述べており、また、神野志隆光氏(10)は「全体をあらためて築造することをいう」と述べているように、オホクニヌシの住居が既に存在している(11)。垂仁記の「其御子、令レ拝二其大神宮一将レ遣之時（ホムチワケを、その大神の宮を参拝させに遣わそうとしたときに）」の一文はその傍証になる。その宮はいつ造られたかというと、中川ゆかり氏(12)の「出雲大神の宮は大国主神の国譲りに際して、「於二出雲国之多藝志之小濱一、造二天之御舎一…」（古事記上巻）とある〝天之御舎〟を指すのであろう」という指摘はそのとおりである。また、さきほど『日本書紀』で確認した「又汝応レ住天日隅宮者、今当二供造一（またあなたが住むべき天日隅宮を、いま造営してやろう）」（巻第二 神代下第九段一書第二）のほかに、「五十足天日栖宮之縦横御

量、…所レ造二天下一大神之宮造奉（十分に足り整った天日栖宮の縦横の規模に倣い、…所造天下大神（オホクニヌシ）の宮をお造り申せ）」（『出雲国風土記』楯縫郡）、「八百丹杵築宮爾静坐支。（八百丹杵築宮に鎮座していらっしゃった）」（『出雲国造神賀詞』）などの記事も確認できる。このように、オホクニヌシの住居に関しての記事は、『古事記』以外の上代文献資料に確認ができ、特に、『日本書紀』『出雲国風土記』には、天つ神側がオホクニヌシのために住居を造ったと明記されている。したがって、『古事記』においては、オホクニヌシの住居造営に関する記事があってもおかしくはないと思われる。この「天之御舎」はやはり、オホクニヌシのために造られたものと考えられる（「天之御舎」に関しては次章において詳述する）。

　オホクニヌシの住居である「天之御舎」が造られ、地の文は、オホクニヌシの祭祀に話に移る。従来、斎藤英喜氏（13）は、出雲大社の祭祀の重要性を説き、「国を譲り受けた天つ神の御子＝天皇は、その地上支配の正統性を確保するために、つねにきちんとオホクニヌシを祭る出雲大社を運営しなければならない」と述べており、また、アンダソヴァ・マラル氏（14）は、「ここにおいて出雲はオホクニヌシの宮殿が立つ場所として登場する。さらに、この出雲においてクシヤタマによるオホクニヌシの祭祀が描かれるのである」と指摘しているように、クシヤタマによる「天御饗」の献上、及び祝辞の奏上は、オホクニヌシの祭祀を反映するものである。

　この祭祀の場面において、水戸神の孫であるクシヤタマは膳夫として登場する。この神は、オホクニヌシに対し「天御饗」を献上するが、宣長の「そは天上（アメ）にて行（オコナ）ふ御饗（ミアヘ）の式（ノリ）を用ひらるゝ故に云なるべし」という指摘のとおり、「御饗」の上にある「天」の字は、天つ神側の式を以って御馳走用意した、ということを意味する（15）。したがって、天の御舎が造営されることによって、オホクニヌシの住居造営の要求が果たされ、また、天つ神側から天御饗を提供されることと祝辞を奏上されることによって、オホクニヌシの求めた「治」が実現されたのである。

　最後に、当該箇所「治賜者」の「賜」の字にも触れておきたい。築島裕氏（16）は尊敬語タマフを論じる際に、「（賜の字は）本動詞としての用例が総計三十五例、尊敬語補助動詞としての用例が三十例を算する。（略）接尾語としては、専ら「賜」が用ゐられ、「給」が全く用ゐられてゐないことは、注意すべきである」と指摘している。たとえば、「天神諸命以、…賜二天沼矛一而、言依賜也」（上巻　淤能碁呂島）の一文を見ると、「賜二天沼矛一」の「賜」は築島氏の言う「本動詞」、つまり、上位から下位にものを与えるの意で用いられるものであり、「言依賜」の「賜」は、築島氏の言う「尊敬語補助動詞」、つまり、〜なさる・〜くださるの意で用いられる。当該箇所の「治

賜者」の「賜」は補助動詞の用法であり、「治」という行為を尊敬する形で、オホクニヌシの高天原側に対する敬意が反映される。オホクニヌシの会話文を見ると、オホクニヌシはへりくだって「僕」という表現を使い、ほかに、「不レ得レ白」、「随レ命既献也」、「於二百不レ足八十坰手一隠而侍」などに見える「白（マヲス）」「献（タテマツル）」「侍（ハベル）」の文字からも、高天原側への敬意が読み取れる。

では、高天原側に対してへりくだった態度をとるオホクニヌシは、なぜ、立派な宮殿造営と祭祀を求めたかというと、オホクニヌシは最終的に国土の修理固成を完成した者として、相応の待遇を求めていると考えられる。イザナキ・イザナミによる国土の修理固成は、イザナミの神避りによって中断されたが、オホクニヌシはスサノヲの命を受け、カムムスヒの子どもスクナビコナ、及びオホモノヌシの協力を得て、国作りという事業を再開した。「葦原中国」と呼ばれる地上世界は、「豊葦原千秋長五百秋水穂国」（豊かな葦の茂る原で大量に多年稲穂が収穫できる国）と呼ばれるようになったのは、オホクニヌシによる国作りの功績を反映するものとも考えられよう。

もう一つ、オホクニヌシはかつて、兄弟神たちの迫害で死んでしまい、その後カムムスヒの助力で生き返ってくる。これについて、姜鍾植氏[17]はスサノヲの系譜に見える「十七世神」を論じる際に、「人の一生涯を「世」と捉えると、死と再生の過程を二回繰り返す大国主神の場合は三つの「世」を生きたことになる」と指摘し、オホクニヌシの死と再生をそれぞれ一代にカウントする。つまり、オホクニヌシはスサノヲの系譜に位置しつつも、カムムスヒの助力で生き返ることにより、天つ神系の存在として生まれ変わる。この点を踏まえて考えると、オホクニヌシが求めた「治」は、スサノヲの代弁とも考えられ、スサノヲの系譜を天つ神相当だと地上において保証してほしいということになる。

五、まとめ

本章は、『古事記』上巻国譲り神話の「治」をめぐって考察してきた。従来の解釈では、「治」をめぐっては大きく住居を造営して祭る、住居を造営する、祭るの三つに分かれている。検証したところ、『古事記』において「治」の字を建造物を造営するの意で用いられる確実な例がなく、また、「治」の字を造営するの意で捉えれば、直前の「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而」の意味と重複してしまう。この二点から、「治」を造営するの意で解釈するのは難しいと判断した。一方、『古事記』上巻オホクニヌシの国作りの話や、『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文の記事などに、「治」の字は祭祀と関わる場面で用いられる。当該箇所の「治」の字は、

オホクニヌシを住むべき場所に鎮座させて、斎き祭って、供え物を供える、などの意味で考えるべきであり、実際には、出雲国の多芸志の小浜にオホクニヌシの住居が造られ、オホクニヌシの求めた「治」は、クシヤタマによる天御饗の献上と祝辞の奏上によって実現され、スサノヲの地位を回復させるためのものと考える。

注

（1）倉野憲司『古事記全註釈』は「治賜者」の項目に「既出」とあり、オホクニヌシの国作りの段に見える「能治二我前一者」を指す。そこの注釈を見ると、「然るべく処置する意である」とある。

（2）「丘」の字、底本に「𠀉」と作る。

（3）『日本国語大辞典』（第二版）では、「責任をもって世話をする」と解釈するが、『新編全集』では、「迎え入れて皇子としてふさわしい待遇をするの意」とある。それに従う。

（4）①「於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而居」と②「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而坐也」を見ると、「於二底津石根一云々」と「居」「坐也」とは、「而」の字によって接続されており、「而」の前後の文の主語は一貫して変わらない。つまり、①の場合、「於二底津石根一云々」と「居」の主語はいずれもオホクニヌシであり、②の場合、「於二底津石根一云々」と「坐也」の主語はいずれもニニギということになる。したがって、当該箇所の「於二底津石根一云々」は「治賜」の主語と一致して高天原側と考えられる。

（5）「能治二我前一者」の「我前」について、かつて本居宣長は「前(マヘ)は座(クラ)と同くて、本(ト)其(ノ)神の御座位(ミマシドコロ)を指(シ)て云言なり、（中略）さて御座位(ミマシドコロ)を指(シ)て云が、やがて其(ノ)神を指(シ)て云なれば、治二我前(ヲ)一とは、即(チ)治レ我(ヲ)と云ことなり」と述べ、また、「神や天子などを、それと直接指すのを憚つて、その『前』とかその『座』とかいふのである」（『古事記全註釈』）、「神に敬意を表すために、直接指すことを避ける表現」（『新編全集』）などとも解釈されている。当該箇所の場合、オホクニヌシは「治二賜我前一者」を言わず「治賜者」と言ったのは、前後の文脈を含めて考えると、オホクニヌシのへりくだった態度を反映するものと考えられる。

（6）「事依給」の解釈については、「統治出来るようにしてあげよう」（『日本古典文学大系 風土記』）、「うまく統治できるようにしてあげよう」（『新編日本古典文学全集 風土記』）、「すべてとり集めてさし上げましょう」（『風土記 上 現代語訳付

き』とあるが、「ことよさす」は「委ねる・任じるの意」（『時代別国語大辞典 上代編』）とあるように、「委任する」の意で解釈するのが一般的である。

（7）西宮一民『上代祭祀と言語』「マツリの国語学」（桜楓社、一九九〇年）。初出、一九八九年。

（8）『日本書紀』に次の一例がある。「冬十月甲寅朔甲子、葬二皇妃一。既而天皇悔下之不レ治二神祟一、而亡中皇妃上、更求二其咎一」（巻第十二 履中天皇五年十月）。履中天皇五年の冬十月十一日に、九月十九日に亡くなった皇妃を葬りまつった。天皇は、神の祟りを鎮められずに、皇妃を死なせてしまったことを後悔し、あらためてその咎めを受ける原因を求めるとある。この内容と関連して、同五年三月の記事に、「五年春三月戊午朔、於二筑紫一所レ居三神、見二于宮中一言、何奪二我民一矣。吾今慚レ汝。於レ是禱而不レ祠」とあり、つまり、五年の春三月一日に、筑紫におられる三神は宮中に現れて、「どうして私の民を奪ったのか。私はいまあなたを恥じ入らせよう」と言った。そこで、祈祷はしたが、祭祀はしなかった。筑紫三神の祟りを治めなかったことが原因で、履中天皇の皇妃が突然薨去してしまったのである。この記事は、「天皇悔下之不レ治二神祟一、而亡中皇妃上」、と呼応する。すなわち、「不レ治二神祟一」と「不レ祠」とは同じことを指しており、「祠（まつる）」の字は、この場面では、神の祟りを治めることをいうのである。「治」の字は、ここでは祭祀に関する場面に使用されているが、祭るという意味より、鎮めるの意に近い。

（9）西宮一民『古事記の研究』2「読解の部」Ⅳ「訓読篇」第二章「「訓読」各説」第一節「修理固成」（おうふう、一九九三年）。初出、一九七五年。

（10）山口佳紀 神野志隆光『古事記注解2』（笠間書院、二〇一五年）。

（11）「国譲りの際の要求は実現されていないのだから、物語列的には中巻の垂仁記で再び同じ要求が繰り返されることは当然である。（略）これ（垂仁記、筆者注）以前に出雲大社の造営のことは記されていないのだから、特に修繕の意に解さなければならない理由はない」（矢嶋泉「『古事記』の大物主神」、『青山語文』第三十五号、二〇〇五年三月）とあるように、オホクニヌシの求めた住居は、垂仁天皇の時代にまだ建てていないとし、垂仁記の「修理」は修繕するの意ではないという意見もある。

（12）中川ゆかり『上代散文 その表現の試み』第二章「古事記の表現―ものがたる工夫―」第一節「イザナキ・イザナミの国

作り―「修理」の語義から―」（塙書房、二〇〇九年）。初出、二〇〇〇年。

(13) 斎藤英喜『読み替えられた日本神話』第一章「古代神話を読む」（講談社現代新書、二〇〇六年）。

(14) アンダソヴァ・マラル『古事記 変貌する世界―構造論的分析批判―』第Ⅰ節「古事記神代の変貌する世界」第2章「「葦原中国」と「出雲の国」」（ミネルヴァ書房、二〇一四年）。

(15) クシヤタマをオホクニヌシ側のものとし、この神が献上する天御饗を、「服属のしるしとして天つ神側に献上するご馳走」（『新編全集』頭注）とする意見もある。

(16) 築島裕「尊敬語タマフの系譜」（『武蔵野文学』第二十九号、一九八一年十二月）。

(17) 姜鍾植「スサノヲの系譜「十七世神」について―系譜と説話の関わりという観点から―」（『井手至先生古稀記念論文集国語国文学藻』和泉書院、一九九九年）。

第六章　国譲り神話の「天之御舎」

一、はじめに

本章は、引き続き『古事記』上巻オホクニヌシの国譲り神話について考察していく。主に、「如此之白而」という表記に注目することによって、国譲り神話に見える「天之御舎」とは誰が何のために建てたものかをめぐって解釈を試みる。次の一節は、前章においてすでに提示した部分もあるが、あらためて一通りを確認しておく。

故、更且還来、問二其大国主神一、汝子等、事代主神・建御名方神二神者、随二天神御子之命一勿レ違白訖。故、汝心、奈何。爾、答白之、僕子等二神随レ白、僕之、不レ違。此葦原中国者、随レ命既献也。唯僕住所者、如二天神御子之天津日継所レ知之登陀流【此三字以レ音。下効レ此。】天之御巣一而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、【此四字以レ音。】於二高天原一氷木多迦斯理【多迦斯理四字以レ音。】而、治賜者、僕者、於二百不レ足八十坰手一隠而侍。亦、僕子等百八十神者、即八重事代主神、為二神之御尾前一而仕奉者、違神者非也、如此之白而、於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一【多芸志三字以レ音。】而、水戸神之孫櫛八玉神為二膳夫一、献二天御饗一之時、禱白而、櫛八玉神、化レ鵜、入二海底一、咋二出底之波邇一、【此二字以レ音。】作二天八十毘良迦一【此三字以レ音。】而、鎌二海布之柄一作二燧臼一、以二海蓴之柄一作二燧杵一而、欑二出火一云、

是、我所レ燧火者、於二高天原一者、神産巣日御祖命之、登陀流天之新巣之凝烟【訓二凝烟一云二州須一。】之、八拳垂麻弖焼挙、【麻弖二字以レ音。】地下者、於二底津石根一焼凝而、栲縄之千尋縄打莚、為レ釣海人之、口大之尾翼鱸、【訓レ鱸云二須受岐一。】佐和佐和邇、【此五字以レ音。】控依騰而、打竹之登遠々登遠々邇、【此七字以レ音。】献二天之真魚咋一也。

故、建御雷神、返参上、復下奏言二向和平葦原中国一之状上。

右に引用した内容は、『古事記』上巻オホクニヌシの国譲りの場面である。タケミカヅチは、天つ神側の使者として出雲の地に降り、オホクニヌシの子どもたち（コトシロヌシ・タケミナカタ）の同意を得て、最終的にオホクニヌシに国譲りを迫る。オホクニヌシも国譲りに同意するが、そのかわりに、自分の住居を天つ神御子の住居のような立派な建物（宮柱を太く立てて、氷木を高く聳えさせるほ

どの）を造営して、そこに自分を祭ってくれれば、自分は奥まった場所（百足らず八十坰手）に隠れると約束する。オホクニヌシがこのような発言をした直後、出雲国の多芸志の小浜に「天之御舎」が造営され、料理人であるクシヤタマは、御馳走（天御饗）を献上するときに、祝福の言葉を奏上する。そこで、タケミカヅチは高天原に返って、葦原中国を平定させたことを復命する、という文脈である。

　この出雲の地に建てた「天之御舎」をめぐって、従来、天つ神側がオホクニヌシのために建てた住居、オホクニヌシが天つ神側の諒承を得て自分で建てた住居、オホクニヌシが服属儀礼を行う場として建てたものなど、さまざまな解釈がなされてきた。本章は、「天之御舎」は誰が何のために建てたものなのかについて、解釈を試みるものである。

二、「如此之白而」の「之」の字

「天之御舎」は、「如此之白而、於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而」の一文に見える。『新編全集』はこの一文を、「如此白(かくまを)して、出雲国(いづものくに)の多芸志(たぎし)の小浜(をはま)に、天の御舎(あめのみあらか)を造(つく)りて」と訓み、「こう申して、出雲国の多芸志の小浜に、天つ神のための殿舎を作り」と訳している。すなわち、『新編全集』は「天之御舎」をオホクニヌシが天つ神側のために造ったものと解釈している。たしかに、「如此之白而(かくまをして)（こう申して）」までの会話文の主語はオホクニヌシであり、そのまま主語が変わらなければ、「造二天之御舎一而」の主語もオホクニヌシでなければならないわけである。

　しかるに、「天之御舎」を考えるに先立ち、そもそも「如此之白而」の五文字の訓みはカクマヲシテでよいのであろうか、という疑問を抱いている。古写本・版本を確認すると、「如此之白而」の訓みは以下のとおりである。

伊勢本　如‐此(カク)之白而
伊勢一本　如‐此(カク)之白而
兼永筆本　如レ此之白(マウ〆)而
猪熊本　如レ此之白(マウシテ)而
前田本　如レ此之白(マウ〆)而
曼殊院本　如レ此之白(マウ〆)而
寛永版本　如レ此之白(マウシテ)而
延佳本　如‐此(カク)之白(〆)而

右のように、「如此之白而」はすべてカクマヲシテと訓まれていると見てよかろう。古写本・版本のみならず、本居宣長『古事記伝』以降の注釈書やテキストも異同なく「如此之白而」の五文字をカクマヲシテと訓む（1）。

しかし、一方、カクマヲスの表記を『古事記』本文で確認してみると、次の五例が確認できる。

①且与二黄泉神一相論。莫レ視レ我、如此白而、還二入其殿内一之間、甚久、難レ待。（上巻　黄泉の国）

②故爾、問二其大国主神一、今、汝子事代主神、如此白訖。亦、有二可レ白子一乎。（上巻　建御雷神の派遣）

③如此白之間、其建御名方神、千引石擎二手末一而来、（上巻　建御雷神の派遣）

④如此白而、被二給御琴一、歌曰、（下巻　仁徳天皇条）

⑤然、恃レ己入二坐于陋家一之王子者、死而不レ棄、如此白而、亦、取二其兵一、還入以戦。（下巻　安康天皇条）

これらの用例を見ると、①④⑤の傍線部は「カクマヲシテ（このように言って）」、②は「カクマヲシヲハリヌ（このように申しおわった）」、③は「カクマヲスアヒダニ（こうに申している間に）」（『新編全集』に拠る）とあるように、カクマヲスを漢字で書き表すときは、すべて「如此白」となっており、当該箇所の「如此之白」と異なって、「如此」と「白」との間に、「之」の字がない。

言葉を口に出す、という意味で用いられる動詞は、『古事記』において、「白」のほかに「言」「詔」「歌」「物言」「言教」「奏」などもある。これらの動詞について、次のような用例が挙げられる。

①於是、伊耶那岐命先言、阿那邇夜志、愛袁登売袁、後妹伊耶那美命言、阿那邇夜志、愛袁登古袁。如此言竟而御合、生子、淡道之穂之狭別島。（上巻　神の結婚）

②於是、天照大御神、告二速須佐之男命一、是、後所レ生五柱男子者、物実因二我物一所レ成故、自吾子也。先所レ生之三柱女子者、物実因二汝物一所レ成故、乃汝子也、如此詔別也。（上巻　うけい）

③如此歌、即為二宇伎由比一而、宇那賀気理弖、至レ今鎮坐也。（上巻　八千矛の神）

④誰来二我国一而、忍々如此物言。然、欲レ為二力競一。

（上巻　建御雷神の派遣）

⑤今如此言教之大神者、欲レ知二其御名一、（中巻　仲哀天皇条）

⑥有下変二三色一之奇虫上。看二行此虫一而、入坐耳。更無二異心一。如此奏時、天皇詔、（下巻　仁徳天皇条）

（※如此言…計４例、如此詔…計３例、如此歌…計１０例、如此物言、如此言教…計１例、如此奏…計２例）

右のように、「如此白」と似たような表現として、「如此言」「如此詔」などの用例が複数見られるが、「如此」と「言」「詔」などの動詞との間に、「之」の字が一度も用いられない。つまり、このように言うを書き表すときに、「如此之言」「如此之詔」のような表記は存在しない。

また、「如此＋（動詞）」の用例は、『古事記』に以下の表現が存在している。

①河雁為二岐佐理持一、鷺為二掃持一、翠鳥為二御食人一、雀為二碓女一、雉為二哭女一、如此行定而、日八日夜八夜以、遊也。（上巻　天若日子の派遣）

②若悵二怨其為レ然之事一而、攻戦者、出二塩盈珠一而溺。若其愁請者、出二塩乾珠一而活。如此令二惚苦一、（上巻　海神の国訪問）

③故、如此言二向平三和荒夫琉神等一、退二撥不レ伏之人等一而、坐二畝火之白檮原宮一、治二天下一也。（中巻　神武天皇条）

④如此平訖、参上覆奏。（中巻　崇神天皇条）

⑤如此逗留之間、其所レ妊之御子既産。（中巻　垂仁天皇条）

⑥如此設備而、抱二其御子一、刺二出城外一。（中巻　垂仁天皇条）

⑦如此覚時、布斗摩邇々占相而、求二何神之心一、爾祟、出雲大神之御心。（中巻　垂仁天皇条）

⑧故、如此撥治、参上、覆奏。（中巻　景行天皇条）

⑨如此上幸之時、香坂王・忍熊王、聞而、思レ将二待取一、（中巻　仲哀天皇条）

⑩如此御合、生御子、宇遅能和紀郎子也。（中巻　応神天皇条）

⑪爾、兄、辞令レ貢二於弟一、弟、辞令レ貢二於兄一、相譲之間、既経二多日一。如此相譲、非二一二時一。（中巻　応神天皇条）

⑫如此令レ詛、置二於烟上一。（中巻　応神天皇条）

右の用例を見ると、「如此（このように）」の下に動詞が接続する場合は、「如此」＋「行定」、「如此」＋「令惚苦」、「如此」＋「言向平和」などのように、「如此」と動詞の間に「之」の字が用いられて

いない。では、「如此之白而」のような、「如此」の下に「之」の字が用いられる用例を拾ってみよう。

①亦、於㆑姓日下、謂㆓玖沙訶㆒、於㆑名帯字、謂㆓多羅斯㆒。如此之類、随㆑本不㆑改。（序）

②爾、伊耶那岐命詔、然者、吾与汝、行㆓廻逢是天之御柱㆒而、為㆓美斗能麻具波比㆒。如此之期、乃詔、汝者、自㆑右廻逢。我者、自㆑左廻逢。（上巻 神の結婚）

③又、錦色小蛇、纏㆓繞我頸㆒。如此之夢、是有㆓何表㆒也。（中巻 垂仁天皇条）

④今年踰㆓若干㆒、不㆓復称㆒㆑夭。筋力・精神、一時労竭。如此之事、本非㆑為㆑身。止欲㆑安㆓養百姓㆒。所以致㆑此。
（『日本書紀』巻第十四 雄略天皇二十三年八月）

これらの用例を見ると、①「如此之類」③「如此之夢」④「如此之事」のように、「如此之」の下に「類」「夢」「事」といった名詞が接続する(2)。この場合、「如此之」は現代日本語で言えば、このような、という意味になるが、漢籍（特に漢訳仏典）によく見える用法である(3)。

一方、②「如此之期」の場合は、『新編全集』では「如此期（かくちぎ）りて」と訓み、「こう約束して」と訳しており、「期」の字を動詞としてとらえている。しかし、「如此之期」の訓みをめぐって、従来、解釈はさまざまあった。延佳本の頭注を見ると、「此下之字云之誤乎」と書いてあり、つまり、「此」の字の下の文字は「云」の誤りではないかとの指摘である。賀茂真淵の『仮名書古事記』では「如此之期」を「かくちきりて」と訓むが、「之期ハ言期ノ誤ナルヘシ、此二字ニテチギリテトヨムヘシ」との注があり、「之期」は「言期」の誤字で、「言期」をチギリテと訓むべきだと解釈する。『古事記伝』は、延佳本の意見を採用して「如此之期」を「如此云期」に訂正し、「云ノ字諸本みな之と作（アル）を、云の誤ならむと延佳が云る、實にさることなり、【記中に之と云と、相（タガヒ）に寫シ誤れる所多かり、】故レ今も然（シカ）定めて改めつ、期は知岐理弖（チギリテ）と訓べし、蜻蛉日記に、かくいひちぎりつれば、思ひかへるべきにもあらず」とあるように、『蜻蛉日記』を傍証として、「如此云期」をカクイヒチギリテと訓む。ほかに、『全釈』も同じ立場である。いずれも、「如此之期」の「之」の字に違和感を覚えていたのであろう。

反対に、倉野憲司『古事記全註釈』は『古事記伝』を引用し、「「之」を「云」に改めてゐるが、それはよくない。下文に「如此之白而」

と同様な用法が見られるから、原文のままでよい」と解釈しており、当該箇所の「如此之白而」を根拠に、「如此之期」は間違いではないと指摘する。また、西宮一民氏の『古事記 修訂版』の脚注に「「之」は助字である」と書いてある。このような見解は、現在に至るまで支持されているが、既述のように、「如此之」の下に動詞が接続する確実な用例はほかになく、漢籍を調べてみても、「如此之」の下には動詞が接続する例が見られない。「如此」と動詞の間に「之」の字があるとすれば、やはり違和感を覚えると言わざるを得ない。

たしかに、延佳本や宣長の言うとおり、「之」と「云」の行書体は、 と （真福寺本に拠る）のように似ているかもしれない。しかし、原文尊重という立場で、つまり、「之」の字を「云」の誤字とせず、「如此之期」のまま訓むとすれば、「如此之期」をコノチギリノゴトク（如二此之期一）と訓みたい。傍証として挙げられる用例は、次のように提示しておく。

①其八俣遠呂智、信如レ言（ことのごとく）来、　（上巻 八俣の大蛇退治）

②随レ教少行、備如二其言一（そのことのごとし）。即、登二其香木一以坐。　（上巻 海神の国訪問）

③如二夢教一（いめのをしへのごとく）而、旦見二己倉一者、信有二横刀一。　（中巻 神武天皇条）

④故、如レ教（をしへのごとく）而、旦時見者、所レ著レ針麻者、自二戸之鉤穴一控通而出、　（中巻 崇神天皇条）

傍線部の「如言」「如其言」「如夢教」「如教」は、いずれも、その言葉（教え）のとおり、という意味になる。それに、「教」の字が「於是、大穴牟遅神、教二告其菟一、今急往二此水門一、以レ水洗二汝身一」（上巻 稲羽の素兎）のように、動詞として用いられる例もあるが、③④の場合は、「教」を名詞として用いているのである。

同じように、「如此之期、乃詔…」の「期」の字を名詞と看做せば、この一文は、コノチギリノゴトクシテ、スナハチノリタマハク…、と訓み、現代語訳は、この約束のとおり、…と仰せになった、になる。『古事記』において、「期」を名詞として用いられる例（序の「潜竜体レ元、洊雷応レ期」を除く）は、次のように見える。

①故、其八上比売者、如二先期一美刀阿多波志都。　（上巻 根の堅州国訪問）

②故、如レ期、一日之内送奉也。　（上巻 海神の国訪問）

「如此之期」と似たような用例として、①「如先期（サキノチギリノゴトク）」、②「如期（チギリノゴトク）」は、いずれも、約束のとおり、という意味になる。同様に、当該箇所の「如此之白而」の「白（マヲス）」の字を名詞「白（マヲシ）」と看做せば、「如此之白而」は、コノマヲシノゴトクシテと訓み、この申し上げたことのように、という意味になる（4）。

　ちなみに、「白」の字が名詞として用いられる例は、ほかに、「又、随二其后之白一、喚二上美知能宇斯王之女等、…幷四柱一」（中巻 垂仁天皇条）が見える。『新編全集』では、「其の后の白しし随に」と訓み、「白」を動詞としてとらえているが、一方、延佳本では「随《マニマニ》二其后之白《マフシノ》一」とあり、また、「カノキサキノマヲシタマヒノマニマニ」（『古事記伝』）、「かの后《きさき》のまをしたまひのまにまに」（『全釈』）などのように、古写本や古い注釈書では「白」を名詞としてとらえている（5）。さらに、「随二其后之白一」に見える「随」の字の用例を拾ってみると、「各随二依賜之命一所レ知看之中、速須佐之男命、不レ治二所レ命之国一而」（上巻 三貴子の分治）の傍線部は「依し賜ひし命の随に」とあるように、「随」は「命（ミコト）」という名詞に続く。同様に、垂仁記「随二其后之白一」の「白」を名詞「白（マヲシ）」として見ることはできるのであろう。

　さらに、訓点資料でマヲシの用例を調べていくと、「白」の字のほかに、たとえば嘉禎本（鴨脚本）『日本書紀』に、「故、天孫随鰐所言、留居（そこで、天孫は鰐の言ったとおりに、そこに留まっている）」（巻二 神代下第十段一書第四）の「随鰐所言」の横に「禾（ワ）ニノマウシノマ□（破れのため判読不能）」とあり、言（所言）の字を「マウシ（マヲシ）」と訓んでいるのである。

　したがって、国譲り神話に見える「如此之白而」の「白」の字をも名詞と看做してマヲシと訓み、「如二此之白一而、於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而」の一文は、「此《こ》の白《まをし》の如《ごと》くして、出雲国の多芸志の小浜に、天の御舎を造りて（この申し上げたことのように、出雲国の多芸志の小浜に、天の御舎を造って）」という訓みになる。

三、「天之御舎」について

　ここから、あらためて「天之御舎」の在りようをめぐって考えていくこととする。『新編全集』の頭注は、「服属儀礼を行うために、大国主神が相手の神々のために建てたものとみる説をとるべきである」と述べており、オホクニヌシ服属論を支持する立場である。こ

の服属論は、早くから益田勝実氏より提唱されており(6)、氏は、『古事記』国譲り神話のオホクニヌシについて「決意をのべて、なお使者をもてなし、りっぱに交渉を終えたのである」と指摘し、国譲り神話に見える「献二天御饗一」「禱白而」などは「オオクニヌシが服従の意を示」すものと論じている。また、岡田精司氏(7)は「益田氏の研究によって(中略)大国主神も天照大神の使者に対して御饌を献上して服従の証しとしたことを知りうるのである」と、益田氏の服属論に賛成する立場である。

右の服属論を踏まえて、「天之御舎」を論じたのは矢嶋泉氏(8)である。氏は、「「天御饗」は(略)「服属儀礼としての食物供献」と見るべきもの」とし、「「天之御舎」とは「天御饗」を「獻る」ための御殿」と指摘している。ほかに、戸谷高明氏(9)も「「天之御舎」は〈御饗献上〉による服属儀礼を行うための建物」と述べている。

しかし、従来の説をたどっていくと、「天之御舎」をオホクニヌシの住居と見るものが多く見られる。本居宣長は『古事記伝』において、まず、主語の問題について疑問を抱き、「如此之白而於出雲云々と、獻二天之眞魚喰一也と云るまで、一續になりて、皆大國主神の爲たまふ事になりて、理かなはざれば、如此之白而の下に、必此より彼へ轉る界限無くてあるべからざればなり」と述べ、「如二此之白一而」と「於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而」との間に、「乃隠也。故随白而」の七文字を補って、本文を「如二此之白一而、乃隠也。故随レ白而、於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而(このように申し上げて、隠れた。そこで、オホクニヌシの申すことに従い、出雲国の多芸志の小浜に、天の御舎を造って)」に改めたのである。しかし、宣長以前の古写本・版本にはいずれも「乃隠也故随白而」の七文字を見ない。原文尊重の立場からすれば、本文に文字を補うことは控えるべきではなかろうか。さらに、宣長は「天之御舎」に関して、「今此造奉る御舎は、大國主神の御靈の鎮坐む御社にて、即杵築大社なり」と述べ、『出雲国造神賀詞』『日本書紀』『出雲国風土記』などの文献に、オホクニヌシの住居に関する記録があるのを根拠に、『古事記』の「天之御舎」をもオホクニヌシの住居と論じているのである。

ほかに、『全集』の頭注に、「これを造った主語が問題であるが、神代紀の一書には高天原側が大国主神のために天日隅宮を造ったとあるので、それに従う」と書いてあり、西郷信綱『古事記注釈』もまた、『出雲国造神賀詞』の内容を根拠に、「ここはもとより杵築大社をさす」と述べ、「天之御舎」はオホクニヌシの住居だとの指摘である。

一方、このオホクニヌシの住所を、オホクニヌシ自身が造ったものと解釈するのは、倉野憲司氏と西宮一民氏である。倉野氏は『古事記全註釈』において「御舎を建てたのは大国主神であつて、「如此之白而」の下には、「天つ神の諒解を得て」とか「天つ神の同意を得て」とかの語が言外に略かれてゐると見れば自然であつて、天之御舎を造つたのは大国主神である」と述べており、西宮氏は『集成』において、オホクニヌシは神殿（住居）造営の要求が容れられて、自ら「天之御舎」を造ったと解釈している。倉野氏と西宮氏は、いずれも「如此之白而」をカクマヲシテ（オホクニヌシがこのように申し上げて）という訓みに基づき、「如此之白而」の主語はオホクニヌシであるため、「造二天之御舎一」の主語もオホクニヌシでなければならないという考えである。しかし、オホクニヌシは国譲りの条件として、「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而、治賜者（底つ石根に宮柱を太く立て、高天原に氷木を高く聳えさせるように立派な住居を造って、お祭りくだされば）」とあるように、オホクニヌシは天つ神側に住居を造ってほしいと要請したのである。オホクニヌシ自身が住居を造ったと解釈してしまえば、文脈上、オホクニヌシの要求とは合わないのではなかろうか。

ほかに、中川ゆかり氏[10]は、『古事記』中巻垂仁記に見える出雲大神の言葉「修三理我宮如二天皇之御舎一者（我が宮を天皇の御舎の如く修理するならば）」について論じる際に、「出雲大神の宮は大国主神の国譲りに際して、「於二出雲国之多藝志之小濱一、造二天之御舎一…」（古事記上巻）とある〝天之御舎〟を指すのであろう」と述べており、上巻国譲り神話に見える「天之御舎」をオホクニヌシの住居という考えを示しているわけである。

また、『古事記』出雲神話の重要性を説く論説も見られ、三浦佑之氏[11]は、『日本書紀』正伝にまったく存在しない出雲神話が、『古事記』上巻のおよそ二十五パーセントを占めることに注目し、さらに、天皇家の神統譜はアマテラスから神武天皇までの六代しか持たないのに対し、出雲側は、スサノヲからトホツヤマサキタラシまでの十六代と傍系にあたるオホトシの系譜が伝えられると指摘したうえで、「出雲神話と出雲の神がみの系譜とを用いて古事記が語ろうとしたのは、出雲世界の強大さであり、最初の地上の支配者としての出雲の王の物語だ」、「古事記にとっては重要な世界として出雲があったと考えざるをえない」と述べている。

さらに、出雲大社の祭祀の重要性を説くのは斎藤英喜氏[12]である。氏は「国を譲り受けた天つ神の御子＝天皇は、その地上支配の正統性を確保するために、つねにきちんとオホクニヌシを祭る出雲

大社を運営しなければならない」と指摘し、出雲大社に関して、氏は出雲国の多芸志の小浜に造営された「天之御舎」にオホクニヌシが鎮まったとし、「このとき造られた神殿（「天之御舎」を指す、筆者注）こそ、オオクニヌシを祭神として祭る「出雲大社」にほかならなかった」と述べており、「天之御舎」は出雲大社であるととらえている。

三浦氏と斎藤氏の考えに則って、服属論に与しないのはアンダソヴァ・マラル氏[13]である。氏は、国譲り神話について、次のように述べている。

> 「出雲の国の多芸志の小浜」においてオホクニヌシを祭る宮殿が作られ、そして、その初めての祭祀が実行される。ここにおいて出雲はオホクニヌシの宮殿が立つ場所として登場する。さらに、この出雲においてクシヤタマによるオホクニヌシの祭祀が描かれるのである。

右の解釈を見ると、マラル氏は「天之御舎」を「オホクニヌシを祭る宮殿」と看做し、「天御饗」を「クシヤタマによるオホクニヌシの祭祀」と考えているのである。氏は、さらに『古事記』と『日本書紀』との相違に注目し、次のように論じている。

> 古事記の神代の物語はオホアナムヂの大なる国の王への成長を描いているのである。それに対して、日本書紀はその物語を無視している。日本書紀においては、オホアナムヂはオホクニヌシに成長していく過程が描かれることなく、ただ単にその国譲りが述べられるのである。
>
> このように、オホクニヌシを偉大な神として描き、さらに、その国作りの過程をもっとも自分の物語の魅力とする古事記の神代の国譲りの場面において、オホクニヌシがただ服従を表したと解釈するのは、古事記の固有性を見過ごすことになるのではないか。

マラル氏は、『古事記』というテキストにおけるオホクニヌシ像を再確認し、その偉大さを強調したのである。氏は、国譲り神話に見える「天之御舎」はオホクニヌシの住居、「天御饗」はオホクニヌシに献上したものと考えており、オホクニヌシ服属論に挑んでいる。

マラル氏の指摘のとおり、国譲り神話までのオホクニヌシは、兄弟たちのいじめを受け、スサノヲの試練を乗り越え、偉大な国の主

となって国作りに尽力した。それに、国譲りの段階でも天つ神側に立派な住居を造営してもらい、さらに、垂仁天皇の時代になっても、祟りの神として天皇の夢に現れて、住居を修理してほしいと要求するのである。したがって、オホクニヌシは国譲りに迫られたときに、ただ単に天つ神側に服属するとは考え難いものであろう。

　こうしたマラル氏の論証を考える時に、さらに論究しておかなければならないのは、やはり「如此之白而」以下の主語の問題である。従来、「天之御舎」をめぐっての議論は、いずれも「如此之白而（カクマヲシテ）」という訓みに基づいて展開されたものである。しかし、前述のように、カクマヲシテの表記は当該箇所を除き、すべて「如此白而」とあるように、「如此」と動詞「白」との間に「之」の字がない。「如此之類」「如此之事」と同じように、「如此之白」の「白」を名詞と看做すべきである。「如此之白而」を「此（こ）の白（まをし）の如（ごと）くして」という訓みに変えて、本文を読み直すと、「天之御舎」乃至国譲り神話への理解もまた違ってくる。

　「此（こ）の白（まをし）の如（ごと）くして」、つまり、この（オホクニヌシの）申し上げたことのとおりに、であるが、まず、オホクニヌシは何を申し上げたかというと、既に述べたように、オホクニヌシは国譲りの交渉に際し、天つ神側に対して立派な住居を造営して、そこに自分を祭ってほしいと言ったのである。その直後、出雲国の多芸志の小浜に「天之御舎」が造られるが、天つ神側がオホクニヌシの申し上げたことのとおりに造ったのか、一見、二つの解釈ができるように思われるが、オホクニヌシの申し上げた内容は、天つ神側に住居を造ってほしいと言ったのであり、オホクニヌシ自身が自分の住居を造ったとすれば、オホクニヌシの申し上げた内容と矛盾してしまう。したがって、ここはやはり、天つ神側がオホクニヌシの申し上げたことのとおりに、オホクニヌシの住居である「天之御舎」を造ったと考えるべきである。

四、オホクニヌシの住所（すみか）

かつて、宣長は『古事記』以外の上代文献の内容を傍証として、「天之御舎」はオホクニヌシのための住居だと論じたが、その内容をあらためて確認しておきたい。

①時高皇産霊尊乃還二遣二神一、勅二大己貴神一曰、…又汝応レ住天日隅宮者、今当二供造一。

(『日本書紀』巻第二 神代下第九段一書第二)

②神魂命詔、五十足天日栖宮之縦横御量、千尋栲紲持而、百八十結々下而、此天御量持而、所レ造二天下一大神之宮、造奉、詔而、御子天御鳥命、楯部為而、天下給之。

(『出雲国風土記』楯縫郡)

③八百丹杵築宮爾静坐支。

(『出雲国造神賀詞』)

右の傍線部を見ると、①「天日隅宮」、②「天日栖宮」、③「杵築宮」のように、『日本書紀』『出雲国風土記』『出雲国造神賀詞』(14)においてオホクニヌシの住居を確認することができ、『古事記』にオホクニヌシの住居に関する記事があっても不自然なことではない。また、「天之御舎」という文字列に「天之」が見えるが、「天日隅宮」「天日栖宮」にも「天」の字が用いられており、違和感を覚えることはない。そもそも、「天」か「天之」がつく言葉は、天つ神側にのみ使うものとは限らない。たとえば、「即蹈二傾其船一而、天逆手矣於二青柴垣一打成而隠也」(上巻 建御雷神の派遣)の一文を見ると、オホクニヌシの息子コトシロヌシが「天逆手」を打つ動作が記され、また、オホクニヌシの系譜には、天之甕主神、天日腹大科度美神、天狭霧神などの神名も確認できる。したがって、文脈から見るにせよ、文字列から見るにせよ、「天之御舎」をオホクニヌシの住居と看做すことはできる。

また、中巻垂仁天皇条の記事にも注目したい。国譲り神話以降、オホクニヌシが再び姿を表わすのは、中巻垂仁天皇の時代である。この時代に、ホムチワケという御子が、大人になっても物を言うことができない。そこで、物語はオホクニヌシが天皇の夢に現れる話へと展開する。

於是、天皇、患賜而、御寝之時、覚二于御夢一曰、修二理我宮一、如二天皇之御舎一者、御子、必真事登波牟、如此覚時、布斗摩邇々占相而、求二何神之心一、爾祟、出雲大神之御心。

天皇は、御子が物を言えないことを心配して寝ているときに、夢の中で「私の宮を天皇の御舎のように修理してくれれば、御子は必ず物を言えるようになるだろう」と告げられた。占いによって、これは出雲大神(オホクニヌシ)の祟りだと分かったという内容である。

そこで、オホクニヌシの「修二理我宮一」に見える「修理」という言葉に注目したい。『古事記』における「修理」の用例は、垂仁天皇

条のほかに次の二例が確認できる。

①修理二固三成是多陀用弊流之国一。　（上巻　淤能碁呂島）

②是以、大殿、破壊、悉雖二雨漏一、都勿二修理一。

（下巻　仁徳天皇条）

①の「修理」は、イザナキとイザナミは、クラゲのように漂っていて形が定まっていない国を、整った形に固めて、より立派な国に仕上げるという意味である。②は、仁徳天皇の宮殿が壊れて、雨の日の水が漏れてしまっても、壊れた箇所を直さない、宮殿のあるべき形にしないという意味である。いずれも、既にあったもの（①は形が定まっていない国、②は壊れた大殿）を整った形（あるべき形）にする（②は否定形）意味である。

垂仁天皇条の「修二理我宮一」に戻ると、『新編全集』の頭注は、「国譲りの際の大国主神による神殿要求の発言と対応。要求は一度果されたはずだが、その後荒廃していたとみられる」と解釈し、中川ゆかり氏(15)は、「出雲大神の求めた「修理」は国譲りの際に創造された御舎の全面的な〝建て直し〟であった」と述べている。つまり、オホクニヌシの住居は、国譲りの段階で造営されたのだが、垂仁天皇の時代になると、年月が経ち、オホクニヌシの住居の老朽化が進み、オホクニヌシは天皇の夢に現れ「修二理我宮一」との要求をしたのであろう。

オホクニヌシの住居は一度造営されたとすれば、国譲り神話に見える「於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而」との一文を、住居造営に関しての記述と見るのが自然である。逆に、「天之御舎」はオホクニヌシの住居でなければ、国譲り神話は、オホクニヌシの要求が果たされぬまま終わってしまう。換言すれば、オホクニヌシの住居である「天之御舎」は、上巻の国譲り神話と中巻の垂仁天皇条をつなげる役割を果たしている。

では、国譲り神話に見える「如此之白而」以下の文脈、すなわち、「如此之白而、於二出雲国之多芸志之小浜一、造二天之御舎一而、水戸神之孫櫛八玉神為二膳夫一、献二天御饗一之時、禱白而、櫛八玉神、化レ鵜、入二海底一、…櫕二出火一云、是、我所レ燧火者…(16)」をどのように考えたらよいのか。

クシヤタマは、本文では「水戸神之孫」と記されている。水戸神に関しては、「既レ生国竟、更生レ神。…次、生二水戸神一、名速秋津日子神一。次、妹速秋津比売神」（上巻　国生み・神生み）とあるように、イザナキ・イザナミによる神生みのときに生まれたハヤアキツ

ヒコ・ハヤアキツヒメのことを指す。

クシヤタマの献上した「天御饗」に見える「天」の字について、「そは天上にて行ふ御饗の式を用ひらるゝ故に云なるべし」(『古事記伝』)、「『天之御舎・天御饗・天之真魚咋』の「天之(天)」はすべて、天上における制に随ふ意の語で重要な意味をもってゐる」(『古事記全註釈』)の言うように、「天御饗」は、天つ神側がオホクニヌシのために用意したものと考えるべきである。

ちなみに、本文を見ると「献二天御饗一」「禱白而」の文字列に「献」「白」のような謙譲語が見られるが、実際、「天御饗」を献上するのも、祝辞を奏上するのもクシヤタマであり、この神は料理人として登場し身分が比較的低いため、「献」「白」のような謙譲語が用いられたと考えられる。クシヤタマによる御饗献上と祝辞奏上とは、斎藤氏やマラル氏の論のとおり、オホクニヌシのための祭祀と見るべきである。

オホクニヌシの「唯僕住所者、如二…天之御巣一而、…、治賜者」という要求を意識して付言すれば、出雲国の多芸志の小浜に造営された「天之御舎」は「天之御巣」と呼応し、クシヤタマによる献上された「天御饗」は「治賜」と呼応するものであろう。「天御饗」に関わる文脈については、別の機会でさらに論じていきたい。

五、まとめ

ここまで、『古事記』上巻国譲り神話に見える「天之御舎」を中心に考察してきた。従来の研究では、「天之御舎」を天つ神側がオホクニヌシのために造った住居、オホクニヌシ自身が自分のために造った住居、オホクニヌシが服属儀礼のために造った建物など、さまざまな意見が論じられてきた。本章は、まず「如此之白而」という文字列に注目し、「如此之」の下に接続する「白」の字を名詞と看做し、従来カクマヲシテと訓まれてきたこの文字列を「此の白の如くして」という訓みに改め、「天之御舎」をオホクニヌシのために造られた住居と論じた。そして、オホクニヌシが、国譲りの条件として天つ神側に住居を造営してほしいと申し上げたため、「天之御舎」を造った主語をオホクニヌシ自身だとすれば文脈に矛盾が生じてしまい、「天之御舎」を造ったのは天つ神側でなければならないことを指摘した。さらに、『古事記』中巻垂仁天皇条に見える出雲大神の「修二理我宮一」の記事や、『日本書紀』『出雲国風土記』『出雲国造神賀詞』にオホクニヌシの住居に関する記事などを傍証として、『古事記』上巻国譲り神話に見える「天之御舎」を天つ神側がオホクニヌシのた

めに造った住居と看做すべきだという結論に至ったものである。

注

（1）「如此之白而（カクマヲシテ）」（『古事記伝』）、「かく申（まう）して」（『全釈』）、「如此之（カク）白而（マヲシテ）」（『国史大系』『神道大系』）、「如此（かく）白して」（『大系』『古事記全註釈』『古事記注釈』『全集』）、「かく白（まを）して」（『全書』）、「かく白して」（『全講』『集成』）、「如此（かく）白（まを）し而（て）」（『思想大系』）、「如此（かく）白（まを）して」（『新編全集』）。

（2）「如此之夢」に関しては、「かかる夢は」（『全講』、『全書』）、「如此（かく）の夢は」（『古事記全註釈』）、「かくの夢は」（『集成』）と訓み、「夢」を名詞と看做す注釈書もあれば、「如此夢（かくいメ）にみつるは」（『古事記注釈』）、「如此（かく）夢にみつるは」（『思想大系』）、「如此夢（かくいめ）みつるは」（『新編全集』）のように、「夢」を動詞と看做す注釈書もある。

（3）「今以臣之才、兼如此之嫌」（『文選』第三十八巻 譲中書令表）、「如此之人、在世不久、必得解脱」（『賢愚経』巻第十三 堅誓獅子品第五十四）、「如此之事、尽是我等婆羅門力」（『菩薩本縁経』巻下 月光王品第五）、「如此之身、無所復用」（『経律異相』巻第八 為聞半偈捨身十二）。

（4）「如此之期」とは異なり、「如此之白而」の文字列に「而」の字が見えるが、「雖雪零風吹、恒如石而、常堅不動坐」（上巻 邇々芸命の結婚）の用例を見ると、傍線部は「石の如くして」と訓読するが、意味は、つねに岩のように、いつまでも堅く動かないでいらっしゃる、になる。つまり、「如」の下にある「而」の字は必ずしも、〜して、という動作を表わすものとは限らない。したがって、「如此之白而」の場合も、この申し上げたことのようにして、ではなく、この申し上げたことのように、という意味で考えてよい。

（5）古写本において、「白」を名詞としてとらえる用例は、ほかに「是以随白之科詔日子番能迩迩藝命」（延佳本）も見られる。

（6）益田勝実「古事記における説話の展開」（高木市之助編『古事記大成 第二巻』平凡社、一九五七年）。

（7）岡田精司『古代王権の祭祀と神話』第Ⅰ部「古代王権と宮廷祭祀」（塙書房、一九七〇年）。

（8）矢嶋泉『古事記』〈国譲り神話〉の一問題」（『日本文学』三七（三）、一九八八年三月）。

（9）戸谷高明「古事記表現論―「天之御舎」の用法」（『早稲田大

此名を擧るは、上は詔命にて任（ヨサ）し賜ふをいひ、此（ココ）は其任（ノヨサシ）を奉（ウケタマ）はりて、是より下の種々（クサグサ）の事を、此神の行（オコナ）ふ由に云なり」（『古事記伝』）、最近は「「櫛八玉神、鵜と化り」以下では、櫛八玉神の動作が述べられるが、後の「火を鑚り出だして云はく」で、この神を通じて、大国主神の「禱き」の言葉が実現されることが述べられる」（『新編全集』）のように、従来の研究者たちは、この点について矛盾を感じ、さまざまな解釈がなされてきた。『古事記』にしばしば矛盾と思われる記述が見られ、当該箇所はその一例として、他の機会で論じることとする。

学教育学部学術研究 国語・国文学』四七、一九九九年二月）。

（10）中川ゆかり『上代散文 その表現の試み』第二章「古事記の表現―ものがたる工夫―」第一節「イザナキ・イザナミの国作り―「修理」の語義から―」（塙書房、二〇〇九年）。初出、二〇〇〇年。

（11）三浦佑之『古事記講義』第四回「出雲神話と出雲世界」（文芸春秋、二〇〇三年）。

（12）斎藤英喜『読み替えられた日本神話』第一章「古代神話を読む」（講談社現代新書、二〇〇六年）。

（13）アンダソヴァ・マラル『古事記 変貌する世界』第2章「「葦原中国」と「出雲の国」」、第7章「オホクニヌシの国譲り――「天の御饗」段の分析」（ミネルヴァ書房、二〇一四年）。

（14）『出雲国造神賀詞』本文は、山田孝雄『出雲国造神賀詞義解』（出雲大社教教務本庁、一九六〇年）より引用した。傍線は筆者による。

（15）中川前掲論文。

（16）「水戸神之孫櫛八玉神為二膳夫一、献二天御饗一之時、禱白而、櫛八玉神、化レ鵜…鑽二出火一云、」の文に、「櫛八玉神」が二度記されるのは文としておかしいと思われる。古くは「再び（フタタ）

終章　本研究の結論

本論文では、六つの課題を通して、『古事記』の表記と解釈について論じた。第一章では、『古事記』の序文について考察を行った。『古事記』本文は、いわゆる倭文体で書かれたものとされているが、序文だけは、中国唐代の「進五経正義表」及び「進律疏議表」を参考に、純粋な漢文で書かれたものであり、完成度の高い美文である。従来、序文の真偽をめぐっての議論はあったが、太安万侶の墓誌の出土により、偽作説を支持する研究者はほとんどいなくなった。序文と本文との間では、多少の齟齬があることを認めつつも、序文を偽作と看做す決定的な証拠がなく、そのまま信用してよいと考える。また、序文では、『古事記』の成立の経緯を記す一方、筆録者は如何に稗田阿礼の誦習したものを、漢字で書き留めたかという編纂作業の困難さを語り、表記上の工夫と方針についても述べている。序文は、『古事記』本文の表記法を知るための重要な文章であることを確認した。

第二章では、「立奉」という表記について論じた。「立奉」という表記は、Ａヤマタノヲロチ退治の話の「然坐者、恐。立奉」と、Ｂコトシロヌシの国譲りの話の「此国者、立奉天神之御子」と、Ｃニニギの結婚の話の「我之女二並立奉由者」の三例がある。宣長以降、「立奉」をタテマツルと訓むのが一般的であった。しかし、「立奉」という文字列は、タテマツルの意として用いられる例はほかに見ない。また、『古事記』『日本書紀』において、タテマツルは一般的に「奉」の一文字で表記されており、「立」の字の意味を明らかにすることが必要である。延佳本では、ＡとＢの「立奉」の「立」の字をタチドコロニと訓み、それに従う。「立」の字はすぐさま、たちまちの意を表す副詞として用いられる例は、漢文にも確認できる。したがって、ＡとＢの「立奉」はタチドコロニタテマツルと訓む。一方、Ｃの場合は「立奉」ではなく「並立」を一括りとして看做し、これを延佳本の訓みに従い、ナラベタテテ（タテマツル）と訓むという結論に至った。

第三章及び第四章では、主に上巻ヤチホコの歌物語に見える「甚為嫉妬」と、中巻仲哀天皇条に見える「謂為詐神」について論じた。従来の研究者たちは、「為」をスと訓み、「甚為嫉妬」をハナハダウハナリネタミシキ、「謂為詐神」をイツハリヲスルカミトオモフの如き訓み方をしているが、しかし、「甚為」と「謂為」は、漢籍資料（特に漢訳仏典）によく見られる表記であり、「為」の字は「甚」といった程度を表す副詞の後ろに付く場合は、あくまで語意を強める機能

を働かせるものであり、「為」をスと訓む必要はない。ここでは、「甚為」の二字を一つの語と看做し、「甚為嫉妬」は、非常に嫉妬深いという意味であることを論じた。また、「謂為詐神」の「謂為」は、「以為（オモフ）」とは意味の近い言葉で、もともと、「謂」も「以」もオモフの意を有する文字であり、現代日本語で言えば、〜と思う、の意であるが、「謂為」は、現代日本語で言えば、〜であると思う、の意になる。したがって、ここの「為」の字も、「甚為」の「為」と同じく、あくまで語意を強めるものであり、「為」をスと訓む必要はない。「謂為」は、オモフと訓むべきであることという結論に至った。

このように、第二章の「立（タチドコロニ）」と、第三章の「甚為（ハナハダ）」と、第四章の「謂為（オモフ）」は、いずれも漢文によく使用される例であり、『古事記』の筆録者は、漢文（特に漢訳仏典）に精通する人であることが窺える。最近の注釈書を見ると、「立」の字をタツと訓み、「為」の字をスと訓んでしまっているが、延佳本では「立」をタチドコロニと訓み、また、寛永版本では「謂為」をオモフと訓んでいる。こういった江戸時代の版本を繙いてみると、大いに参考になるところがある。

第五章及び第六章では、国譲り神話の「於㆓底津石根㆒宮柱布斗斯理、於㆓高天原㆒氷木多迦斯理而、治賜者」の「治」と、「如此之白而、於㆓出雲国之多芸志之小浜㆒、造㆓天之御舎㆒」の「天之御舎」との二つの側面から国譲り神話の解釈を試みた。従来、「治」の意味をめぐって、造営するの意かマツルの意かで意見が分かれている。漢籍資料において、「治」の字は造営するの意で使用される例が多いが、しかし、『古事記』において、建物を造営するを書くときに、「造」「作」などの字を使うのが一般的であり、「治」の字を使う確実な例を見ない。一方、「治」の字は、マツルの意として使用される例は、『古事記』上巻オホクニヌシ国作りの場面や、『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文にも見られ、さらに、国譲り神話の文脈を考えると、ここもやはりマツルの意として解すべきものであると論じた。「治」の字は、マツルの意として用いられるのは、漢文には例がなく、日本独自の使い方である。

また、「天之御舎」については、従来、誰が何のために造ったものなのかについて議論されてきた。宣長は、天つ神側がオホクニヌシのために造った住居とし、西宮一民氏などは、オホクニヌシが天つ神側の諒解を得て自分の住居を造ったとするが、一方、オホクニヌシ服属論を支持する立場として、『新編全集』などは、オホクニヌシが服属の意を表すために殿舎を建てたとしている。そこで、まず「如此之白而」の訓みを考察した。従来、この文字列をカクマヲシテと

訓んだが、カクマヲスは一般的に「如此白而」と表記され、「之」の字がない。「如此之白而」の訓みをコノマヲシノゴトクシテに修正することによって、「天之御舎」を建てた主語は天つ神側と論じた。さらに、中巻垂仁記に見える出雲大神（オホクニヌシ）の「修理我宮」の記事や、『日本書紀』『出雲国風土記』などにオホクニヌシのために住居を建てたと記してあることなどから、当該箇所もやはり、「天之御舎」を天つ神側がオホクニヌシのために造った住居と看做すべきだと論じた。

以上、六つの課題から『古事記』の表記と解釈について論じてきたが、なお、考察の至らなかった点もある。たとえば、第二章では「奉」の字について論じたが、タテマツルの漢字表記は、「奉」のほかに「貢」「進」「献」などもあり、これらの表記は果して使い分けがあるかを検証する必要がある。また、第三章、第四章で「以為」について触れたが、第四章の注（４）で示したとおり、「以為」は、～しようと思う、の意で使用される例は、写本で調べると文字の異同があり、さらに検証する必要がある用例である。さらに、第五章と第六章では、オホクニヌシの国譲り神話をめぐって論じたが、国譲り神話に見える「天御饗」やクシヤタマの奏上した「是、我所燧火者、云云」の祝辞などについても、まだ十分に論じておらず、今後の課題とする。こういった課題を考えることによって、『古事記』における表記法はより明らかになり、本文解釈はさらに深まっていくのではなかろうか。

かくの如く、日本語文を記すことを志向して、「倭文体」で書かれた『古事記』における表記は、漢文の用法と一致するところもあれば、日本独自の使い方も確認できる。したがって、『古事記』を研究するときは、漢文の知識を駆使し、且つ、上代文献を広く見渡すことによって、はじめて『古事記』に書かれた文字の意味と用法を把握することができる。また、問題意識は、表記だけにとどまるのではなく、一つ一つの漢字を丹念に調べたうえで、従来の学説に向かって問いかけをする。

字を調べることによって語の意味が分かり、語の意味を調べることによって文の意味が分かる。『古事記』に書いてある文字や言葉の研究の積み重ねがあってはじめて『古事記』本文を読み解くことが可能になってくる。言い換えれば、本文を正しく解釈するためには、まず、『古事記』の表記の在りようを明らかにしなければならない。『古事記』の表記に注目することによって、『古事記』本文の解釈は、また何か新たな発見を得るのではなかろうか。

初出一覧

序章　本論文の目的と方法（書き下ろし）

第一章『古事記』の序文（書き下ろし）

第二章『古事記』の「立奉」

『古事記』における「立奉」について」（『鈴屋学会報』第三十四号、二〇一七年十二月）

第三章　ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」

『古事記』「甚為嫉妬」の「為」をめぐって」（『皇學館論叢』第五十一巻第一号、二〇一八年二月）

第四章　仲哀記の「謂為詐神」（書き下ろし）

第五章　国譲り神話の「治」

『古事記』国譲り神話の「治」について」（毛利正守監修『上代学論叢』和泉書院、二〇一九年五月刊行予定）

第六章　国譲り神話の「天之御舎」

『古事記』の「天之御舎」をめぐって」（『萬葉』第二百二十六号、二〇一八年十月）

（※本論文をまとめるにあたって、初出論文の内容を修正した箇所がある）